

一関市開発許可の手引き

令和7年5月

目 次

第1章 開発許可制度の概要.....	1
I 都市計画法における開発許可制度の趣旨.....	1
II 開発許可制度の構成.....	2
III 開発行為の定義.....	7
IV 都市計画区域.....	12
V 許可不要の開発行為.....	13
VI 市街化調整区域での許可不要の建築等.....	18
VII 開発区域.....	19
VIII 開発許可の要否に係る一体性の判断基準.....	20
第2章 許可の基準等.....	23
第1節 開発計画に関する予備調査.....	23
第2節 開発許可の基準.....	25
I 技術基準.....	27
第1 予定建築物の用途 ()	27
第2-1 道路.....	28
第2-2 公園等.....	35
第2-3 消防水利.....	39
第3 排水施設.....	40
第4 給水施設.....	44
第5 地区計画等.....	44
第6 公益的施設.....	44
第7 宅地の安全性.....	46
第8 災害危険区域等の除外.....	88
第9 樹木の保存及び表土の保全.....	89
第10 緩衝帯.....	91
II その他の基準.....	92
第1 輸送施設.....	92
第2 申請者の資力及び信用.....	92
第3 工事施行者の能力.....	92
第4 関係権利者の同意.....	93
第5 土地の所有及び境界確定.....	93
III 市街化調整区域における基準 [略]	93
第3節 建築許可等の基準.....	94
I 開発許可を受けた区域における建築制限解除基準.....	94
第1 完了公告前の建築.....	94
第2 形態制限の緩和.....	94
第3 予定建築物以外の建築等.....	95
II 市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可の基準 [略]	95
第4節 国、県等の行う開発行為又は建築行為等に係る協議の成立の基準.....	96
第1 国、県等の行う開発行為.....	96
第2 市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において国、県等の行う建築行為等 [略]	96
[その他の基準等 (県通知等)]	97
第3章 開発許可等の手続等.....	99
第1節 開発許可等の手続.....	99
第1 許可申請書、図書等の作成.....	99
第2 公共施設の管理者の同意等.....	101
第3 開発許可等の申請.....	101

第2節 開発計画に係る事前指導の手続き	102
第1 目的.....	102
第2 事前指導の対象.....	102
第3 事前指導の手続き	102
第3節 開発許可等手数料.....	103
第4節 その他の手続き	105
第1 完了公告前の建築.....	105
第2 制限形態の緩和.....	105
第3 予定建築物等以外の建築等.....	105
第4 建築確認申請書に添付しなければならない証明書（いわゆる 60 条証明）	105
第5 開発登録簿の閲覧及び写しの交付〔第1章II10 関係〕	106
第6 開発許可申請等に係る標準処理期間.....	107
別紙1 開発許可申請添付図書一覧表.....	108
別紙2 設計図書等の作成要領.....	110
別紙3 設計説明書記載例.....	115
別紙4 標識の掲出.....	117
開発許可申請添付書類チェックリスト.....	118
様式第1-1号 開発行為許可申請書（都市計画区域内）	125
様式第1-2号 開発行為許可申請書（都市計画区域外）	126
様式第1-3号 開発行為協議書	127
様式第1-4号 誓約書	128
様式第1-5号 役員等一覧表.....	129
様式第2-1号 開発行為変更許可申請書	130
様式第2-2号 開発行為変更協議書.....	131
様式第3号 開発行為変更届出書	132
様式第4号 開発許可・建築許可に基づく地位承継届出書.....	133
様式第5号 開発許可に基づく地位承継承認申請書.....	134
様式第6号 開発行為に関する工事の廃止の届出書.....	135
様式第7-1号 工事完了届出書	136
様式第7-2号 中間検査届出書	137
様式第8号 公共施設工事完了届書	138
様式第9号 開発行為に係る工事完了公告前の建築物又は工作物の建築(建設)承認申請書.....	139
様式第10号 用途地域の定められていない土地の区域における建築物（工作物）の特例許可申請書.....	140
様式第11-1号 予定建築物等以外の建築等許可申請書.....	141
様式第11-2号 予定建築物等以外の建築等協議書.....	142
様式第12項～第15号 （市街化調整区域に関する様式のため省略）	
様式第16号 開発登録簿の写しの交付申請書.....	143
様式第17号 （市街化調整区域に関する様式のため省略）	
様式第18号 開発計画の技術的内容に関する事前指導申出書	144
参考様式第1号 資金計画書.....	145
参考様式第2号 公共施設協議・同意書.....	147
参考様式第3号 協議簿	148
参考様式第4号 土地権利者同意書	149
参考様式第5号 設計者資格に関する申告書	150

本書において、次の略称を用いる。

- 法　－　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 令　－　都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）
- 規則　－　都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）

本書は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に基づき、都市計画法による開発許可に係る審査基準等について定めるものである。なお、個別具体事案の開発許可要否の判断に際しては、一関市建設部都市整備課に協議されたい。

第1章 開発許可制度の概要

I 都市計画法における開発許可制度の趣旨

昭和30年代に始まるわが国経済の発展、産業構造の変化等に伴って、全国的に産業と人口の都市への集中が激しくなり、広範に都市化現象が進行した。これに伴って、既存の大都市や地方の拠点都市の周辺における工場用地、住宅用地等の需要は膨大な量にのぼり、これによる地価の騰貴等により工場や住宅が交通手段の改善とも相まって外へ外へと拡大し、著しい土地利用の変貌をもたらす結果となった。

特に大都市周辺部においては、この動きが著しく、無秩序に市街地が拡散し、道路も排水施設もない不良市街地が形成されるというスプロール現象を生じることとなり、種々の弊害をもたらすこととなった。このような不良市街地を発生させた背景には、近代的な都市の水準からみた場合に要求される最低限度の公共施設すら備えていないような土地でも市場性を持ち得ることのほか、そのような土地であっても、いったん人が住みついてしまえば公共施設やライフラインが追隨的に整備されること等の事情もあった。

しかし、このような不良市街地が大量かつ急激に形成されたために、地方公共団体による公共施設の整備が追いつかず、周辺への溢水被害、円滑な交通の阻害、消防活動への支障等の弊害を生じる結果をもたらした。地方公共団体は後追いのきわめて非効率的な公共施設の整備を余儀なくされることとなった。このようなスプロールの弊害を除去し、都市住民に健康的で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動の運営を確保するためには、総合的な土地利用計画を確立し、その実現を図ることが必要となった。

このため、都市計画法（昭和44年6月14日施行）では、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域に分けることとして、段階的かつ計画的に市街化を図ってゆくこととしたのである。

そして、このような市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保するものとして創設されたのが開発許可制度である。すなわち、市街化区域及び市街化調整区域においては、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）について、さらに、市街化調整区域においては、建築物の建築について都道府県知事の許可を要することとし、これにより開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発行為及び建築行為を行わせないこととして、これらの目的を達しようとしているのである。

なお、昭和49年の都市計画法の改正（昭和50年4月1日施行）により、区域区分が定められていない都市計画区域いわゆる非線引き都市計画区域においても、さらに、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更についても開発許可制度が適用されることとなった。また、平成12年の改正（平成13年5月18日施行）では、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における一定の開発行為に対しても開発許可制度が適用されることとなっている。

平成18年の改正（平成19年11月30日施行）では、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという基本認識の下、開発許可を不要とされていたいわゆる公共公益施設の建築の用に供する目的で行う開発行為及び国、県等が行う開発行為について許可を要するものとされ、また、市街化調整区域において大規模な計画的開発を許可できる基準が廃止される等の改正が行われた。

一関市は、平成19年4月1日より全部事務処理市町村となり、開発許可権者となった。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらすとともに、住宅等をはじめとする多くの建築物が被災し、住宅等について既存の市街地から高台へ移転が必要となる地域もあり、被災者の生活基盤を整備するための早期の復興が望まれることから、復興に資する開発許可の審査基準については、柔軟性のある運用を行った。（令和2年度まで）

また、令和2年には、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制を目的として、これまで災害危険区域等における開発規制の対象となっていなかった自己の業務用施設の建築物等の用に供する目的で行う開発行為を原則禁止とする等の改正が行われた。（令和2年の改正は令和4年4月1日施行）

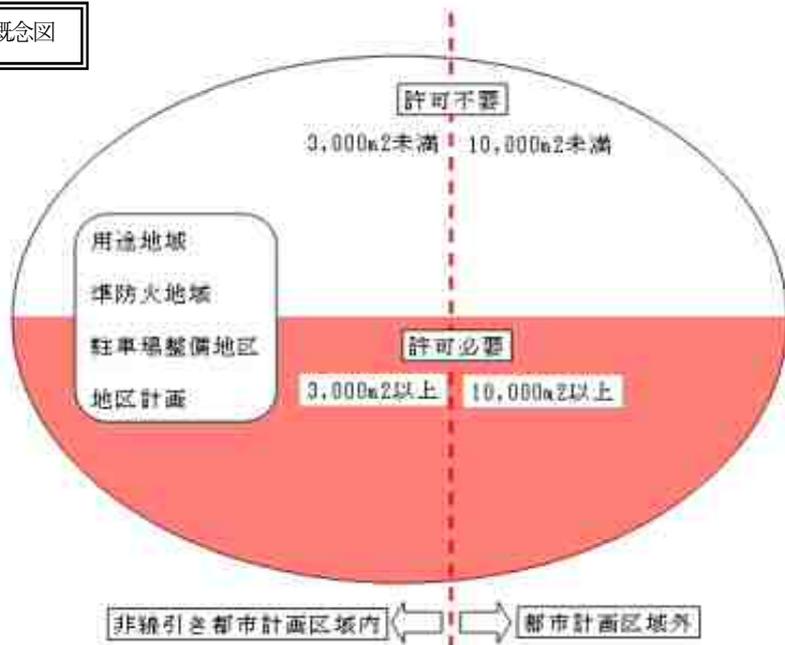
さらに、令和5年5月26日施行の宅地造成及び特定盛土等規制法では、同法に基づく規制区域指定日（令和7年5月23日）以降は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（市内ではいずれかに指定）に係る開発許可の基準は同法に基づく技術的基準に適合させる必要があり、開発許可を得ることで盛土規制法のみなし許可となることとされた。

II 開発許可制度の構成

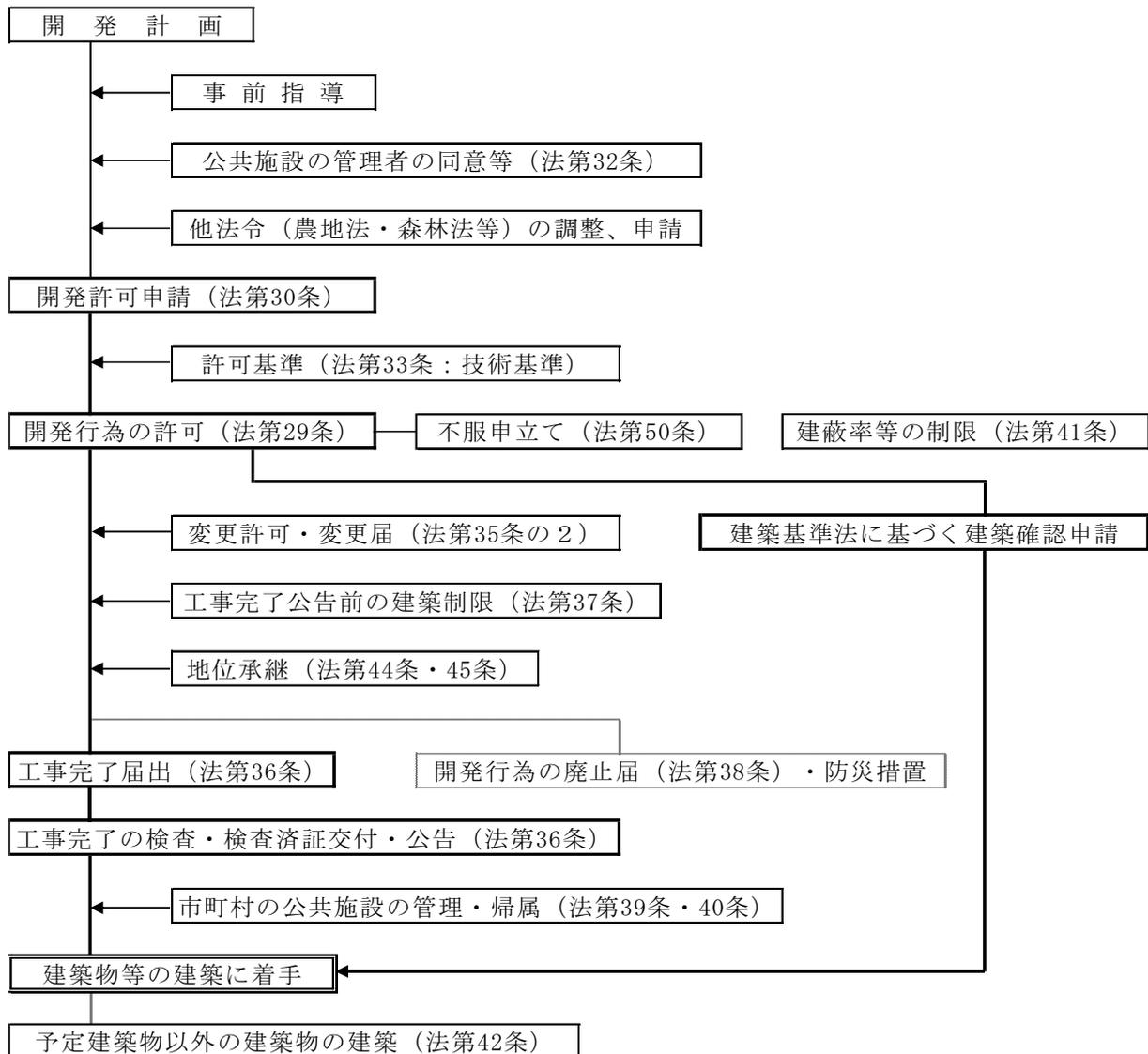
※一関市は、「非線引き都市計画区域」「都市計画区域外」を有している。

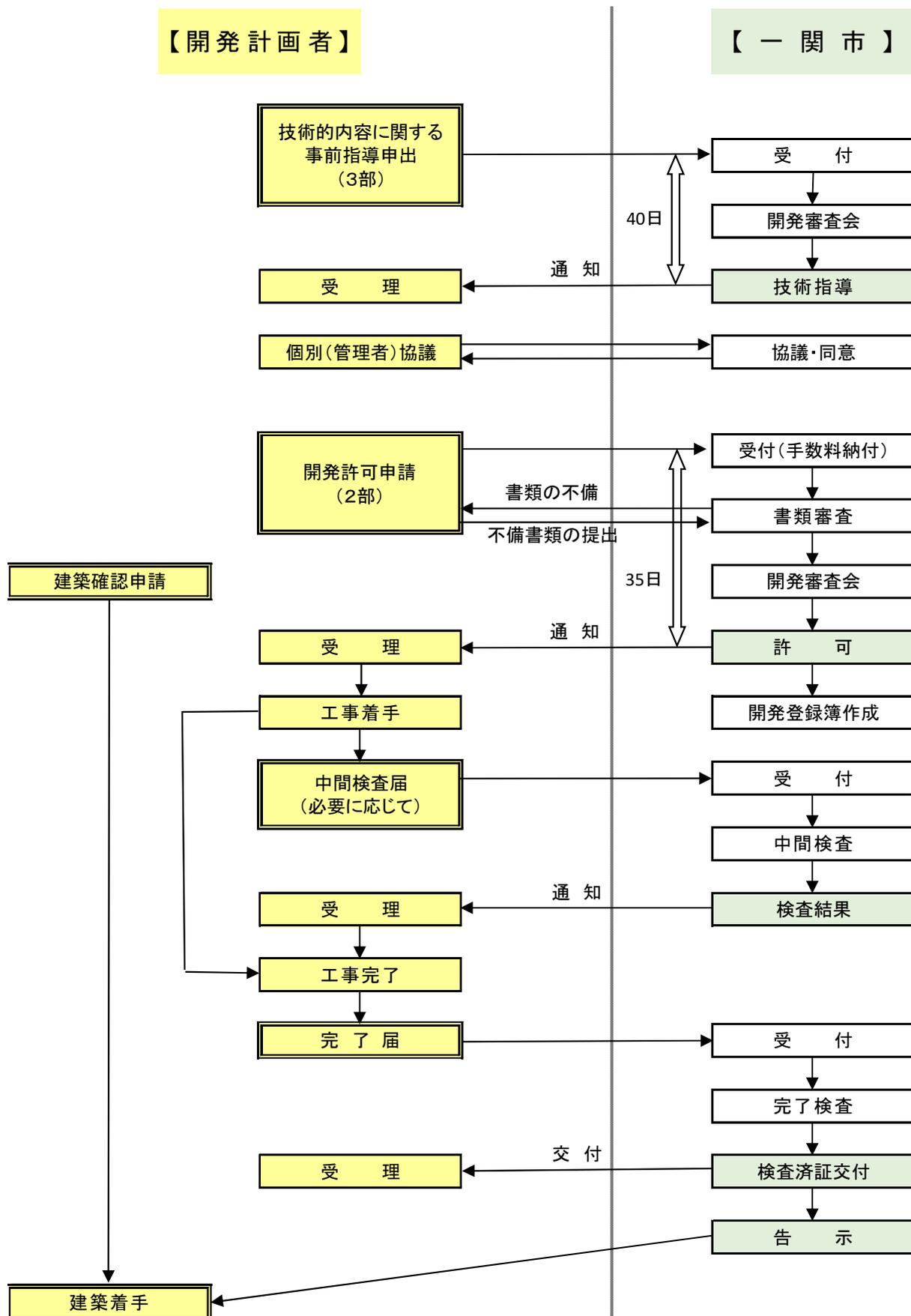
(用途地域・準防火地域・駐車場整備地区以外の地域地区及び促進区域等は定めていない。)

一関市における開発行為の制限概念図



許可制度の概要





※ 日数は、申請書の不備により補正するための期間及び休日等を含まない。

※ 中間検査の実施を条件に付した場合は、中間検査届出書を完了届と同様の手順で提出し、中間検査を実施する。中間検査は完了検査の一部であり、検査済証は完了検査後に交付する。

1 開発行為の許可（法第29条）

- (1) 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ一関市長の許可を受けなければならない。

ただし、一定の開発行為については、許可を受けなくても良い。

（許可不要の開発行為については、「第1章V許可不要の開発行為」を参照のこと。）

※一関市においては、平成19年4月より開発行為に係る許可等の事務が県から移譲されたことにより、一関市長が許可権者となっている。手続を進めるにあたっては一関市建設部都市整備課と十分に協議すること。

(2) 開発行為の変更許可等（法第35条の2）

開発許可を受けた後に開発許可を受けた計画の内容や工事施工者など法第30条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、原則として一関市長の許可を受けなければならない。ただし、変更許可の対象となるのは開発許可後で、かつ、完了公告前の変更のみである。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、変更許可は要しないが、「軽微な変更」については届出を行わなければならない。

ア 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更

ただし、次の場合は変更許可が必要となる。

(イ) 予定建築物等の敷地の規模の1/10以上の増減を伴うもの

(ロ) 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000㎡以上となるもの

イ 工事施工者の変更

1ha以上の自己業務用又は非自己用の場合又は開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合、工事施工者の氏名・名称又は住所の変更に限る（これら以外を変更する場合は、変更許可が必要となる。なお、自己居住用又は1ha未満の自己業務用の場合であって、開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要しない場合に限り、工事施工者を別の主体に変更するような場合であっても、この届出で足りる。）

ウ 工事の着手・完了予定年月日の変更

さらに、開発区域内に予定されている幹線道路建設を全面的に変更すること等、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更を伴う場合は、従前の開発行為を廃止し、新たな開発許可を受ける必要がある。

また、設計の変更のうち軽微な変更以外の変更が頻繁に行われる場合には、個々の変更について変更の都度変更許可をとるのではなく、事前協議によりいくつかの変更を一括して事後的に許可申請を行うことができる。

2 国、県等の行う開発行為に係る協議（法第34条の2、第35条の2第4項において準用する第34条の2及び第43条第3項）

国、県等が行う開発行為については、当該国、県等と許可権者である一関市長の協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす。（開発行為の変更についても同様）

なお、国、県等の定義については「第1章V3(34)イ」を、協議の成立の基準については「第2章第4節」を参照のこと。

3 公共施設の管理者の同意及び協議等（法第32条）

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得るとともに、開発行為によって設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

4 許可の基準（法第33条及び第34条）

開発許可の基準は、開発区域に一定の技術的水準を保たせるもの（法第33条）と、市街化調整区域内において開発行為を例外的に許可する場合の基準（法第34条）の2つに大別される。

5 許可の条件（法第79条）

この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

開発許可には、工事施行中の防災措置、開発行為の適正な施行を確保するために必要な条件、当該開発行為を廃止する場合に工事によって損なわれた公共施設の機能を回復し、工事によって生ずる災害を防止するため以下の条件を付すことができる。

- (1) 開発行為の着手
- (2) 完了の予定期日
- (3) 中間検査の実施
- (4) その他の都市計画上必要な条件

6 開発許可の地位承継（法第 44 条、第 45 条）

(1) 一般承継

開発許可又は建築許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する（許可不要）。開発行為を行う意志がないときは、工事の廃止届（法第 38 条）を要する。

(2) 特定承継

開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、一関市長の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

既に完了公告の済んでいる土地については、特定承継をすることはできない。

法第 45 条の規定による開発許可を受けた者の特定承継の承認については、次の事項をすべて充足しなければならない。

- ア 申請者（承継人）が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。この場合、これらの権原を取得した原因の事実が客観的に明らかでなければならない。
- イ 主として自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築等の用に供する開発行為（開発区域面積が 1 ha 以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- ウ 申請者に係る開発行為について、関係公共施設管理者及び土地所有者等の関係権利者の同意等を得ていること。

※ 特定承継については、法第 43 条第 1 項の許可に基づく地位の承継についての規定がないこと、法第 34 条第 13 号に該当するものとして開発許可を受けた開発行為については、性格上、申請があつても承認すべきではないと考えられることに留意が必要である。

7 開発行為の廃止（法第 38 条）

開発行為の許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を一関市長に届け出なければならない。

開発行為に関する工事の廃止は、一関市長に届出をすることをもって足りることとされている。しかしながら、開発行為に関する工事をむやみに途中で廃止されると、その周辺の地域に対して溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したり環境を害したりするおそれがあるので、許可に際しては、万一廃止した場合の事後処理に関しても必要な条件を付し得ることとされている。

8 工事完了の検査（法第 36 条）

- (1) 開発行為を受けた者は、開発区域（それを工区に分けたときは、工区）の全部について開発行為に関する工事（そのうち公共施設に関する部分についてはその公共施設に関する工事）を完了したときは、一関市長に届け出なければならない。この場合において、開発許可を受けた者は、開発区域を示す杭（原則としてコンクリート境界杭）を設置しなければならない。

なお、許可に際して中間検査の実施を条件に付した場合は、中間検査の対象となる工事を完了した時点で、一関市長に届け出なければならない。

- (2) 一関市長は、届出のあった工事が許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、許可を受けた者に検査済証を交付するとともに、工事完了の公告をする。

9 公共施設の管理及びその敷地の帰属（法第 39 条及び第 40 条）

開発行為によって設置された公共施設は、道路法等他の法律に基づく管理者が別川にあるとき等を除き、工事完了公告の日の翌日から一関市が管理することとなる。

また、それらの公共施設の敷地は、開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、工事完了公告の日の翌日にその公共施設の管理者に帰属することとなっている。ただし、道路の付替え等従前の公共施設の代替として新たな公共施設が設置されることとなる場合は、従前の公共施設の敷地で国又は地方公共団体が所有するものは公告の日の翌日に許可を受けた者に帰属し、新たな代替施設の敷地はその日においてそれぞれ国又は地方公共団体に帰属する。

10 建築等の制限

(1) 工事完了公告前の建築制限（法第 37 条）

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事完了の公告があるまでの間は、何人も、工事用の仮設建築物を建築するとき又は一関市長の承認を得たとき等の場合を除いて、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。したがって、開発行為に引き続き建築物の建築等を行う計画にあつてはこの点に十分留意して工程計画を策定しなければならない。

(2) 開発許可に際して定められる建蔽率等の制限（法第 41 条）

用途地域が定められていない区域内においては、一関市長は、開発許可をする場合において必要があると認めるときは、許可をする開発区域内の土地について建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合）、建築物の高さ、壁面の位置等建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができ、これらの制限が定められた土地においては、何人も、一関市長の許可を受けない限り、これらの制限に反する建築物を建築してはならない。

(3) 開発許可を受けた土地における建築等の制限（法第 42 条）

開発許可のあった開発区域内の土地では、開発行為に関する完了公告があった後は、何人も、一関市長の許可を受けなければ、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物としてはならない。

ただし、用途地域等が指定されている区域では、この限りでない。

11 開発登録簿（法第 46 条及び第 47 条）

一関市長は、開発許可をしたときには、当該許可に係る土地について、一定事項を記載した開発登録簿を作成、保管しなければならないとされている。開発登録簿とは、開発許可内容の概要を記載した調書及び土地利用計画図であって、だれでも閲覧が可能であり、また、その写しの交付を請求することができる。（一関市開発登録簿閲覧規則 平成 19 年 3 月 20 日規則第 9 号）

12 不服申立て（法第 50 条）

法第 29 条（開発行為の許可）第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項（変更の許可）、第 41 条（建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定）第 2 項ただし書、第 42 条（開発許可を受けた土地における建築等の制限）第 1 項ただし書若しくは第 43 条第 1 項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為又は第 81 条第 1 項の監督処分についての審査請求については、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること等の理由から、専門的な機関である岩手県開発審査会において処理することとされている。

13 建築確認申請との関係

開発許可等を要する土地においては建築基準法第 6 条（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする場合は、申請に係る計画が開発許可制度の規定に適合していることを証する書面を申請書に添付しなければならない（建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項、第 3 条第 5 項、都市計画法施行規則第 60 条参照）。したがって、開発許可を受けずに造成された土地に建築物を建てることについて建築確認を申請することは、形式的にも実質的にも建築確認の要件に反することとなる。これに対応して、規則第 60 条においては、これらの規定に適合していることを証する書面の交付を開発許可権者等に求めることができるとされている。

14 宅地造成及び特定盛土等規制法（略称：盛土規制法）との関係

これまで、都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、宅地造成等規制法（以下、旧法という。）第 8 条の許可が不要とされてきた。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の公示後は、都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる（みなし許可）。

これにより、開発許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、留意が必要である

15 他の法令による許可との調整

開発行為が農地法第 4 条又は第 5 条の規定により転用が制限される土地において行われる場合、森林法第 10 条の 2 の規定による開発行為の規制を受けることとなる場合並びに風致地区内の行為の許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域における宅地造成に関する許可等、他の法令に基づく規制を受ける場合には、それぞれの許可権者において、必要に応じ、事前に相互の連絡調整を行うこととしている。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内においては、開発許可を受けることによって、同法第 15 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定により、許可を受けたものとみなされる。

III 開発行為の定義（法第4条）

開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

1 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」とは、土地の区画形質の変更を行う主たる目的が建築物の建築をすること又は特定工作物の建設をすることにあるという意味である。

したがって、土地の利用目的、物理的形狀等からみて一体と認められる土地の区域について、その主たる利用目的が建築物又は特定工作物に係るものでないと認められる土地の区画形質の変更は、開発行為に該当しない。

(1) 主たる利用目的が建築物又は特定工作物に係るものでないと認められる例

建築物の機能が土地全体の利用態様からみて付随的なものと認められるものは、開発行為に該当しない。

ア 風力発電機の付属施設

風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為ではないため、それ自体としては開発許可を要しない。

イ 太陽光発電設備の付属施設

太陽光発電設備（建築基準法上の建築物ではないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、開発許可は不要である。

ウ 第二種特定工作物に該当しない1ha未満の運動・レジャー施設等の併設建築物

第二種特定工作物に該当しない1ha未満の運動・レジャー施設等に物理的及び機能的にみて社会通念上不可分一体のものとして付随的に併設される管理事務所、休憩所、クラブハウス等（以下「併設建築物」という。）については、主として当該併設建築物の建築を目的とするものではないと考えられることから、それ自体は開発許可は不要である。

エ いわゆる試験盛土（本工事に先立って、盛土の基礎地盤や締固め方法などについて実物大の試験を施工すること。）は、主として建築物の建築等を目的とするものでないので、開発行為には当たらない。ただし、開発許可逃れのため、試験盛土と称して宅地化しようとするものは、当然、開発行為である。

※ 試験盛土終了後に宅地造成する場合は、宅地造成に着手する前に開発許可を受けなければならない。この場合、試験盛土が行われる前の土地の立体的な状態を基準としてなされた形質の変更も含めて審査対象となる。

(2) 特定工作物

ア 第一種特定工作物

周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次のものをいう。

- (ア) コンクリートプラント（レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するものの用途に供する工作物）
- (イ) アスファルトプラント（アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造の用途に供する工作物）
- (ウ) クラッシャープラント（鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するものの用途に供する工作物）
- (エ) 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法、港湾法、漁港法、電気事業法及びガス事業法の規定による公益施設は除く。）

イ 第二種特定工作物

大規模な工作物で、次のものをいう。

- (ア) ゴルフコース（いわゆるゴルフ練習場は建築物として取り扱う。）
- (イ) 1ha以上の規模の運動・レジャー施設
 - a 該当するものとして、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、観光植物園、サーキットがある。（学校（大学を除く。）、幼保連携型認定こども園、港湾環境整備施設、都市公園及び自然公園の施設を除く。）
 - b 工作物であっても運動・レジャー施設といえない博物館法による施設、工作物とはいえないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場、マリーナ、モトクロス場等は含まれない。
 - c aの施設に管理上又は利用増進上併設される管理事務所、休憩所、クラブハウス等については、物理的及び機能的にみて社会通念上当該施設と不可分一体のものとして附随的に併設されるものであれば、当該施設自体を構成する一部分と考え、主として特定工作物の建設を目的とした開発行為に包含されるものとして取り扱う。ただし、ホテル兼用のクラブハウス、陸上競技場に併設される体育館等は、独立の用途を有する建築物であり、特定工作物ではなく建築物として取り扱う。
 - d 観覧席を設けた野球場、庭球場、陸上競技場等については、観覧のための工作物が建築基準法上建築物とされているから、特定工作物ではない。

- (ウ) 1ha以上の規模の墓園（墓園に寺が併設される場合の寺は、独立の用途を有する建築物であり、特定工作物ではない。）

(参考)

種類	規模	非線引き都市計画区域内
ゴルフ場等	1ha以上	<ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物に該当。 クラブハウス、休憩所等は、社会通念上当該施設と不可分一体のものとして考えられることから、特定工作物の建設を目的とした開発行為に内含される。 ただし、宿泊施設を伴うクラブハウスについては、独立の用途を有する建築物として扱うことから、建築物目的での開発許可の扱いとなる。
	1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に想定されない。
運動場等	1ha以上	<ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物に該当。 管理事務所、休憩所等は、社会通念上当該施設と不可分一体のものとして考えられることから、特定工作物の建設を目的とした開発行為に内含される。 ただし、体育館、観覧席を有する競技場については、独立の用途を有する建築物として扱うことから、建築物目的での開発許可の扱いとなる。
	1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> 便所、物置等は、社会通念上当該施設と不可分一体のものであるから、開発許可不要。
オートキャンプ場	1ha以上	<ul style="list-style-type: none"> 一般的にキャンプ場と異なり造成を伴うことから第二種特定工作物に該当。 管理事務所、休憩所、便所、シャワー室等は、社会通念上当該施設と不可分一体のものとして考えられることから、特定工作物の建設を目的とした開発行為に内含される。 ただし、食堂、宿泊施設（バンガロー等を除く）等の建築物については、独立の用途を有する建築物として扱うことから、建築物目的での開発許可の扱いとなる。
	1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所、シャワー室、便所、物置等は、社会通念上当該施設と不可分一体のものであるから、開発許可不要。

※ なお、当然のこととしていわゆる「モーター類似施設」については、独立した用途を有する建築物としての扱いとなるので留意すること。

(3) その他、開発行為の運用例

具体的な判断は、次の例により行う。

ア 「山林現況分譲」、「現況有姿分譲」等と称するものの取扱い

「山林現況分譲」、「菜園分譲」、「現況有姿分譲」等と称して土地の区画形質の変更を行いながら、広告等に「建築不可」等の文言を入れて土地を分譲する行為については、次の判断基準のうち(ア)、(イ)の2項目及び(ウ)～(ク)中の2項目以上が該当するものについて、広告等の文言にかかわらず、原則「開発行為」として取り扱う。

(ア) 土地の区画割

土地が戸建て住宅等の建築に適した形状、面積に分割されていること。

- 戸建て住宅等の建築に適した区画割とは、一の区画の形状が四辺形で、面積が概ね100㎡以上のものであること。
- 分譲地の現地で、区画割がなわ張り等で表示されているもの及び公図上で戸建て住宅等の建築に適した分合筆が行われていること。

(イ) 区画街路

区画街路が整備され、又はその整備が予定され、宅地としての利用が可能となっていること。

- 土地の各区画に接し、人車の通行に有効な幅員概ね4m以上の道があること。
- 現地で、なわ張り等で道路位置が表示されていること、公図上で道路状に分合筆が行われていること又はチラシ等のイラストで道路が描かれていること。

(ウ) 擁壁

住宅建設を可能とする擁壁が設置され、又はその設置が予定されていること。

- 現に擁壁工事が行われていること。
- チラシ等のイラストに擁壁が描かれていること。

(エ) 販売価格

近隣の土地と比較して、より宅地の価格に近いものといえること。

- 周辺宅地の売買実例価格の概ね1/3を超えること。
- 適当な売買実例がない場合は、周辺宅地の「固定資産税台帳登録価格」（市町村固定資産税担当部局所掌）を著しく超えること。

(オ) 利便施設

上水道、電気供給施設等の整備がされ、若しくは近い将来整備されるような説明がなされ、又は付近に購買施設、学校その他の公益施設があり、生活上不便をきたさないような説明がなされていること。

(カ) 交通関係

交通関係が通勤等に便利であるとの説明がなされていること。

(キ) 付近の状況

付近で宅地開発、団地建設等が行われている、団地等がある、工場等の職場がある等の説明がなされていること。

(ク) 名称

対象地に住宅団地と誤認するような名称（〇〇ランド、〇〇台、〇〇ヒル、〇〇タウン等）が付されていること。

イ 畠地の造成

畠地の造成については、建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とするものではないので、直ちに開発行為に該当するわけではない。ただし、造成主が畠地の造成であると主張していても、造成形態、周辺の市街化及び公共公益施設の整備の状況、造成地が販売されている場合はその価格、譲渡人及び譲受人の意図等から客観的に判断して当該造成地が建築物の敷地として利用されることが明らかな場合は「開発行為」として取り扱う。

ウ 自動車教習場の造成

自動車教習場の建設に係る区画形質の変更については、事務所、教室といった建築物に係る部分が当該施設にとって必要不可欠であることから、「開発行為」として取り扱う。（事務所、教室等建築物を伴わないものを除く。）

エ 土砂採取

通常土取場は土砂礫を採取することを目的としており、平坦な土地の造成は副次的にできるものであるから、土砂礫の採取と併せて宅地の造成を行う場合等を除き、「開発行為」に該当しない。

オ ゴルフコースの改造

特定工作物の建設に関しては、改造、用途の変更等の概念が存しないところから、ゴルフコース等の改造、コースの増設、変更等は「開発行為」として取り扱う。

また、ゴルフコースの維持・修繕のための管理行為（例えば、カート道路の修繕、枯木や倒木の除去、コースの芝の張替え）は、改造・変更には当たらない。既存のゴルフコース内において行われるホール内の形の変更も、改造・変更には該当しないものとして取り扱う。なお、ゴルフコースにおけるホールとは、既に造成されたティー、グリーン、フェアウェイ、ラフ等を含む区域をいう。

2 土地の区画形質の変更

「土地の区画形質の変更」とは、土地の区画又は形質の変更をいう。

さらに、土地の「形質」の変更は、土地の「形状」の変更と土地の「性質」の変更に分けられる。

(1) 区画の変更

ア 区画とは、土地利用形態としての区画、すなわち独立した建築物又は特定工作物の敷地としてその境界を明認し得るものをいう。

イ 開発行為に該当する区画の変更とは、建築物の建築又は特定工作物の建設のための道路等の公共施設の変更を伴った敷地の境界の変更をいう。したがって、単なる形式的な区画の分割又は統合で、従来の敷地の境界の変更について既存の建築物の除却又はへい、かき、さく等の除却若しくは設置が行われるにとどまるもので、公共施設の変更が必要ないと認められるものについては、開発行為には該当しない。

ウ 単なる分合筆

単なる分合筆のみを目的としたいいわゆる権利区画の変更は、開発行為ではない。

エ 建築基準法第42条第2項により中心後退する場合（いわゆるセットバック）は、「区画」及び「形質」の変更には該当しない。

※ 道路の中心後退については、建築基準法上後退線を道路の境界線とみなしており、公共施設の新たな整備には該当しない。

オ 位置指定道路を廃止し、これを含めた土地での建築

建築基準法の規定に基づき特定行政庁からその位置の指定を受けた道路を廃止し、当該土地を含めた土地の区域で建築物の建築等を行う行為は、位置指定道路も都市計画法上の公共施設に該当し、現にこの用に供されている区画については他の区画と独立したものと解され、位置指定道路を廃止し、その区画と隣接する区画を統合して一つの建築区画とするものであることから、区画の変更に該当し、開発行為として取り扱う。

カ 工場跡地を住宅用地に転用

工場用地であった土地を、住宅用地とする場合においては、単なる区画割りのみであれば開発行為に該当しないが、道路等公共施設の整備やいわゆる2次造成が伴う場合には、区画の変更又は形質の変更に該当し、開発行為として取り扱う。

(2) 形質の変更

「形質」とは、土地の形状及び性質をいう。「土地の形状」とは、土地の立体的な状態をいう。

「形状」の変更とは、切土、盛土等の造成行為によって土地の物理的形状を変更することをいう。ただし、建築行為等と密接不可分な一連の行為は、形質の変更に該当しない。

「性質」の変更とは、宅地以外の土地を宅地とする土地利用の変更行為をいう。

ア 基礎打ち等

建築物の建築又は特定工作物の建設自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為は、建築物の建築又は特定工作物の建設行為であり、開発行為ではない。したがって、すでに建築物又は特定工作物の敷地となっていた土地又はこれと同様な状態にあると認められる土地においては、建築物又は特定工作物の敷地としての土地の区画を変更する場合を除き、原則として開発行為に該当しない。

イ 植栽、へい等の定着物の除却、設置は、原則として開発行為に該当しない。

ウ 宅地以外の土地を宅地とする場合

農地等宅地以外の土地を宅地とする場合等には、一般に土地の形質の変更を伴うので、原則として開発行為に該当する。

※ 農地転用許可が必要な農地を宅地にする場合は、「性質」の変更に該当する。

※ 容易に宅地に転用できる雑種地等を宅地とする場合は、通常、「性質」の変更に当たらない。

※ 過去に土地区画整理事業が行われた土地については、公共施設の整備改善が済んでおり、既に宅地への性質の変更が終了していると考えられるから、地目が畑等であっても土地の形状の変更が無ければ、原則として、「性質」の変更に当たらない。

3 開発行為における宅地の考え方の基準

(1) 宅地について

不動産登記法では、宅地とは、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいい、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとされている。また宅地建物取引業法では、「宅地」すなわち「建物の敷地に供せられる土地」とは、現に建物の敷地に供せられている土地に限らず、広く建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地をいうものであり、その地目、現況の如何を問わないものとされている。

(2) 開発行為における宅地について

開発行為における宅地については、不動産登記法の宅地とはほぼ同義と考えられるが、開発許可制度の目的である市街化区域と市街化調整区域の区域区分を担保し、良質な宅地水準を確保する観点から土地の地目や現況の土地利用等を総合的に勘案して判断する必要がある。

(3) 判断基準

開発行為において宅地と取り扱うべきかどうかは個別判断を要するので、一概には言えないが、原則として、次のものは宅地として扱う。

ア 適法に建築物の敷地として現に利用されている土地又はかつて利用されていた土地。

イ 線引き前から土地の登記簿等で宅地であると確認できる土地。

ウ 旧住宅地造成事業に関する法律に基づき建築物の敷地として造成工事が完了した土地。

エ 都市計画法による開発許可を受けて建築物の敷地として開発行為が完了した土地。

オ 都市計画法第29条第1項第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号に該当する開発行為の区域内の土地で、建築物の敷地として完了した土地。

カ 地方公共団体等が過去に行った開発行為の区域内の土地で、建築物の敷地として完了した土地。

キ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の認可を受けた土地で、仮換地の指定後、使用収益の開始及び停止が行われた土地又は換地処分が行われた土地。

ク 一部に雑種地等を含んでいても容易に宅地に転用できる場合であって、土地全体として宅地と判断されるもの。

4 開発行為に該当しない切土、盛土等の基準

既存の市街地や土地区画整理事業等の計画的な開発が行われた区域などで行われる開発行為については、開発行為が行われる区域の周辺において一定の水準の公共施設が整備されている場合が多いと考えられ、都市計画の目的の実現という観点からは改めて開発許可制度による規制を及ぼす必要がない場合もあることから、それ以外の区域と異なる取り扱いをすることとし、以下のとおり定めた。

(平成24年2月27日付け都第219号都市計画課総括課長通知 抜粋)

開発行為に該当しないものとして取り扱う土地の造成行為等については次のとおりとする。

ア 現況の土地利用形態が宅地である場合

既存の市街地又は土地区画整理事業等が行われた土地の造成行為等を行う行為で、次の要件を具備するもの

- (ア) 周辺の道路、公園、排水施設等の関連公共施設の整備が既に完了しており、かつ、2次開発を伴わないものであること。
- (イ) 最大で、2mを超える切土又は1mを超える盛土が生じないこと。
- (ウ) 擁壁の除去や切土、盛土により、周辺の宅地の安全性に影響が及ばないものであると認められるものであること。

【注意事項等】

- ※ 2次開発とは、整備済の公園・緑地、排水施設等の関連公共施設に影響が及ぶような造成行為、公共施設の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合等をいう。
- ※ 「最大で、2mを超える切土または1mを超える盛土が生じないこと」とした理由は、都市計画法施行規則第23条第1項前段において、擁壁を設置しなくてもよい崖の高さを切土で2m、盛土で1mと規定していることによる。
- ※ 単に土羽やL型擁壁を設置又は除去するもの(土羽をL型擁壁に置き換える場合や、L型擁壁を土羽に置き換える場合)については、開発許可を要しない。
- ※ 地目が雑種地、畑(休耕地を含む。)、牧草地等であっても、2次開発を伴わなければ、開発許可を要しない。(例えば、土地区画整理事業が行われた土地において、地目が畑等である場合など、地目にかかわらず宅地とみなす場合などは、2次開発を伴わなければ、開発許可を要しないという意味である。上記3開発行為における宅地の考え方の基準(p11)参照のこと)
- ※ 周辺の宅地の安全性に影響を及ぼすものとしては、切土・盛土により2mを超えるがけが生じた場合や、擁壁の除去により、宅盤が崩れる蓋然性が高い場合等が考えられる。

イ 上記以外の土地利用形態で、整地、敷きならしのみを行う場合

土地の切土及び盛土で、次の要件を具備するもの

- (ア) 土地の不陸を整理する行為、既存の舗装をやり変える等の現況を整形する行為と認められるものであること。
- (イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第2項に規定するがけを新たに生じさせないものであること。
- (ウ) 各部分における切土又は盛土は、それぞれの高さが概ね30cmを超えないものであること。

【注意事項等】

- ※ 「不陸を整理する」とは、土地の凸凹を平らにする行為を指すものであるから、単に切土又は盛土のみによって造成面を30cm程度変える行為はこれに当たらない。
- ※ 「概ね30cm」とした理由は、盛土をする場合の一層当たりまき出し厚30cmを考慮したものである。

IV 都市計画区域

令和5年5月現在、本県内では次表に示す25市町村において都市計画区域が定められている。

線引都市計画区域を指定した市町村	(盛岡広域都市計画区域) 盛岡市、滝沢市、矢巾町
非線引都市計画区域を指定した市町村	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、紫波町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町

- (注) 1 線引き都市計画区域とは、市街化区域及び市街化調整区域の定めのある都市計画区域をいう。
- 2 それぞれの都市計画区域の範囲については、各市町村都市計画主管課に問い合わせること。

V 許可不要の開発行為（法第29条第1項各号及び同条第2項各号）

開発許可制度を適用する必要性、効果及び開発者の負担等を勘案して、一定規模未満の開発行為を適用除外としている。

1 基準面積未満の開発行為

(1) 市街化区域内で行われる1,000㎡未満のもの（第1項第1号）

市街化区域においては、市街化を抑制すべき市街化調整区域と異なり、劣悪な市街地の形成を防止するため、開発行為に一定の水準を保たせれば足りるが、小規模な開発行為の場合は、おおむね建築又は建設も同時に行われることが多く、このような場合には、建築基準法による確認の際に、接続道路、排水施設その他の敷地についての所要の基準が確保されるため適用除外となっている。

(2) 非線引都市計画区域内で行われる3,000㎡未満のもの（第1項第1号）

(1)と同様の趣旨により適用除外となっている。

(3) 準都市計画区域内で行われる3,000㎡未満のもの（第1項第1号）

(4) 都市計画区域及び準都市計画区域外で行われる1ha未満のもの（第2項）

1ha以上の開発行為は、町内会等一定のコミュニティーが形成され、集会所等の一定の市街地を形成すると見込まれる規模として、規制の対象とされている。

(5) 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合は、令第22条の3を参照のこと。（第3項）

(6) 開発許可を要する開発行為に係る一体性の判断については、VII「開発許可の要否に係る一体性の判断基準」を参照。

2 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの（法第29条第1項第2号及び第2項第1号）

農林漁業に従事している者のその業務や居住の用に供する建築物に係る開発行為は、一般に都市計画と農林漁業との適正な調整という見地からこれを認めることはやむを得ないものであり、また、スプロールの弊害も生じないので、適用除外とされている。

農業、林業又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類によるA-「農業、林業」、B-「漁業」の範囲とし、季節的なものであってもこれに含まれるが、家庭菜園等生業として行うものではないと認められるものは含まない。

これらに該当する建築物は、次のとおりとされている。

(1) 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物

ア 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設、農作業舎、魚類畜養施設、米麦乾燥調整施設、たばこ乾燥施設、のり・わかめ乾燥施設、野菜集荷施設、果実集荷施設、漁獲物水揚荷さばき施設の用に供する建築物等が該当する。

イ 「集荷の用に供する建築物」とは、当該建築物が農業、林業又は漁業の用に供されることが前提であるので、これら生産物の一次的集荷のためのものに限られ、配達、卸売業務等の商業活動のための集荷用建築物はこれに該当しない。

したがって、農業協同組合、漁業協同組合、任意組合及び集出荷業者等の集荷用建築物は該当しない。

ウ 人工栽培キノコの製造工場、ブロイラー加工工場は該当しない。

(2) 農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物

堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設、物置、漁船漁具保全施設、養殖用飼料等保管施設、漁船用補給施設の用に供する建築物等が該当する。

(注) 「堆肥舎」については、主として堆肥の貯蔵を行うための施設であるものが該当する。

堆肥の製造を目的とする施設については、畜舎など許可不要建築物等と利用目的上不可分な関係であると認められる場合、許可不要とする。

(3) 家畜診療の用に供する建築物

(4) 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物

(5) 農業、林業又は漁業の用に供する建築面積90㎡以内の建築物

(6) 次の要件に該当する「農業、林業又は漁業を営む者」の居住の用に供する建築物

ア 日本標準産業分類により農業、林業又は漁業の範囲に属すると認められる業務に、現に従事しているものであること。

この場合、

(ア) 被傭者を含む。

(イ) 兼業者を含む。

(ウ) 臨時的と認められる者は含まない。

(エ) 市街化調整区域に立地しようとする場合は当該市街化調整区域において、これらの業務に従事する者であることを要する。

(オ) 世帯員のうち一人以上の者がこれらの業務に従事するものであれば足りる。

イ 農業者の場合は、原則としてさらに下記要件のいずれかに該当する者であること。

(ア) 市町村農業委員会から農業従事者としての証明を受けられる者

(イ) 農地所有適格法人の構成員で、次のいずれかに該当する者

a その法人の業務に必要な農作業に主として年間 60 日以上従事する者

b その法人に 10 a 以上の農地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者で、その法人の業務に必要な農作業に主として従事している者

(7) 具体的判断

農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものの具体的な判断は次の例による。

ア 新たに農業等を営もうとする者の農業等の用に供する建築物

農業、林業又は漁業の用に供する建築物には、法文上建築する主体が限定されていないから、農業者等が建築する場合に限らず、これから新たに農業等を営もうとする者が建築する場合であっても該当する。

イ 新たに農業等を営もうとする者の居住の用に供する建築物

一方、農業、林業又は漁業を営む者については、現に農業等に従事する者に限定されていることから、これから新たに農業等を営もうとする者の居住の用に供する建築物は該当しない。

ウ 農業等従事者への分譲を目的としたもの

農業等従事者への分譲を目的とした開発行為は、原則として客観的に農業等を営む者の居住の用にのみ供する建築物となることが明らかであるとはいえないので該当しない。

エ 一戸の建築物で農業等従事者用住宅と他の施設が兼用される場合

一戸の建築物で農業等従事者用の住宅と建設業事務所等開発許可を要する用途の施設とが兼用される場合は、全体として開発許可を要する。

オ ペットのための犬猫診療所

ペットのための犬猫診療所は、農業、林業又は漁業の用に供する建築物といえず、該当しない。

カ 農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物は 1 世帯当たり 1 軒までとする。

3 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行うもの（法第 29 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2 号）

これらの建築物は都市にとって公益上必要不可欠なものであり、また、ほとんどが国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人が設置主体であったり、設置についての管理法があったりなどして、一般的にみて弊害を生ずるおそれも少ないため適用除外とされている。

なお、従来、法第 29 条第 1 項第 3 号本文に規定されていた社会福祉施設、医療施設、学校は、平成 18 年の法改正により削除され、改正法施行日である平成 19 年 11 月 30 日をもって、本号の対象から除外された。

これらに該当する建築物は、次のとおりとされている。

(1) 駅舎その他の鉄道の施設

(2) 変電所

(3) 道路法による道路又は道路運送法による一般自動車道若しくは専用自動車道（一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成するもの

(4) 河川法による（又は準用する）河川を構成するもの

(5) 都市公園法による公園施設であるもの

(6) 鉄道事業法による鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供するもの又は軌道法による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供するもの

(7) 石油パイプライン事業法による事業用施設であるもの

(8) 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法による特別積合せ貨物運送の用に供するもの又は自動車ターミナル法による一般自動車ターミナルを構成するもの

(9) 港湾法による港湾施設であるもの又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設であるもの

(10) 海岸法による海岸保全施設であるもの

(11) 航空法による公共の用に供する飛行場に建築されるもので当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は航空保安施設で公共の用に供するものの用に供するもの

(12) 気象、海象、地象又は洪水等の現象の観測又は通報の用に供するもの

(13) 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設であるもの

(14) 電気通信事業法による認定電気通信事業者がその事業の用に供するもの

(15) 放送法による基幹放送の用に供する放送設備であるもの

- (16) 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物を設置するもの又はガス事業法によるガス工作物（一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するものに限る。）を設置するもの
- ※ 平成 29 年 4 月 1 日施行のガス事業法における事業類型の見直しにより、ガス小売り事業については開発許可を要することとされたが、適正な競争関係が認められない一部地域における同日前までの一般ガス事業者と簡易ガス事業者については、経済産業大臣の指定により、引き続き供給義務が課せられることとされた（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 29 年政令第 40 号）附則第 5 条第 1 項及び第 2 項）。
- このため、当該指定に係る一般ガス事業及び簡易ガス事業については、引き続き開発許可不要の対象となることに留意すること。
- (17) 電源開発株式会社を設置又は改良する発電施設又は送電施設であるもの
- (18) 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業の用に供する水道施設であるもの、工業用水道事業法による工業用水道施設であるもの又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供するもの
- (19) 水害予防組合が水防の用に供するもの
- (20) 図書館法による図書館の用に供するもの又は博物館法による博物館の用に供するもの
- (21) 社会教育法による公民館
- (22) 国、県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設並びに国及び同機構が設置する職業能力開発総合大学校であるもの
- (23) 墓地、埋葬等に関する法律による火葬場であるもの
- (24) と畜場法によると畜場であるもの又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場であるもの
- (25) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設であるもの又は浄化槽法による浄化槽であるもの
- (26) 卸売市場法による中央卸売市場若しくは地方卸売市場の用に供するもの又は地方公共団体が設置する市場の用に供するもの
- (27) 自然公園法による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業によるもの
- (28) 住宅地区改良法による住宅地区改良事業によるもの
- (29) 国、県等、市町村又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げるもの以外のもの
- ア 学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校の用に供する施設である建築物
- イ 児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ウ 医療法に規定する病院、診療所又は助産所の用に供する施設である建築物
- エ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）
- オ 宿舍（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものを除く。）
- (30) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法による業務の用に供するもの
- (31) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法による業務の用に供するもの
- (32) 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による業務の用に供するもの
- (33) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が設置する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法による業務の用に供するもの
- (34) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律による業務の用に供するもの
- (35) 具体的な判断は次の例による。
- ア 産業廃棄物処理施設（(25)関係）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設であるものは、許可不要対象建築物に該当しない。
- なお、同一敷地内に一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設が併設される場合及び一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて対象とする破砕処理施設は全体を許可を要するものとして取り扱う。
- イ 国、県等（(29)関係）
- 「国、県等」とは、次のものをいう。（第 2 章第 4 節において同じ。）
- (ア) 国
- (イ) 県

(ウ) 指定都市等（指定都市又は中核市をいう。以下同じ。）

(エ) 事務処理市町村

(オ) 県、指定都市等又は事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合又は港務局

ウ 市町村（(29)関係）

「市町村」とは、指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含むものとする。

エ 国、都道府県等が直接その事務又は事業の用に供する建築物（(29)関係）

国、都道府県等が直接その事務又は事業の用に供する建築物については、その整備手法は限定されていないので、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行われるもの（いわゆる PFI 事業により行われるもの）も該当する。

オ 庁舎

(29)エの「多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く）」は、次に掲げるものとする。

(ア) 国が設置する庁舎であって、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

(イ) 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

(ウ) 県庁、県の支庁若しくは地方事務所、市役所又は町村役場の用に供する庁舎

(エ) 警視庁又は県警察本部の本庁の用に供する庁舎

カ 宿舍

(29)オの「職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるもの」は、次に掲げるものとする。

(ア) 職務上常駐を必要とする職員のためのもの

(イ) 災害等の発生時等に緊急に参集してその対応に当たる必要がある等職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのもの（警察職員、河川事務所・国道事務所に勤務する職員等緊急時に参集する必要がある職員のための宿舍等）

注）（ア）及び（イ）の判断にあたっては、個々の宿舍とそこに居住する職員の勤務地との位置関係が合理的に説明できるものであること。

キ 市町村等が設置する施設（(29)関係）

体育館、研修センター、農村環境改善センター等、不特定多数の者の利用に供するため、市町村が条例に基づき設置し、市町村が管理運営するもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定する指定管理者が管理するものを含む。）は、「直接その事務又は事業の用に供するもの」に該当する。

ク 市町村が建設する公営住宅（(29)関係）

市町村が建設する公営住宅は、「直接その事務又は事業の用に供するもの」に該当しないとされている。

ケ 競馬場・競輪場（(29)関係）

市が建設する競馬場の規定による競馬場又は自転車競技法の規定による競輪場は、「直接その事務又は事業の用に供するもの」に該当しないとされている。

コ 管理人住宅等（共通）

事務所等の当直人の宿泊施設等はそれぞれの建築物に含まれるが、管理人住宅、従業員住宅等は該当しない。

サ トラックターミナル等の従業員住宅等（共通）

トラックターミナル等許可不要建築物の中に従業員住宅等を含んだ開発行為の場合、開発許可を要しない建築物の範囲は、運転手の仮眠施設等までであり、それ以外の従業員住宅等は含まない。したがって開発許可を要しない用途の建築物の床面積の一部が開発許可を要する用途に用いられる場合は、当該建築物は全体として許可を要するものとして取り扱う。

シ 許可不要の建築物と許可を要する建築物との建築の用に供する目的のもの（共通）

例えば、農家用住宅と一般住宅を一体の開発行為の中で開発する場合など、要許可施設と許可不要施設を一体の開発行為の中で開発する場合においては、全体として開発許可を要する。

※ 一般的には「全体として開発許可を要する。」との判断となるが、一体の開発行為に当たるか否かは、行為主体の同一性、物理的位置関係、時期的関係、土地利用行為の一体不可分・一連性などの要素と、開発行為に伴って新設される公共施設を共有することの有無、双方の開発行為が既存の公共施設等に与える負担の程度等を、総合的に判断することとなる。

4 都市計画事業の施行として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 4 号～第 8 号及び第 2 項第 2 号）

(1) 各事業の施行として行うもの

適用除外となるものは、当該事業そのものの内容として行う開発行為であるから、いわゆる 2 次開発等が行われる場合における開発許可の要否については別途検討が必要である。

(2) 土地区画整理事業の施行として行うもの

適用除外となるのは土地区画整理事業そのものの内容として行う開発行為であるので、土地区画整理事業の施行地区内であっても、土地の所有者等が土地区画整理事業の施行としてではなく別個に開発行為を行う場合には許可を要する。

なお、市街化調整区域内で行われる個人施行、組合施行及び区画整理会社施行の土地区画整理事業にあつては、事業計画又は組合設立の認可等に際し、当該事業による開発行為が法第 34 条各号（立地基準）のいずれかに該当すると認められる必要があり、場合によってはあらかじめ開発審査会の議を経ることを要する。

5 公有水面埋立法による免許を受けた埋立地における開発行為（法第 29 条第 1 項第 9 号及び第 2 項第 2 号）

6 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 10 号及び第 2 項第 2 号）

7 通常の管理行為、軽易な行為（法第 29 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 2 号）

通常の管理行為、軽易な行為等で、無秩序な市街化の防止という見地から著しい弊害を生じるおそれのないものが適用除外とされている。

なお、法第 43 条第 1 項第 5 号における通常の管理行為、軽易な行為は政令第 35 条に規定されているが、法第 29 条第 1 項第 11 号、政令第 22 条との差異に注意すること。

通常の管理行為、軽易な行為に該当するものは次のとおりとされている。

(1) 仮設建築物の建築又は土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの

(2) 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築の用に供する目的で行うもの

(3) 建築物の増築又は特定工作物の増設で、当該増築に係る床面積の合計又は当該増設に係る築造面積が 10 m²以内であるものの用に供する目的で行うもの

(4) 農林漁業用建築物若しくは農林漁業者用住宅又は公益上必要な建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で行うもの

※ 既存の建築物の改築で用途変更を伴わないものは、従前の利用形態が変わるものではなく、無秩序な市街化の防止という開発許可制度の目的達成の見地からみて著しく弊害を生じるおそれがないことから、許可不要とされている。

(5) (4)のほか、建築物の改築で当該改築に係る床面積の合計が 10 m²以内であるものの用に供するもの

(6) (略)

(7) 具体的な判断は、次の例による。

ア 仮設建築物（(1)関係）

仮設建築物とは、建築基準法第 85 条に係る仮設建築物を指すが、同条第 5 項の特定行政庁の許可に係るものについては本店の改築に伴う仮店舗のようにその態様から一時的な使用の後に除却されることが明らかな建築物であることを要件とし、したがって、場合によっては類似の構造であっても用途によって仮設建築物となる場合とされない場合がありうる。

イ 住宅展示場（(1)関係）

住宅展示場に展示されている建築物が住宅展示場内で分譲されないことが明らかであり、かつ一定の展示期間終了後に除去されることが明らかである場合は、原則として仮設建築物として取扱う。

ただし、次のいずれかに該当する場合には仮設建築物とは認められない。

(ア) 展示期間中に当該建築物に人が居住する場合

(イ) 展示されている建築物に汚水及び生活雑排水処理並びに水道施設のための配管が接続されている場合

(ウ) 住宅展示場内の土地を直ちに宅地として分譲できるような形態に造成する場合

(エ) 建築基準法第 85 条第 5 項の許可を得ない場合

ウ 車庫、物置等（(2)関係）

許可不要の開発行為となる車庫、物置等は、それ自体独立の機能を果たすものではなく、その機能は主たる建築物の機能の中に含まれるとみうる附属建築物であるものをいう。

エ 建築物の改築（(4)関係）

許可を要しない改築とは、次の要件を具備するものをいう。

(ア) 従前の建築物の敷地とほぼ同一の敷地であること。

(イ) 従前の建築物と同一の構造、用途であること。

(ウ) 建替後の延べ床面積の合計が、従前の建築物の延べ床面積の合計の1.5倍以下（一敷地に用途上不可分の関係にある2以上の建築物がある場合には、建築物の総延べ床面積で判断）であること。

※ 「既造成土地」の許可で建てられた建築物を改築する場合であって、上記（ア）から（ウ）までの要件を具備するものは、所有者の変更を伴う改築であっても、従前の許可基準を満たすものとして取り扱う。

※ 「ほぼ同一の敷地」とは、敷地が道路に接していない建築物の改築に際し、建築基準法第43条の規定を満たすための必要最小限の敷地拡張を行う場合等を想定している。

※ 付属建築物のうち、車庫、物置その他これらに類する付属建築物については、政令第22条第2号又は第35条第1号により許可不要とされていることから、算定から除くものであること。

※ 構造とは、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造等をいう。建物の階数は「構造」ではなく「規模」として捉える。

※ 構造の変更が、木造から軽量鉄骨造相互間であるものは、構造が著しく異ならない場合として同一構造として取り扱う。

オ（略）

8 1ha未満の規模の運動・レジャー施設の建設に係るもの（建築物の建築を目的としないものに限る。）

9 1ha未満の墓園の建設に係るもの

VI 市街化調整区域での許可不要の建築等（法第43条ただし書）

（略）

Ⅶ 開発区域

「開発区域」とは、「開発行為をする土地の区域」を指す。

開発行為は「土地の区画形質の変更」であるから、主たる利用目的が建築物等に係るものであって、土地の利用目的、物理的性状からみて一体と認められる開発行為をする範囲が開発区域となる。

開発許可の運用に当たっては、許可基準適用の単位となること、建築規制等の行われる区域となること等の意義がある。

1 開発区域の範囲

開発区域の範囲については、次のとおりとする。

- (1) 建築物の敷地又は特定工作物の敷地
- (2) 駐車場として建築物の敷地又は特定工作物の敷地と一体的に利用される土地（当該駐車場の敷地と建築物の敷地又は特定工作物の敷地の間に道路、水路等の公共施設等が介在することにより物理的に接しない場合であっても、当該道路の幅員、交通量、水路幅等の状況に応じて土地利用行為が一体不可分で一連のものと認められる場合には、一の開発区域とみなす。）
- (3) 開発行為に伴い生じる法面等は、原則として開発区域に含むものとする。（直接建築物の敷地に供する目的で行う造成行為でなくても、主として建築物の建築等の用に供する目的で行われている以上は、開発行為であるから、開発行為に含まれる。）
- (4) 当該開発行為により当該開発区域内に新設される公共施設等の用に供される土地
- (5) 当該開発行為と同時に開発行為者により築造される取付道路（当該新設の主たる目的が建築物の建築等であり、道路でない土地が道路になるので「質」の変更となり、開発区域に含まれる。）

2 区域外施行

開発行為に伴って、開発区域に隣接する公共施設（道路敷、水路等）を改修する場合は、当該部分は「区域外施行」の位置付けとし、開発区域に含めないものとするのが原則である。

また、開発行為に伴い生じる法面等は、原則として開発区域に含むが、取り合い等の関係により、部分的に隣地の切土、盛土を行う場合は、区域外施行の位置付けとすることも可能である。

なお、区域外施行の区域については、公園、緑地、広場の面積算定の対象としないが、技術的な許可基準に準拠した指導を行う。

3 一体開発について

開発行為を行う区域の面積により、法第 29 条第 1 項第 1 号により開発許可が不要となる開発行為や、法第 33 条の技術基準の適用が異なる。

したがって、開発許可申請の手続きの可否や許可基準の適用を判断する際、一体と認められる開発区域の範囲がどこまでであるかが問題となる。

一体と認められる開発区域の範囲の判断は、諸般の事情を総合的に勘案し、社会通念に照らして客観的になされる必要がある。

具体的には、行為主体の同一性、物理的位置関係、時期的関係、土地利用行為の一体不可分・一連性などの要素と開発行為に伴って新設される公共施設を共有することの有無、双方の開発行為が既存の公共施設等に与える負担の程度等を総合的に判断するものである。

なお、既に開発が行われた土地の隣接部分で新たな開発がなされる場合の開発許可の可否に係る一体性の判断基準については、次項のとおりである。

Ⅷ 開発許可の要否に係る一体性の判断基準（平成27年2月10日付け都第284号都市計画課総括課長通知）

既に開発が行われた土地の隣接部分で新たな開発がなされる場合、新規開発区域の面積が基準面積未満であっても、双方の開発行為が実質的に見て、相互に密接な関連を有し、一体的な開発として許可対象とすることが合理的な場合がある。

1 住宅系の用途（宅地分譲等）に係る一体性判断の基準

以下に示す事例については、双方の開発行為は実質的に見て、相互に密接な関連を有しているものと判断されることから、原則として一体開発として取り扱う（図1参照）。

なお、下記における期間については、既開発区域の工事完了公告日（開発許可を要しない場合は、造成工事完了日）から新規開発区域の工事着手日までの間を表すものであること（2において同じ。）。

(1) 同一開発者が、3年以内に既開発区域の隣接地を開発する場合

- ・ 開発者が親会社と子会社といった密接な関係を有する場合は、同一開発者とみなす。
- ・ それぞれの開発区域の間に1～2mの未利用地等を残すことにより、別開発と称する場合には、当該未利用地等も含めて隣接地の開発とみなす。また、2m以上の未利用地又は既存の公共施設等が介在・残存することにより開発区域が分断されるような場合は、それぞれの開発区域の間を人や物が往来する可能性や、当該公共施設等が開発後の負荷に耐えうるか等の状況を考慮のうえ、個別具体的に一体性を判断する。

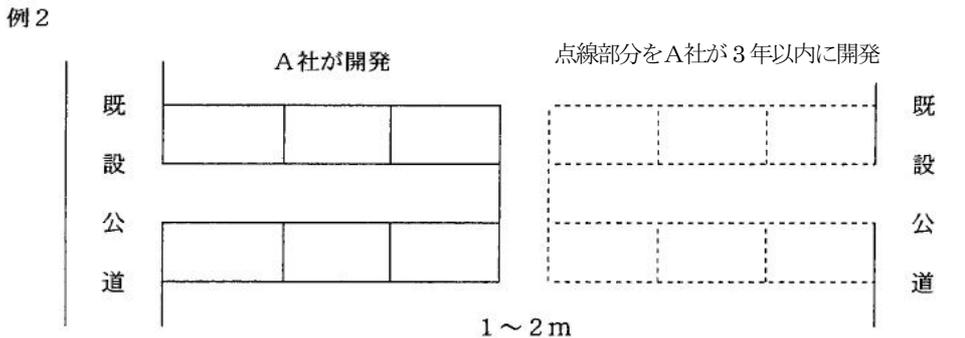
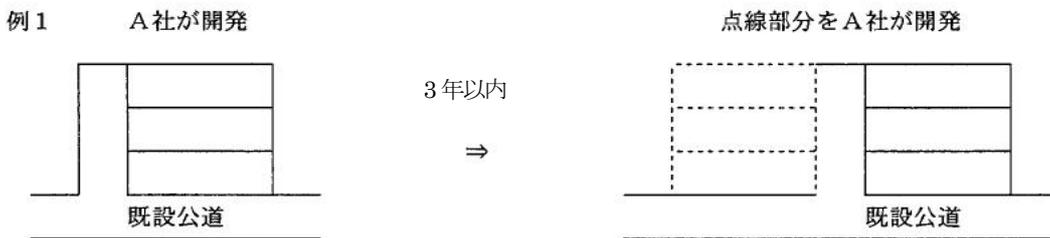
(2) 土地所有者が同一である一団の土地を分割して、3年以内に連続して開発を行う場合

- ・ 土地所有者が、親兄弟といった密接な関係を有する場合は、個々具体の事情に応じて同一性を判断する。
- (3) 開発者及び土地所有者は別であるが、新たに設置される公共施設等を共用することとなる開発を1年以内に行う場合
- ・ 一体性の判断に際しては、未舗装又は未改良の既存道路を開発行為に伴って舗装、改良又は拡幅するような場合も、新たに設置される公共施設等とみなす。

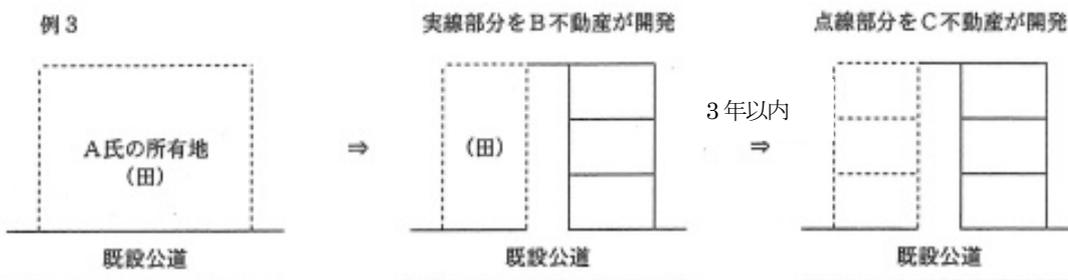
一体開発として取り扱う事例（原則）

(図1) 住宅系の用途（宅地分譲等）

(1) 同一開発者が、3年以内に既開発区域の隣接地を開発する場合

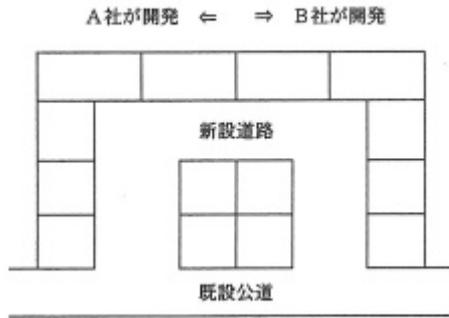


(2) 土地所有者が同一である一団の土地を分割して、3年以内に連続して開発を行う場合



(3) 新たに設置される公共施設等を共用する開発を1年以内に行う場合

例4



※A社が開発完了後、おおむね
1年以内にB社が隣接地を開発
する場合

2 業務系の用途に係る一体性判断の基準

同一開発者が、3年以内に既開発区域に隣接して行う基準面積未満の開発行為については、原則として一体開発として取り扱う(図2参照。同一開発者の判断は1(1)と同様とする。)

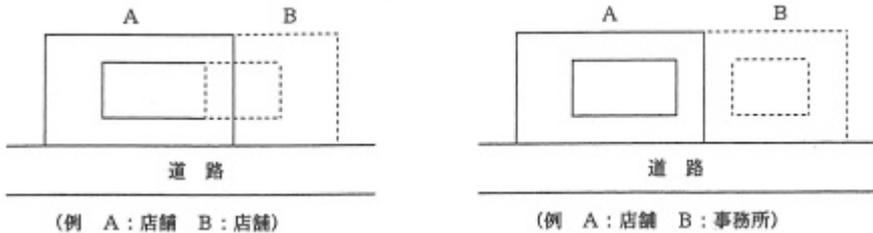
- (1) 新規開発部分が、「駐車場」等を目的とした土地利用であり、建築物の建築を伴わない場合にあっても、実質的に見て既開発部分と相互に密接な関連を有する開発と認められる場合は、両開発を一体開発として取り扱う。(図3参照)
- (2) 道路、水路等の公共施設等が介在することにより、既開発区域と新規開発区域が物理的に接しない場合にあっても、当該道路の幅員、交通量、水路幅等の状況に応じて、個別に一体性の判断を行う。(図4参照)

3 一体開発と判断される場合の開発許可申請面積は、既開発区域(A㎡)と新規開発区域面積(B㎡)との合計面積とする。この場合、手数料の適用区分については、既開発区域が許可済かつ2次造成等を伴わない事例にあつては、新規開発区域の面積により取り扱うものとする。

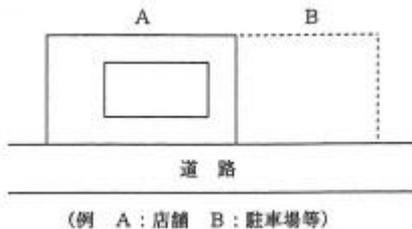
(参考) 既開発区域Aが許可済かつ2次開発を伴わない場合、申請書等における開発区域の面積は「A㎡+B㎡(うち今回開発B㎡)」と記載することとする。

4 1及び2以外の事例については、原則として一体開発としては取り扱わないが、必要に応じて公共施設の整備に関して、技術的な許可基準に準拠した指導を行う。(図5参照)

(図2) 業務系の用途

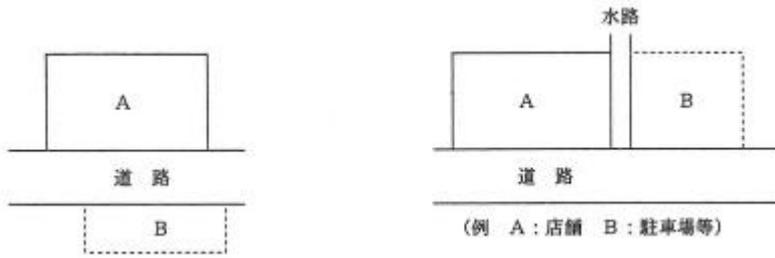


(図3) 新規開発部分が、「駐車場」等を目的とした土地利用であり、建築物の建築を伴わない場合



Bが、Aの来客用の駐車場である場合は、「A+B」区域を対象に一体開発として取り扱う。

(図4) 道路、水路等の公共施設等が介在することにより、既開発区域と新規開発区域が物理的に接しない場合



(図5) 既開発の公共施設の整備の指導例 (別開発の場合)

例1 道路の拡幅 (4m→6m)



例2 既設公園の拡大



第2章 許可の基準等

第1節 開発計画に関する予備調査

開発者は、開発計画に先行して、開発区域内又はその周辺の基礎的資料として、次の各号に掲げる事項について予備的調査を行うよう十分に配慮すること。

1 基礎的な調査事項

- (1) 地形及び周辺土地利用状況の調査
- (2) 地質、地盤調査及び土質調査
- (3) がけ面の保護等の防災施設の調査
- (4) 埋蔵文化財又は保護文化財等の調査
- (5) 風向、日照条件等の自然的条件及び植生調査
- (6) 浸水想定区域等の災害に関する調査

2 都市計画に関する事項

- (1) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分並びに用途地域等の地域地区の再確認
- (2) その他、風致地区、宅地造成等工事規制区域、公園、緑地、道路、河川、下水道等の都市計画及び災害危険地域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域に関する事項の把握
- (3) 建築基準法関係についての調査

3 道路に関する事項

- (1) 現道（国道、県道、市町村道等）について、その位置及び利用状況等の調査及び確認並びに事前打合せ
- (2) 道路の境界査定、並びに道路の用地及び施設の交換、廃止、帰属等について管理者との打合せ
- (3) 隣接地所有者、既設道路利用者の意見等に関する聴取
- (4) 進入道路と接続道路の規模、構造及び能力の調査

4 排水施設に関する事項

- (1) 河川、水路、下水道、農業水路、その他用排水施設について、その位置及び利用状況等の調査並びに確認
- (2) 用排水施設用地の境界の確認、並びにこれら施設の用地及び施設の交換、廃止、帰属等について管理者との打合せ
- (3) 雨水の集水区域及び流出状況の把握
- (4) 流入位置及び直下流における水質調査
- (5) 既存排水施設等の規模、構造及び能力の調査並びに当該施設の計画内容との調査
- (6) 接続が予想される公共下水道の施設及び規模の調査並びに当該施設の管理者との打合せ

5 公園等の公共の用に供する空地に関する事項

- (1) 公園等の種別（街区公園、近隣公園、その他都市公園の利用区分による種別）、配置、規模及び整備状況の調査
- (2) 公園等の利用状況及び利用距離の把握

6 公益的施設に関する事項

- (1) 教育施設、医療機関、官公庁及びサービス施設の配置の状況の確認
- (2) 電気、都市ガス、塵芥焼却場等の整備状況及び供給処理能力の調査
- (3) バス、鉄道等の輸送機関の調査
- (4) (1)から(3)までの施設等の規模及び利用状況の把握

7 水道施設に関する事項

- (1) 水道施設の位置、形状及び寸法の調査
- (2) 水道施設の給水区域、給水人口、給水量及び利用状況の調査

8 消防施設に関する事項

消防水利として指定されている消火栓、私設消火栓、私設水槽、プール、河川、溝、池、海、湖、井戸、下水道等の位置と能力の調査

第2節 開発許可の基準

開発許可の申請があった場合、当該開発行為が以下の基準に適合しており、申請手続きが適正であるものについて許可を行う。

なお、この基準の適用については、開発行為の目的等により、次のとおり区分されている。

許可基準の適用関係（○印：適用、×印：不適用）

許可基準	建築物		第一種特定工作物 (コンクリートプラント等)		第二種特定工作物 (ゴルフコース等)	
	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用
I 技術基準						
第1 予定建築物の用途	○	○	○	○	○	○
第2 公共空地の確保等 (道路、公園、消防水利等)	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
第3 排水施設	○	○	○	○	○	○
第4 給水施設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
第5 地区計画等	○	○	○	○	○	○
第6 公益的施設	○	開発行為の目的 に照らし判断	○	開発行為の目的 に照らし判断	開発行為の目的 に照らし判断	開発行為の目的 に照らし判断
第7 宅地の防災	○	○	○	○	○	○
第8 災害危険区域等の除外	○	×	○	×	○	×
第9 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○
第10 緩衝帯	○	○	○	○	○	○
II その他の基準						
第1 輸送施設	○	○	○	○	○	○
第2 申請者の資力・信用	○	居住用 × 業務用で、 1 ha 未満× 1 ha 以上○	○	1 ha 未満× 1 ha 以上○	○	1 ha 未満× 1 ha 以上○
第3 工事施行者の能力	○	居住用 × 業務用で、 1 ha 未満× 1 ha 以上○	○	1 ha 未満× 1 ha 以上○	○	1 ha 未満× 1 ha 以上○
第4 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○

(注) 開発者自らが使用する目的で行う開発を「自己用」、宅地分譲など開発者以外の者が利用、使用する目的で行われる開発を「非自己用」という。

「自己用」には、「自己の居住の用に供するもの」と「自己の業務の用に供するもの」の2種類があり、具体的には次のとおり規定されている。

1 自己の居住用

- ・ 開発行為の主体である自然人が自らの生活の本拠として使用するものであること。
- ・ 会社が従業員宿舍の建設のために行うもの、市町村が公営住宅や雇用促進住宅等の建設のために行うもの、組合員に譲渡することを目的とする住宅の建築のために行うもの等は、自己の居住用に該当しない。
- ・ 土地の所有者が共同で、又は第三者に対する委託・委任・請負等でそれぞれの居住の用に供する住宅の建築のために行うものも、自己の居住用に該当しない。

2 自己の業務用

- ・ 当該建築物又は特定工作物内において、開発行為の主体が継続的に自己の業務に係る経済活動を行うこと。
- ・ ホテル、旅館、結婚式場、企業の従業員のための福利厚生施設等は、自己の業務用に該当する。
- ・ 分譲又は賃貸のための住宅の建築又は宅地の造成のためのものは、自己の業務用に該当しない。
- ・ 貸事務所、貸店舗、貸倉庫等も、自己の業務用に該当しない。また、事務所等を借用して使用する場合も、自己の業務

用には該当しない。

- 第二種特定工作物である墓園で、区画の所有権を分譲するもの、永代供養料又は永代管理料等という形態で運営されるものは、自己の業務用に該当しない。
- 自己の業務用の建築物に係る開発区域内に、寮、社宅等（当該部分が著しく小さい場合を除く。）自己用以外の建築物を併設する場合は、自己の業務用に該当しない。
- 共同で、又は第三者に対する委任・委託・請負等で行うものは、自己の業務用に該当しない。

I 技術基準（法第33条第1項関係）

第1 予定建築物の用途（法第33条第1項第1号）

当該申請に係る開発区域内の土地について、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区が定められているときは、予定建築物等の用途がこれらの用途の制限に適合していなければならない。

また、当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていないときは、予定建築物等の用途が建築基準法第48条第13項及び第68条の3第7項（同法第48条第13項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限に適合していなければならない。

〔参考：住区又は街区の構成〕

(1) 用途別土地利用構成

ア 住区又は街区は、当該開発地域の地形の状況及び地盤の性質等を考慮し、当該住区又は街区に予定される建築物の用途規模及び構造等により定めなければならない。

イ 開発区域内の計画人口密度、計画容積率の適合

(2) 住区の構成

住区は街区を単位として適正な規模の道路、公園、排水施設等の公共施設及び公益的施設を配置して良好な居住環境を構成するよう定めなければならない。

(3) 街区の規模

戸建ての住宅の街区は、住区の状況を考慮して配置し、その規模は次の各号により定めなければならない。

ア 1街区の長辺は120～180m、短辺は30～50m程度を標準とする。

イ 南北方向の街区は、東西方向の街区に比して短辺を小さくする。

(4) 画地と規模

戸建て住宅の画地は、200～300㎡程度の規模を有するものを標準とし、過小宅地とならないようにするとともに、狭小または、細長な画地割とならないよう考慮して街区を設定すること。

第2-1 道路（法第33条第1項第2号、令第25条第1号～第5号、規則第20条、第20条の2、第24条）

1 道路の区分

開発区域内における道路の計画に当たっては、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域内外の道路機能が有効に発揮されるよう設計されなければならない。

特に宅地分譲等を目的とした開発行為にあつては、発生交通量及び交通施設等の交通計画を勘案して、道路の区分を次に掲げるところにより定めなければならない。

(1) 幹線道路

幹線道路とは、都市計画街路及び開発区域の自動車発生交通量が特に著しく区域外への集約的な役割を有す道路をいい、容量及び構造については別途協議により定める。

(2) 地区幹線道路及び進入路

地区幹線道路とは、開発区域内の道路の骨格となり、区域外からの交通を区域内へ導入し、各区域内相互の連絡をすすめる道路をいい、幹線道路又は区画道路の機能も有しているものである。

また、図1-1（道路の区分）のように、接続道路から建築物等の建築等を予定している地域に至る区間の道路を進入路と称し、本市では、当該進入路について特例措置を設けている。（2(1)イ参照）

(3) 区画道路

区画道路とは、開発区域の区画構成の基本となり、もっぱら個々の画地への出入りを主目的とする道路で、その画地に関係のない通過交通を排除した道路をいう。

(4) 細街路

細街路とは、開発区域内において、地形その他特別の事情により、やむを得ないと認められた小区間の道路をいい、幅員は4m以上とする。

(5) 自転車歩行者専用道路

自転車歩行者専用道路とは、もっぱら自転車及び歩行者の交通の用に供する道路をいい、その幅員は開発規模及び内容を勘案して定めるものとする。

(6) 接続道路（令第25条第4号）

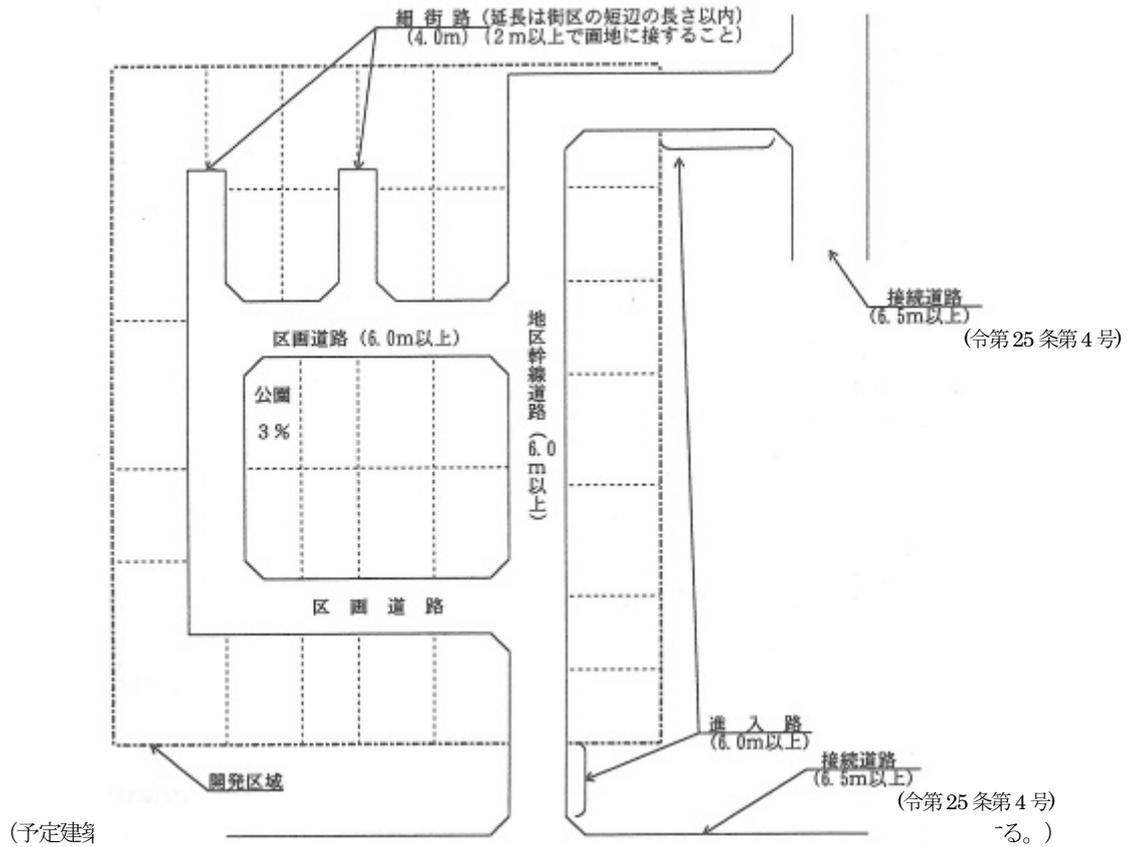
接続道路とは、地区幹線道路（進入路）が接続すべき開発区域外の道路をいう。

なお、一敷地の単体的な開発等、開発区域内に道路を整備しない開発行為にあつては、予定建築物等の敷地に接する既存の道路は接続道路への接続を要しない。

地区幹線道路、区画道路、細街路、進入路及び接続道路等の区分例は次図のとおり。

図1-1 道路の区分

(1) 開発区域内に新たに道路を整備する場合



(2) 開発区域内に新たに道路を整備しない場合



(注) 図中の道路の幅員は各種道路の最低限必要な幅員を記しているものであり、予定建築物や敷地の規模等に応じて必要となる道路幅員の詳細は「2 道路の幅員」によること。

2 道路の幅員

(1) 敷地が接する道路及び接続道路の幅員

開発規模、予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じ、敷地が接する道路（令第25条第2号、区画道路等）及び接続道路（令第25条第4号）の幅員は表-1により定めなければならない。

この場合において、敷地とは、建築基準法上の敷地の概念と同じもので、一の建築物又は用途不可分の関係にある一以上の建築物のある一団の土地を意味している。なお、建築基準法にいう総合的設計による一団の計画の場合は、全体が一の敷地となる。

表-1

「接続道路」の幅員		「敷地が接する道路」の幅員	
予定建築物が住宅	予定建築物が住宅以外	住宅の敷地又はそれ以外の敷地でその規模が1,000㎡未満	住宅の敷地以外の敷地でその規模が1,000㎡以上
6.5m以上	9.0m以上	6.0m以上	9.0m以上

上記の基準に加え、地区幹線道路の幅員については、開発区域内の道路の骨格となる道路であり、幹線道路の機能も有していることから、開発区域の規模に応じて表-1-2のとおりとするよう十分に配慮すること。

表-1-2

開発区域の規模	「地区幹線道路」の幅員	
	敷地規模が1,000㎡未満	敷地規模が1,000㎡以上
10ha 未満	6.0m以上	9.0m以上
10ha 以上 20ha 未満	9.0m以上	9.0m以上
20ha 以上	12.0m以上	12.0m以上

ア 小区間で通行上支障がない細街路は、4m以上とすることができる。

イ 進入路は、原則として、地区幹線道路と同一幅員で2本以上設置しなければならない。

なお、非自己用の開発行為で、進入路のうち6m未満の部分が車両の通行上支障がない場合で300m以内に待避所を設置する場合には、この幅員を表-1-3のとおりとすることができる。（下図参照）

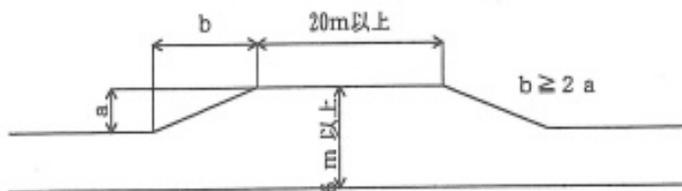


表-1-3

車両の通行上支障がない場合	「進入路」の幅員
交通量300台/日以下	4m
交通量500台/日以下(※)	5m

※ 地形の状況、交通の種類、量等を勘案して車両の通行上支障がないことが確かめられた場合は、交通量が500台/日以下でなくても、進入路の幅員を5mとすることができる。

なお、交通の種類とは、大型車の混入、バスの運行、歩行者、通学路等を、交通の量とは、開発に伴う発生交通（交通量・大型車の混入等）等をいうものである。

(2) 一敷地の単体的な開発行為における敷地が接する道路の幅員（令第25条第2号ただし書）

開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の形態等に照らして、前記(1)によることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、交通の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路の場合には、前記(1)にかかわらず4m以上とすることができる。

なお、これらの具体的な判断は次の例による。

ア 「開発区域の規模及び形状、開発区域周辺の土地の地形及び利用の形態等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合」について

- (ア) 開発区域の規模が概ね1ha以下であること。
- (イ) 開発区域が扁平であること。
- (ウ) 開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小であること。
- (エ) 開発区域の周辺にがけや河川等が存在していること。
- (オ) 既存道路沿いに建築物が連たんしていること。(拡幅に際して用地確保が困難なこと。)

イ 「環境の保全上、災害の防止上、交通の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路の場合」について

- (ア) 規則第20条の2各号に掲げる次の要件に該当すること。
 - a 区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
 - b 幅員が4m以上であること。
- (イ) 良好な市街地環境を確保する観点から、日照、通風、採光等の点で支障がないこと。
- (ウ) 延焼の恐れのないこと。
- (エ) 避難活動上支障がないこと。
- (オ) 消防活動上支障がないこと。
- (カ) 通過交通が少なく、かつ、1日当たりの車両の交通量も少ないこと。
- (キ) 歩行者の数が少ないこと。
- (ク) 予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと。
- (ケ) 業務用の場合に、事業活動の支障を生じないこと。

(注) アについては開発区域の規模等の各事項全てについて総合的に判断し、イについては全ての条件を満たすこと。

(3) 道路幅員のとり方は、次のとおりとする。

図1-2 道路幅員



(4) 道路敷地

道路敷地は、協議により決定する。

図1-3 道路敷地 (出典：「宅地開発指導要綱に関する措置方針」S59.7 建設省)



3 歩道の設置（令第25条第5号、規則第24条第7号）

開発区域内の幅員9m以上の道路は、縁石又はさくその他これに類する工作物によって歩車道が分離されていること。
なお、歩道幅員は2m以上とし、自転車歩行者道の場合は、3m以上とすること。

4 市街化調整区域における道路の配置の基準（令第25条第3号）

（略）

5 道路の構造

開発行為により設けられる道路は、原則として舗装を行わなければならない。構造については、管理者となる者との協議により定めることを原則とする。

(1) 道路の横断勾配

- ア 舗装道（アスファルト舗装、コンクリート舗装）は、1.5～2.0%
- イ 歩道は2.0%（直線）

(2) 道路の排水

道路には雨水等を有効に排水するため必要な側溝、街渠等の施設を設けなければならない。

(3) 道路の縦断勾配

道路の縦断勾配は、9%以下でなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められた場合は小区間に限り12%以下とすることができる。なお、幹線道路においては7.5%（積雪寒冷地では6%）以下でなければならない。

(4) 道路内に設ける階段の制限

道路は階段状としてはならない。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路では、通行の安全上支障がないと認められるものにあつてはこの限りではない。

なお、道路は階段状とする場合には、次に掲げるところに適合しなければならない。

- ア 階段は、全体の高さが7m以下で、かつ、高さ3m以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を有すること。
- イ 踏面は30cm以上とし、けあげは15cm以下とすること。
- ウ 階段には手摺りを設け、上端に車止めを設けること。
- エ 階段と接続する道路は、縦断勾配を2～4%とし、長さ10m以上とすること。
- オ 階段は、原則としてセメントコンクリート構造であること。
- カ 道路の階段接続部に車返しを設けること。

(5) 袋路状道路の制限

道路は、袋路状としてはならない。ただし、次に該当する場合はこの限りでないが、道路の終端は歩行者専用道路、公園等に接するか、又は幅員2m以上のフットパス等によって、歩行者専用道路、公園等若しくは道路に接続することが望ましい。

ア 車道幅員が8m以上の場合

イ 車道幅員が6m以上8m未満の場合

（ア）延長が35m以下の場合

（イ）終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

（ウ）終端に転回広場が設けられている場合

（エ）延長が35m以内ごとに自動車の転回広場が設けられている場合

ウ 車道幅員が4m以上6m未満の場合

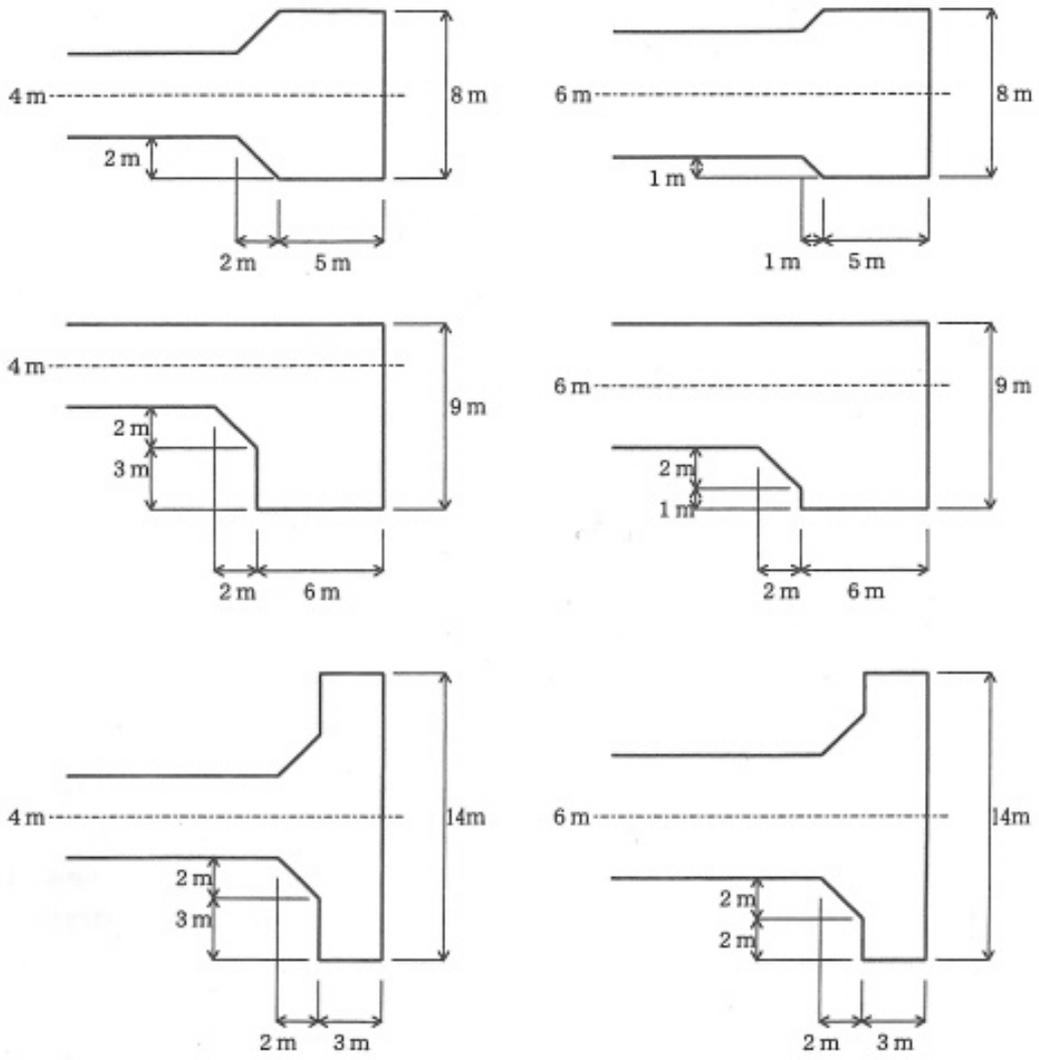
延長が35m以下の場合

エ 当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が近い将来具体的に予定されている場合又は避難道路等で避難上及び車両の通行上支障がない場合

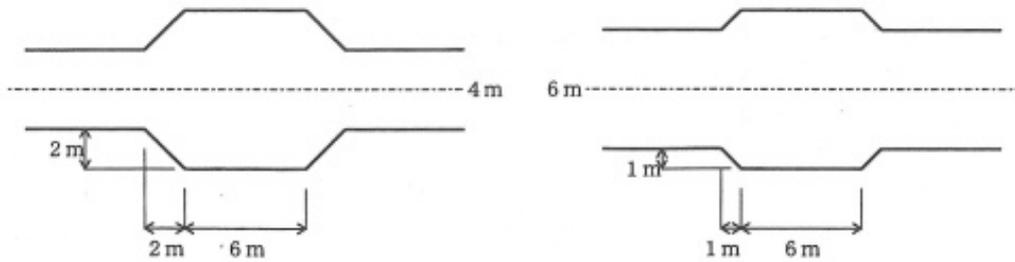
（注）延長とは、既存の幅員8m未満の袋路状道路に接続する道路にあつては、当該袋路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。

[転回広場の形状]

1. 道路の終端部に設ける場合



2. 道路の中間に設ける場合



(6) 道路の隅切り長

歩道のない道路が同一平面で交差し、もしくは接続または屈曲する部分には適当な長さの隅切りをすること。
隅切りの標準長は表一2に示すとおりとする。

表一2 隅切りの標準長

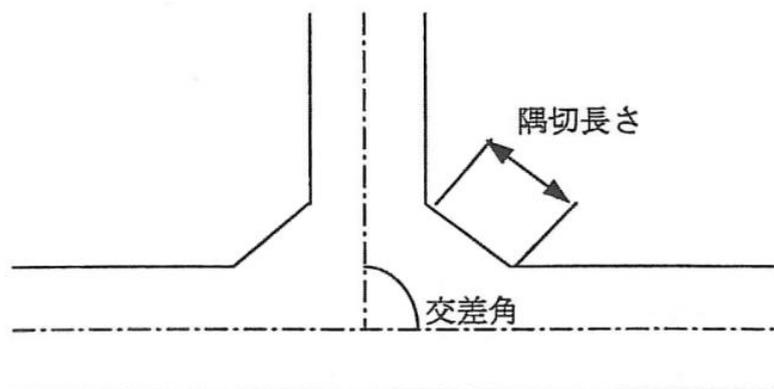
(単位：m)

道路幅員	40m	30m	20m	15m	12m	10m	8m	6m	4m
40m	12	10	10	8	6				
	15	12	12	10	8				
	8	8	8	6	5				
30m	10	10	10	8	6	5			
	12	12	12	10	8	6			
	8	8	8	6	5	4			
20m	10	10	10	8	6	5	5	5	
	12	12	12	10	8	6	6	6	
	8	8	8	6	5	4	4	4	
15m	8	8	8	8	6	5	5	5	
	10	10	10	10	8	6	6	6	
	6	6	6	6	5	4	4	4	
12m	6	6	6	6	6	5	5	5	
	8	8	8	8	8	6	6	6	
	5	5	5	5	5	4	4	4	
10m		5	5	5	5	5	5	5	3
		6	6	6	6	6	6	6	4
		4	4	4	4	4	4	4	2
8m			5	5	5	5	5	5	3
			6	6	6	6	6	6	4
			4	4	4	4	4	4	2
6m			5	5	5	5	5	5	3
			6	6	6	6	6	6	4
			4	4	4	4	4	4	2
4m						3	3	3	3
						4	4	4	4
						2	2	2	2

上段： 交差角 90° 前後

中段： 交差角 60° 以下

下段： 交差角 120° 以上 (出典：株ぎょうせい「最新 開発許可制度の解説 (第四次改定版)」 p.184)



(7) 歩道の一般的構造に関する基準

歩道の一般的構造については、「歩道の一般的構造に関する基準（平成17年2月3日付け都市地域整備局長・道路局長通達）」によるものとする。なお、内容については、国土交通省のホームページを参照のこと。

(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/06/060203/03.pdf>)

(8) 道路の曲線半径

道路が屈折する箇所には、道路の規格に応じた曲線半径で屈折箇所を円滑にし、歩行者、自転車等の通行の安全を図るため、適切な長さの見通しを確保しなければならない。（道路構造令の規定に準ずるものとする。）

(9) 車両用防護柵及び歩行者自転車用柵

車両用防護柵及び歩行者自転車用柵の設置区間及び構造については、「防護柵設置基準」によるものとする。

(10) 橋梁

橋梁の設計は道路橋示方書によるものとし、設計荷重等は道路管理者との協議により定めるものとする。

(参考) 建築基準法における道路 法第41条の2 この章の規定は、都市計画区域に限り、適用する。 法第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号（下表参照）のいずれかに該当する幅員4m以上のものをいう。 法第43条 建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。			
法令種別	一般呼称	幅員	内容
第42条	第1項第1号	1号道路	4m以上 道路法による道路（例）国道、県道、市町村道 都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路 （例）都市計画道路、土地区画整理事業により築造された道路 開発許可により築造された開発道路であり市町村道認定されていない道路 建築基準法の集団規定が適用された時（都市計画区域編入時）に既にあった道路 （例）幅員4m以上のもので現に一般交通の用に供されているもの 都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等により2年以内に事業が行われるものとして特定行政庁が指定したもの 特定行政庁が位置指定をした私道
	第1項第2号	2号道路	
	第1項第3号	既存道路	
	第1項第4号	計画道路	
	第1項第5号	位置指定道路	
	第2項	みなし道路（2項道路）	4m未満
第68条の7	第1項	地区計画 予定道路	— 道の配置・規模が定められた地区計画等の区域内において予定道路に指定されたもの

第2-2 公園等（法第33条第1項第2号、令第25条第6号、第7号、規則第21条、第25条）

1 公園等の面積

開発区域の面積規模により、表-3に定める公園等を設けなければならない。

ただし、開発面積が5ha未満にあっては、開発区域の周辺に相当規模の公園等（面積的にも誘致距離の点からも開発区域内の居住者が支障なく利用できる規模及び状態の既存の公園等）が存在する場合は、開発区域内に公園等を設けないことができる。

表-3

開発区域面積	公園等の面積	摘要
5ha > DA ≥ 0.3ha	PA ≥ 150 m ² 、ΣPA ≥ 3%DA	
20ha > DA ≥ 5ha	PA ≥ 300 m ² 、ΣPA ≥ 3%DA	PA ≥ 1,000 m ² が1箇所以上
DA ≥ 20ha	PA ≥ 300 m ² 、ΣPA ≥ 3%DA	PA ≥ 1,000 m ² が2箇所以上

DA：開発区域面積

PA：個々の公園等の面積

ΣPA：開発区域内の公園等の合計面積

(注) 開発面積が、0.3ha以上5ha未満の場合の公園等の1箇所あたりの面積は、緊急活動時支障とならない面積（原則として150 m²以上）とすること。

住宅地開発の場合は公園を原則とする。

予定建築物の用途が、住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場を設けること。なお、緑地は緑化しなければならない。

自己の居住用及び第二種特定工作物については必要ないこと。

2 公園の種類、規模

公園の種類及び規模は、表-4に掲げるものを標準とする。

表-4

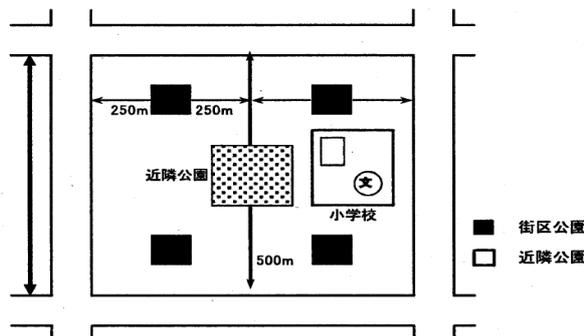
公園の種類		標準規模
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とし、地区の実情に合わせ、児童の遊戯、運動等の利用、高齢者の運動、憩い等の利用に配慮し、日常的な利用に供されるもの	2,500 m ²
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、運動広場、休養施設等を備え日常的な屋外レクリエーション活動に利用されるもの	20,000 m ²
その他の公園	上に掲げるもの以外の公園	利用目的施設内容による

3 公園の配置

開発区域の公園の位置は、次に掲げる公園の誘致圏を参考として均衡ある配置をしなければならない。配置については、その公園の存する市町村に確認を得ること。

- (1) 街区公園 誘致距離 250m
- (2) 近隣公園 誘致距離 500m
- (3) その他の公園 誘致距離 利用目的等による

ただし、街区公園については、交通量の多い主要道路、鉄道、河川、がけ、規模の大きい施設、その他児童の通行を不能にし、又は危険にする地物、施設等がある場合は、誘致圏はその地物、施設等によって遮断されるものとみなす。



公園配置のモデル図（出典：岩手の都市計画 資料編 平成25年3月）

4 出入口

公園の出入口は、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 公園の出入口は公園利用者のために適切な位置、箇所数、構造を備えているとともに、災害時の避難場所としての効用を考慮して設置すること。
- (2) 面積が1,000 m²以上の公園にあつては、2箇所以上の出入口を設けること。
- (3) 幅員6 m以上で歩道のない道路に面することとなる場合は、原則として出入口の位置を道路の曲り角から5 m以内にしないこと。
- (4) 門柱及び車止めを設けること。
- (5) 少なくとも1箇所は自動車が出入りできる構造とすること。

5 立地条件

公園等の立地条件として次に掲げるものを考慮しなければならない。

- (1) 公園等の位置は、前項の誘致距離に基づく配置とともに、地形、地質、その他の環境条件の適否を勘案して選定すること。
- (2) 公園等は、原則として高压送電線下の土地に設けてはならないとともに、公園内に高压送電線塔の敷地を含めないこと。
- (3) 公園等には道路、河川、宅地、その他明らかに公園等以外の目的をもつ土地又は施設の構成部分とみなされる土地を含めないこと。
- (4) 公園、広場の用に供する土地が斜面である場合は、その傾斜が16度を超えないこと。
- (5) 緑地の用に供する土地は、その傾斜が30度を超えないこと。

6 敷地の形状

公園等の敷地の平面形は、正方形、長方形等まとまりのある形状とし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入りのある形状であつてはならない。(緑地の場合は、短辺長3 m以上とする。)

7 排水施設

公園内の排水施設は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 公園内には雨水、その他の地表水及び汚水を排除するために必要な排水施設を設置すること。
- (2) 地表水排水施設は、広場及び園路側辺、傾斜地の上端又は下端、湧水を生ずる場所その他必要な場所に設けるものとし、U型溝、L型溝、石材及びコンクリートを用いた側溝及び雨水枿を用いること。
- (3) 管渠は、その勾配及び断面積が排除すべき地表水又は汚水を支障なく流下させることができるものであるとともに、維持管理上支障のない規格構造とすること。
- (4) 排水施設については下水道法施行令第8条の規定を準用する。

○ 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
- イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内り幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが 15 cm 以上の泥ためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内り幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

8 公園施設の整備

公園施設の整備に関しては、公園管理者と協議の上、次に掲げる施設等の整備を検討すること。

- (1) 街区公園については、広場、砂場、ブランコ及びスベリ台等の遊戯施設並びにベンチ及び外周柵並びに樹木及び芝生等の植栽その他これらに類する施設等。
- (2) 近隣公園、その他の公園については、(1)に掲げる施設等のほか園路その他、必要と認められる施設。

第2-3 消防水利（法第33条第1項第2号、令第25条第8号）

消防に必要な水利として利用できる河川、池、沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合していなければならない。

〔参考—消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）〕

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば次のとおりである。

- (1) 消火栓
- (2) 私設消火栓
- (3) 防火水槽
- (4) プール
- (5) 河川、溝等
- (6) 濠、池等
- (7) 海、湖
- (8) 井戸
- (9) 下水道

第3条 消防水利は、常時貯水量が40m³以上又は取水可能水量が毎分1m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180m以下となるように配管されている場合は75mm以上とすることができる。

3 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が140m以下となるよう設けなければならない。

3 前2項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できるときは、当該水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5m以下であること。
- (2) 取水部分の水深が0.5m以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6m以上又は直径が0.6m以上であること。

第7条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第4条関係）

用途地域	平均風速	年間平均風速が 毎秒4m未満	年間平均風速が 毎秒4m以上
	近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域		100m
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120m	100m

備考 用途地域区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）法第8条第1項第1号に規定するところによる。

第3 排水施設（法第33条第1項第3号、令第26条、第29条、規則第22条、第26条）

1 排水施設の計画

開発区域内の排水施設は、開発区域及びその周辺の状況並びに土地の地形、地盤の性質、開発区域の規模、予定建築物の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められなければならない。

2 計画流量

下水道を対象とする合理式方法を用いる。

(1) 雨水量の算出

ア 合理式

$$Q = C I A / 360$$

Q：計画雨水量（m³/sec）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/hr）

確率年は10年とし、次の降雨強度式によることを原則とする。

$$\text{一関市 } I = 3,830 / (t + 23) \quad \text{市野々乙種雨量観測所}$$

A：排水面積（ha）

t：到達時間（min）

なお、降雨強度算定式の定数 a、b の数値については、市町村で公共下水道基本計画のあるところにあつては、その数値を用いるものとする。

イ 流出係数C

ピーク流出係数が用いられているが、合理式の中で最も不明確な値である。

わが国における流出係数値を示せば、表5-1のとおりである。

表5-2は地域の用途別平均流出係数を示したものである。

表5-1 地表面の工種別基礎流出係数

地表面の種類		流出係数
路面	舗装	0.70～0.95
	砂利道	0.30～0.70
路肩、法面等	細粒土	0.40～0.65
	粗粒土	0.10～0.30
	硬岩	0.70～0.85
	軟岩	0.50～0.75
砂質土の芝生	勾配0～2%	0.05～0.10
	勾配2～7%	0.10～0.15
	勾配7%以上	0.15～0.20
粘性土の芝生	勾配0～2%	0.13～0.17
	勾配2～7%	0.18～0.22
	勾配7%以上	0.25～0.35
屋根		0.75～0.95
間地		0.20～0.40
芝、樹林の多い公園		0.10～0.25
勾配の緩い山地		0.20～0.40
勾配の急な山地		0.40～0.60
田、水面		0.70～0.80
畑		0.10～0.30

表5-2 用途地域別平均流出係数

敷地内に間地が非常に少ない商業地域及び類似の住宅地域	0.80
浸透面の屋外作業場等の間地を若干もつ工場地域及び若干庭がある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地及び一戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ高級住宅地域及び畑地等が割合残っている郊外地域	0.35

(出典：(公社) 日本道路協会「道路土工要綱(平成21年度版)」P134)

ウ 流達時間 t

下水道計画においては、流達時間は管渠上流端に排水区域最遠点から流集してくる流入時間 t_1 と管渠内流下時間 t_2 とを合計したものとして考える。

(ア) 流入時間 t_1

流入時間は排水区域の形状や面積の大小、地表面こう配、地被の状態、地表面流下距離、不浸透面の割合と粗度、凹み貯留容積、先行降雨量、降雨強度の大小など、多くの要因によって定まるものであり、今後の研究に待つべきものが多い。一般にわが国で用いられている流入時間は表5-3のとおりである。

表5-3 流入時間の標準値

一般にわが国で用いられている流入時間			
人口密度が大きい地区	5分	幹線	5分
人口密度が小さい地区	10分	枝線	7~10分
平均	7分		

(出典：「(公社)日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説 前編-2019年版-」p.223)

(イ) 流下時間 t_2

雨水流出量を求めようとする地点で、それから上流の側溝、管渠などの最長延長をそれらの平均流速で割ったもので近似される。

平均流速はマンニング式で求める。

$$v = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$$

v : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数 (sec/m^{1/3}) [表5-4による]

R : 径深 (m) $R = A/P$ [A : 排水断面積、P : 潤辺長]

i : 水面勾配

表5-4 マニングの粗度係数

水路の形式	水路の状況	nの範囲	nの標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管 (1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (ペーピングあり)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
ライニングなし水路	土、直線、等断面水路	0.016~0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022~0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
自然水路	整正断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不整形な断面、雑草、立木多し	0.075~0.150	0.100

(出典：(公社)日本道路協会「道路土工要綱(平成21年度版)」P137)

流下時間 t_2 は、

$$t_2 = L / \alpha v$$

ここで、 t_2 は流下時間 (sec)、 L は管渠の延長 (m)、 v はマンニング式による平均流速 (m/s)、 α はピーク流量の伝播速度の補正係数である。(表 5-5 参照)

表 5-5 補正係数一覧表

断面形状	水深	補正係数	備考
正方形	8割	1.25	マンニング式を用い、クライツ・セドンの理論式より横流入がないものとして数値計算をしたもの (n=一定)
	5割	1.33	
	2割	1.48	
円形	8割	1.03	
	5割	1.33	
	2割	1.42	

(2) 汚水量の算出

汚水量の考え方は次によることとする。

基礎家庭汚水量 300L / 人・日

$$\text{家庭分の} \frac{\text{日平均汚水量}}{\text{日最大汚水量}} = 0.75$$

$$\text{家庭分の} \frac{\text{時間最大汚水量}}{\text{日最大汚水量}} = 1.50$$

地下水量 日最大汚水量の 10%~20%

営業排水は 0~150L/日の範囲とし、工業排水の (時間最大汚水量 / 日最大汚水量) は地域特性に応じ、対応するものとする。

なお、参考として、次の表に計画汚水量を掲げる。

(L/人・日)

予定建築物 計画汚水量	住宅地の場合			営業排水 100L/日を含む場合		
	汚水量	地下水 (10% の場合)	計画汚水量	汚水量	地下水 (10% の場合)	計画汚水量
日平均汚水量	300	40	340	400	50	450
日最大汚水量	400	40	440	530	50	580
時間最大汚水量	600	40	640	800	50	850

3 排水施設の流下量

流下量の計算は、次のマンニング式を使用するものとする。

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

V : 流速 (m/sec) I : 勾配 n : 粗度係数

Q : 流下量 (m³/sec) R : 径深 A : 流水の断面積

4 排水施設等の断面積

管渠等の断面積は、管渠等の流下量が計画流出量より大となるように定めなければならない。

なお、開渠の断面の決定においては土砂、堆積等を考慮し、水深に対して 20%の余裕をみること。

道路の横断箇所にあつては、道路の維持管理の面から管径 45cm 以上とするのが望ましい。

5 管渠の流速及び勾配

流速は、原則として、雨水管の場合は 0.8m/sec 以上 3.0m/sec 以下とし、汚水管の場合は 0.6m/sec 以上 3.0m/sec 以下とするが、両者ともできる限り 1.0~1.8m/sec が望ましい。地表勾配がきつく管渠の勾配が急になり、最大流速が 3.0m/sec を越すような結果になるときは適当な間隔に段差を設けて勾配を緩くし、流速を 3.0m/sec 以下とする。

6 放流先

開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況、その他の状況を勘案して、河川その他公共の用に供している排水施設に接続することとし、これについては当該施設の管理者と協議して定めなければならない。

放流先へは、開発区域内の放流量が管理者から確認した流下能力内に収まるよう接続すること。

なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する調節池その他の適当な施設を設けることができる。

(注) 予定建築物が小規模な自己の居住用である等、放流先に対する影響が小さい開発以外の開発で一次放流先が法定河川以外の場合には、開発許可手続きとは別に流末の法定河川管理者とも十分に協議することが望ましい。

7 防災調節池等

宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム（高さ 15m未滿）による調節池を築造する場合は、「防災調節池技術基準（案）」（公益社団法人日本河川協会）により設計すること。

大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調整池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（公益社団法人日本河川協会）により設計すること。

8 浸透施設

宅地開発に伴い、浸透施設を設置する場合は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」（社団法人日本宅地開発協会）又は「雨水浸透施設技術指針（案）」（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）により設計すること。

なお、開発区域内の公共施設である道路側溝に浸透側溝を採用する場合は、法第 32 条の規定により、当該公共施設を管理することとなる者との調整が図られている必要がある。

9 排出方法

排水は自然流下とし、雨水（処理された汚水その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として暗渠によって排水できるように定めなければならない。

10 管渠の種類

下水管渠は、厚肉陶管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、下水道用硬質塩ビ管及びボックスカルバート等とし、将来の維持管理等を充分考慮して、それぞれの特徴を生かして合理的に選択しなければならない。

また、コンクリート基礎については、道路土工指針によること。

1.1 設置場所

公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されなければならない。

1.2 暗渠の埋設深さ及び位置

暗渠を道路となるべき部分に埋設する場合は、その埋設位置及び深さは道路管理予定者との協議により決定しなければならない。

1.3 樹又はマンホールの位置及び配置

樹又はマンホールは、次の各項を考慮して定めなければならない。

(1) 樹又はマンホールは、管渠の方向、管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の合流・会合する箇所に必ず設けなければならない。

(2) 管渠の直線部においても、管渠の長さとその内径又は内り幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所に設けなければならない。

1.4 樹又はマンホールの構造

雨水樹の底部には深さ 15 cm 以上の泥だめを、また、汚水樹の底部にはインバートをつけなければならない。

第4 給水施設（法第33条第1項第4号）

1 給水施設の計画

水道その他の給水施設が次に掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められなければならない。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合しなければならない。

- (1) 開発区域の規模形状及び周辺の状況
- (2) 開発区域内の土地の形状及び地盤の性質
- (3) 予定建築物の用途
- (4) 予定建築物の敷地の規模及び配置

2 給水施設の設定基準

- (1) 水道事業者からの給水を受けようとする場合には、開発区域を給水区域に含む水道事業者と協議を行い、その結果協議が整ったものでなければならない。
- (2) (1)以外の場合で給水人口が100人以上の場合は専用水道の取り扱いを受けるので、その工事に着手する前に当該工事の設計が水道法に定められている施設基準に適合するものであることについて知事の確認を受けなければならない。
- (3) (1)以外の場合で給水人口が100人未満の場合でも、水道法における水質基準、施設基準等に適合しなければならない。

第5 地区計画等（法第33条第1項第5号）

法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等（地区計画又は集落地区計画にあっては再開発等促進区、開発整備促進区若しくは地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。）

〔一関市においては、前堀地区計画（平成16年6月29日一関市告示第103号）が該当する。〕

の区域内において、土地の区画形質の変更について開発許可が必要な場合は、これらの制度の届出・勧告制度の適用除外となる代わりに、開発許可基準として、予定建築物の用途又は開発行為の設計が地区計画等の内容に即して定められていなければならない。

この場合「即して定められている」とは、当該開発の設計等が地区計画等の内容に正確に一致している場合のほか、正確には一致していないが、地区計画等の目的が達成できるよう定められている場合を含む。

第6 公益的施設（法第33条第1項第6号、令第27条）

1 住区構成と施設配置計画

開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように、公共施設、学校その他の公益施設及び予定建築物の用途の配分が表-6のように定めることを標準とする。

表-6

近隣住区数		1	2	3
戸数	50~150	500~1,000	2,000~2,500	4,000~5,000
人口	200~600 (隣保区)	2,000~4,000 (分区)	7,000~10,000 (近隣住区)	14,000~20,000 (地区)
教育施設		幼稚園	小学校	中学校 高等学校
福祉施設		保育所、託児所		(社会福祉施設)
保健		診療所(巡回)	診療所(各科)	病院(入院施設) 保健所
保安	防火水槽 (消火栓)	警察派出所 (巡回)	巡査駐在所 消防(救急)派出所	警察署 消防署
集会施設	集会室	集会所		公民館
文化施設				図書館
管理施設		管理事務所		市町村役所出張所
通信施設		ポスト 公衆電話		郵便局 電話交換所
商業施設		日用品店舗		専門店、スーパーマーケット
サービス施設		共同浴場	新聞集配所	銀行 映画館

(出典：(社)日本宅地開発協会「改訂八版 開発許可制度の解説」P186)

2 教育施設標準校地面積

教育施設の管理予定者と協議したうえで表一七の方法により算出し用地を確保しなければならない。ただし、開発区域周辺の状況により、管理予定者が不要ないと認める場合は、この限りでない。

表一七

教育施設	学級数	校地面積 (㎡)			備考	
幼稚園		930	+	370	(N-1)	N : 学級数
小学校	13学級以下	4,850	+	1,050	(N-1)	
	16~21学級	19,400	+	850	(N-15)	
	22学級以上	24,650	+	800	(N-21)	
中学校	9学級以下	6,500	+	1,500	(N-1)	
	10~21学級	18,500	+	1,200	(N-9)	
	22学級以上	32,900	+	1,100	(N-21)	
高等学校	3~6学級	17,500	+	1,300	(N-6)	
	7学級以上	17,500	+	1,600	(N-6)	

3 購買サービス施設

購買サービス施設の店舗数及び業種は、開発区域内の予定戸数及び開発区域周辺の店舗等の状況を考慮して適切に定めるものとする。

4 保健施設

保健施設の配置は、下記を標準とする。

- (1) おおむね1分区分以上の規模では内科、外科を中心として歯科、小児科などの主要科を含めた医療施設を計画しなければならない。
- (2) 1住区以上の規模では、総合的な診療所あるいは病院を設置するものとする。

5 福祉施設

福祉施設の配置は、下記を標準とする。

- (1) 保育所及び児童厚生施設の設置にあたっては、通勤のための動線を考慮するとともに、幼児公園、診療所と関連をもたせて計画すること。なお、計画収容乳幼児は入居予定者を想定して定めること。
- (2) 保育所及び児童厚生施設の規模は、厚生労働省の定める児童福祉施設最低基準（昭和23年12月27日厚生省令第63号）を上回るものでなければならない。

6 その他の公益的施設

- (1) 宅地分譲等を目的とする場合、ごみ集積所の設置についてその位置、用地の帰属及び管理に関する事項を当該市町村等とあらかじめ協議すること。
- (2) ガス集合供給施設を設置する場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又はガス事業法で定める基準によること。

法第33条（開発許可の基準）

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

【注】「上欄」とあるのは下に掲載する表の左欄に、「下欄」とあるのは同表の右欄に対応するものであること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の政令で定める規模（同法第32条の条例が定められているときは当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第31条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

政令第28条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第7号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- 二 開発行為によつて崖が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。
- 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。
- 四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
- 五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。
- 六 開発行為によつて生じた崖面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。
- 七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

規則第23条（がけ面の保護）

切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するものががけ面については、この限りでない。

- 一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

【注】「上欄」とあるのは下に掲載する表の左欄に、「下欄」とあるのは同表の右欄に対応するものであること。

土質	擁壁を要しない勾配 ^{こう} の上限	擁壁を要する勾配 ^{こう} の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

- 二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。
- 2 前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。
- 3 第1項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。
- 4 開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

<法令の解説>

宅地の安全性に関しては、①法施行令第28条及び法施行規則第23条に規定されているが、これに加えて、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定された区域（本県では全域が該当する）では、法第33条第1項第7号の規定に基づき、②盛土規制法第13条又は同法第31条及び同施行令に基づく技術基準にも適合する必要がある。

岩手県では、令和7年5月23日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を開始しており、公告日以降の新規の開発許可（変更許可を含む。）申請、及び公告日の前日までに許可（または変更許可）による工事着手がされていない開発許可申請案件は、これらの基準に適合させる必要がある。

【土地の安全性に係る盛土規制法の技術基準の解説】

総論（盛土規制法第13条、第31条、同法施行令第6条、同法施行規則第11条）

法第13条（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

法第31条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

政令第6条（擁壁、排水施設その他の施設）

法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

省令第11条（崖面崩壊防止施設）

令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

<盛土規制法令の解説>

開発事業等の実施に当たっては、開発事業等を実施する地区（以下「開発事業等実施地区」という。）の気象、地形、地質、地質構造、土質、環境等の自然条件、開発事業等の内容、土地利用状況等の社会条件に留意して、個々具体的に必要な防災措置を検討するものとする。特に、山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。このような山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や溪流・集水地形といった特性等の多様な開発形態を考慮した防災措置が必要である。

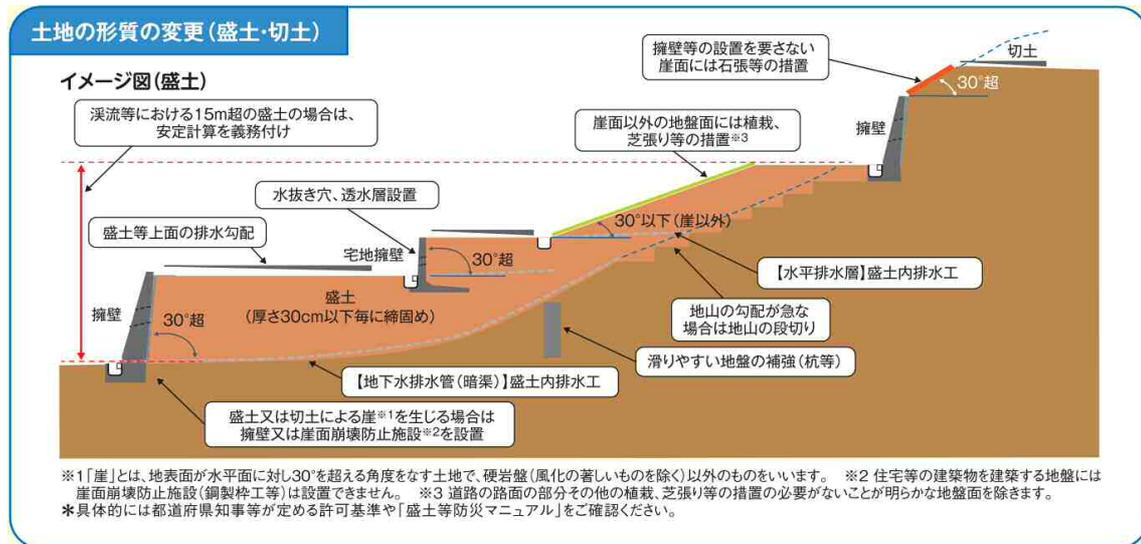
防災措置の検討に当たっては、必要な性能が確保されるよう、設計・施工の各段階で情報を共有し、現地での施工性等も考慮して全体の整合を図ることとする。また、将来にわたり開発事業等実施地区の安全性が確保されるよう、施設等の維持管理も含めて十分に検討することが必要である。

これらを踏まえ、開発行為が行われる場所が宅地造成等工事規制区域か特定盛土等規制区域にかかわらず、安全確保に関する基準は基本的に同一としている。

盛土規制法施行令で定められている土地の形質の変更（盛土および切土）に係る技術的基準において、対象となる擁壁等は、同政令第6条に規定される以下の施設をいう。

- (1) 擁壁
- (2) 崖面崩壊防止施設
- (3) 排水施設
- (4) 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留

主な擁壁等を含む土地の形質の変更に係る技術的基準の概念図を示す。



主な擁壁等を含む土地の形質の変更に係る技術的基準の概念図

(国土交通省「盛土規制法パンフレット(事業者用)」、2023年3月)

(1)地盤について講ずる措置（盛土規制法施行令第7条）

政令第7条（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
 - 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第1条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

省令第12条（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

<盛土規制法令の解説>

1 山間部における河川の流水が継続して存する土地等（溪流等）において高さ15m超の盛土をする場合は、以下の検討を行う必要がある。

ここで、溪流等の範囲は、県が公開している盛土情報システムの溪流マップを参考にしてよいものとする。

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し高さ15m超の盛土を行う場合には、次の措置を講ずるものとする。

ここで、溪流等の範囲は、県が公開している盛土情報システムの溪流等範囲図を参考にしてよいものとする。

- (1) より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- (2) 間隙水圧を考慮した安定計算を標準とする。
- (3) 液状化判定等を実施する。
- (4) 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

2 切土における施工上の留意事項について、切土面に滑りやすい地盤があるなどの場合について、以下の様に定められている。切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図るものとする。また、切土をした後ののり面にすべりやすい土層が認められた場合で、やむを得ずこの土層を残すときは、そののり面にすべりが生じないよう、のり面の安定度を増すための措置を講ずることが必要である。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないよう留意することが大切である。

- (1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- (2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- (3) 土質が層状に変化している場合
- (4) 湧水が多い場合
- (5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- (6) 積雪・寒冷地域の場合

<審査基準>

1 盛土を行う場合の措置

(1) 敷均し及び締固め

土質に応じて品質規定方式もしくは工法規定方式とすること。

(2) 盛土内排水層

ア 盛土内の含水比を低下させるために、盛土の小段ごとに水平排水層を設けること。

イ 水平排水層の層厚は、0.3m以上（砕石や砂の場合）とし、長さは小段高さ（H）の2分の1以上とすること。

ウ 水平排水層は、5～6%の排水勾配を設けることを標準とすること。

エ 排水層の材料は、透水性が高いものを用いること。

オ 良質の礫・砂質材料の確保が難しい場合は、ジオテキスタイル系の各種材料の適用も検討すること。

カ 高含水比の火山灰質粘性土等、保水性が高い材料により高い盛土を行う場合には、盛土のり面内深くまで排水層（フィルター層）を設けること。

(3) 土留めの設置等

ア 必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー等の抑止工など、のり面の安定性向上に関する対策工の設置を行うこと。

2 盛土のり面の形状

(1) 盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

(2) のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5m程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2mとする。この場合、2つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設けるものとする。

3 傾斜地盤上の盛土の措置

(1) 傾斜地盤上の盛土

ア 表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層は、掘削除去すること。

イ 不良土が厚く堆積し、除去することが困難な場合は、不良土の改良（原位置でそのまま固化材と不良土とを混合して改良する安定処理等）を検討すること。

ウ 基礎地盤の勾配が15度程度（約1：4）以上の場合には、原則として段切りを行うこと。

エ 段切りの寸法は、高さ50cm、幅1m程度以上とすること。

オ 段切り面には、勾配を付した地下水排除工を設けること。

カ 段切り面の排水勾配は、のり尻方向に3～5%程度とすること。

キ 盛土の高さが高い、または湧水が多いなど、盛土の横断方向に排水する方が望ましい場合は、逆勾配として段切り面にジオテキスタイル等の排水工を敷設するなどの対策を検討すること。

ク 在来地盤に湧水箇所がある場合には、透水性が高い材料で排水層を設け、盛土内に滞水を生じないよう確実に排除するための地下排水工を設置すること。

表 8-1 盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の目安

盛土材料	盛土高 (m)	勾配	適用
粒度の良い砂 (S)、 礫及び細粒分混じり礫 (G)	5m以下	1：1.5～1：1.8	基礎地盤の支持力が十分あり、 浸水の影響のない盛土に適用する。 () の統一分類は代表的なものを参考を示す。 本表の範囲外の場合は、安定計算を行う。
	5～15m	1：1.8～1：2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m以下	1：1.8～1：2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1：1.5～1：1.8	
	10～20m	1：1.8～1：2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム層など)	5m以下	1：1.5～1：1.8	
	5～10m	1：1.8～1：2.0	
火山灰質粘性土 (V)	5m以下	1：1.8～1：2.0	

(国土交通省 水管理国土保全砂防部 平成30年6月15日国水砂第15号)

4 盛土又は切土の上面の排水勾配の措置

- (1) 崖の上端に続く地表面の雨水その他の地表水は、原則として崖と反対方向に流れるように勾配を付して排水すること。
- (2) 崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合、上端に側溝を設けるなど、適切な排水対策を講ずること。
- (3) 排水溝の断面は、流量を検討して決定し、十分に余裕を持った断面とし、排水溝の流水が地山に浸透しないような構造とすること。

5 溪流等における高盛土の安定検討の措置

- (1) 高さ15m超で盛土量5万 m^3 以下の盛土をする場合、検討に当たっては、一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた水文状況や、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握すること。
- (2) 上記の盛土の安定計算は、高さ15m以下の盛土の場合に示す方法に準じて行うこと。
- (3) 上記の安定計算は、間隙水圧を考慮すること。また、地震時の強度低下を考慮すること。
- (4) 上記の盛土の場合は、液状化判定等を実施すること。
- (5) 高さ15m超で盛土量5万 m^3 超の盛土は、より詳細な地質調査、水文調査を追加で行った上で、三次元の変形解析や浸透流解析等により多角的に検証を行うこと。その場合、解析条件を適切に設定し、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意すること。
- (6) 上記の盛土では、施工時には安定性の検討条件から逸脱する盛土材料等は施工の各段階で使用しない等の措置を講ずること。
- (7) 上記の盛土で、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等での評価が適当な場合には、二次元解析を適用すること。

6 切土を行う場合の措置

- (1) 切土後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合は、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。なお、滑りやすい土質の判断目安は以下のとおりである。
 - ア 岩盤の上を風化土が覆っている場合
 - イ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
 - ウ 土質が層状に変化している場合
 - エ 湧水が多い場合
 - オ 表面はく離が生じやすい土質の場合
 - カ 積雪・寒冷地域の場合

<工事施工に当たっての技術的助言>

1 盛土を行う場合の措置

(1) 敷均し及び締固め

- ア 敷均しは、水平薄層で施工すること。高まき施工を行ってはならない。
- イ 締固め機械は、工種、土質、工事規模等と、締固め機械の特性を考慮して選定を行うこと。

(2) 盛土内排水層

- ア 排水層の材料に砕石や砂等の粒形の揃ったものを適用する場合は、地震時の液状化現象について留意すること。

2 傾斜地盤上の盛土の措置

(1) 傾斜地盤上の盛土

- ア 表層部を除去する場合に、下部より掘削除去すると、上部の堆積層が滑りを生じることもあるので注意すること。
- イ 既設盛土に段切りを行う場合は、既設盛土の低い部分から順次段切りを行うこと。
- ウ 腹付け盛土材料は、既設盛土と同質又はそれ以上のものを用い、十分に締固めること。この際、既設盛土との境界付近に、特に注意を払うこと。

3 盛土又は切土の上面の排水勾配の措置

盛土斜面における排水溝は、土が落ち着いた段階でプレキャスト製品等を設置すること。

【盛土法面の安定計算を要する条件について】

<盛土規制法令の解説>

1 災害が生ずるおそれが特に大きい土地に盛土をする場合の検討事項は以下のとおりである。

(1) 盛土法面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- ア のり高が特に大きい場合
- イ 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- ウ 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- エ 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- オ 腹付け盛土となる場合
- カ 締固め難い材料を盛土に用いる場合

(2) 盛土法面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

ア 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

イ 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

ウ 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。

また、溪流等においては、高さ15m超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくい。しかし、溪流等における高さ15m超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

エ 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

(3) 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

ア 谷埋め型大規模盛土造成地盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする。土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

イ 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上となるもの。検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照すること。

(ア) 安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等におけ

る盛土は「盛土等防災マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

(イ) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力 (c) 及び内部摩擦角 (ϕ) の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

(ウ) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧 (u) とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15m 超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

(エ) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率 (F_s) は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

(4) 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。ここで、溪流等の範囲とは、渓床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 m 以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

ア 盛土高

盛土の高さは 15m 以下を基本とし、「盛土等防災マニュアルV・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが 15m を超える場合は、次のとおりとする。

(ア) より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。

(イ) 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。 (「盛土等防災マニュアルV・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照)

(ウ) 液状化判定等を実施する。 (「盛土等防災マニュアルV・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照)

(エ) 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等 (以下「三次元解析」という。) により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等 (以下「二次元解析」という。) での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

イ のり面処理

(ア) のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。

(イ) のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。

(ウ) のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

ウ 排水施設

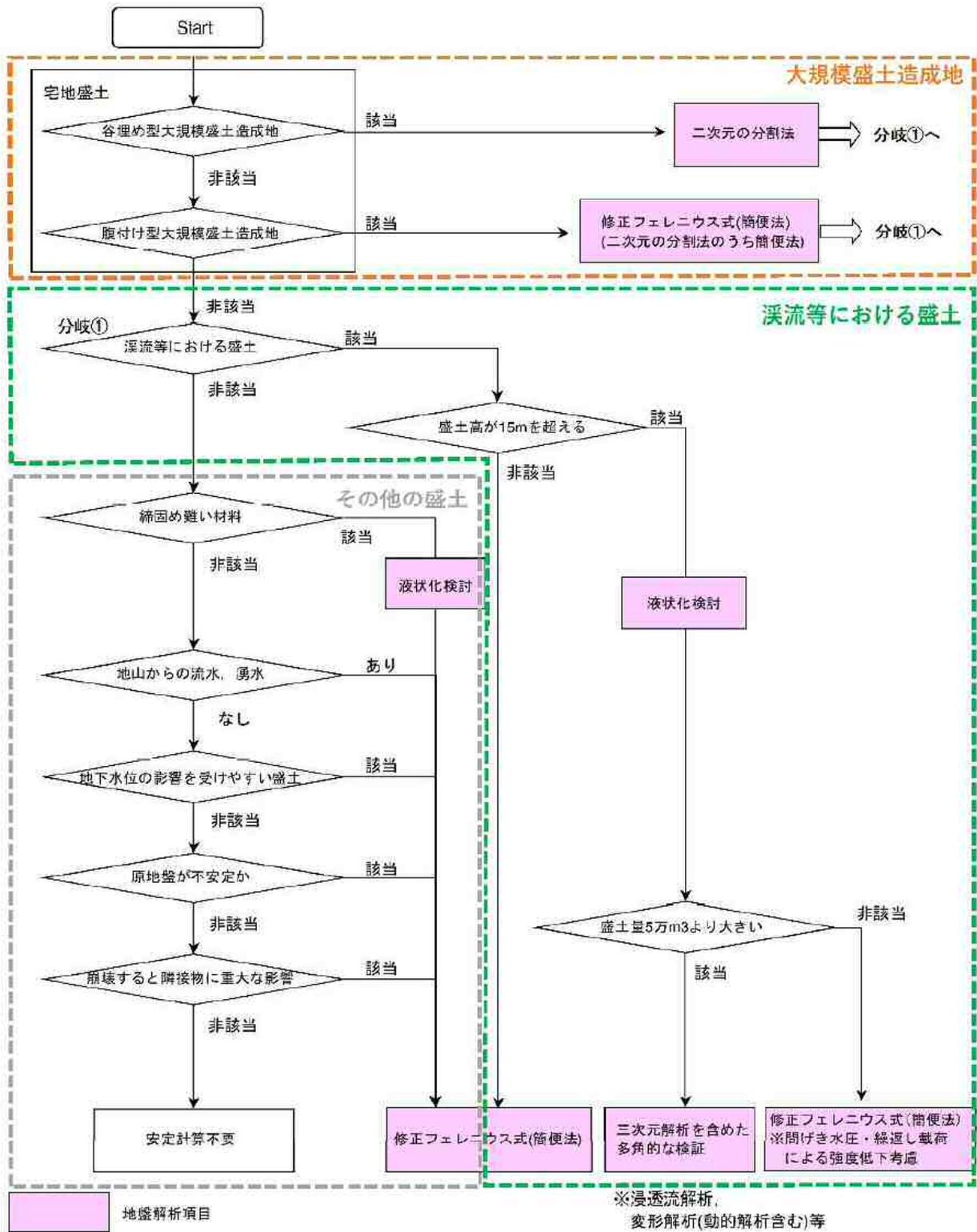
盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山から

の湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

エ 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

- 2 前述の「盛土等防災マニュアル」の記載内容を踏まえ、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある条件を場合分けし、条件毎に代表的な安定計算手法を明示した選定フローを参考資料として整理した。



※なお、安定計算は常時及び地震時を標準とする

3 前記フローチャートを表形式で表現すると以下のように整理できる。

検討ケース	三次元解析	二次元の分割法	液状化検討	修正フェレニウス式（簡便式）		
				地震時	間げき水圧考慮	繰返し载荷による強度低下考慮
溪流等に該当する盛土のみ対象	盛土量5万m ³ より大きい	◎	◎		◎	◎
	盛土量5万m ³ 以下		◎		◎	◎
宅地盛土のみ対象	谷埋め型大規模盛土造成地		◎	◎	△	△
	腹付け型大規模盛土造成地			◎	△	△
全盛土対象	盛土高15mを超える			◎	△	△
	締固め難い材料(火山灰質土)				◎	◎
	締固め難い材料(火山灰質土以外)				◎	△
	地山からの流水・湧水				◎	△
	地下水位の影響を受けやすい				◎	△
	原地盤が不安定				◎	△
	崩壊時隣接物への影響				◎	△

◎：必須項目

△：条件によって実施

注意：大規模盛土造成地に該当した場合でも、全盛土対象の項目に該当する場合は上記に従い間げき水圧や繰返し载荷による強度低下を考慮した検討を実施する

<審査基準>

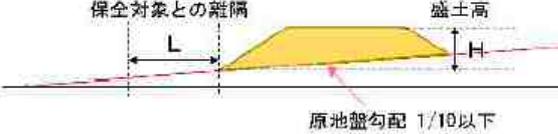
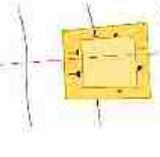
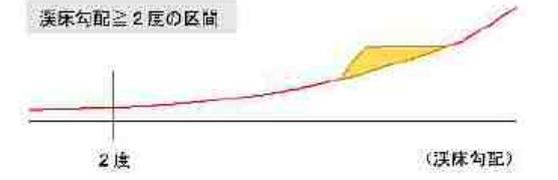
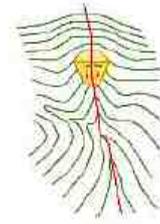
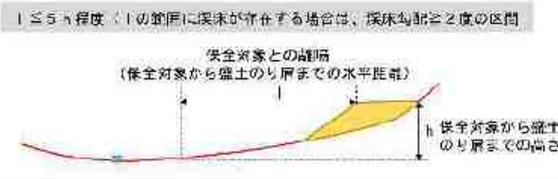
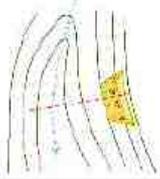
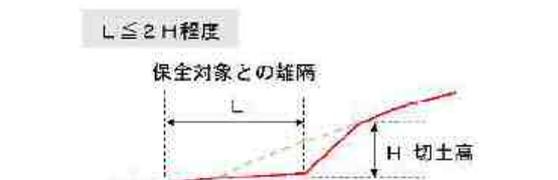
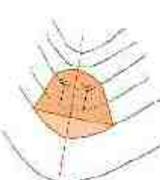
- 1 現場条件が下表のどの場合に該当するか、根拠資料を基に判定していること。
- 2 下表に該当する場合に、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定していること。

表8-2 安定計算手法の選定フローにおける判定条件一覧表

判断項目	判定条件	詳細説明
谷埋め型大規模盛土造成地	宅地盛土であるか (★)	—
	3,000 m ² 以上の盛土であるか (★)	—
腹付け型大規模盛土造成地	宅地盛土であるか (★)	—
	原地盤の傾斜が20度以上であるか (★)	傾斜地マップを参照
	盛土高5m以上であるか (★)	—
溪流等	湧水やその痕跡があるか	現況写真にて判定
	溪床勾配10度以上の谷底部の中心から25m以内であるか	溪流マップを参照
	崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形か	位置図・平面図にて判定
	盛土高15mを超えるか	—
締固め難い材料	高含水細粒土であるか	火山灰質土に分類されるか
	締固め度による密度管理が難しい材料であるか	発生土利用基準第4b種に相当するか
地下水位の影響を受けやすい	片盛り、片切りであるか	—
	腹付け型盛土（原地盤の傾斜が20度以上かつ盛土高5m）であるか	傾斜地マップを参照
	傾斜地地盤（1/10以上）上の盛土であるか	傾斜地マップを参照
	谷間を埋める盛土であるか	—
不安定な原地盤	軟弱地盤であるか	次のいずれかの場合（有機質土、N値2以下の粘性土、N値10以下の砂質土）
	地すべり地であるか	地すべりマップを参照
重大な影響を与える隣接物	住宅に隣接しているか	隣接とは別表において「保全対象との離隔が不十分」とみなされるもの

注：判定条件欄に★印がある条件は「かつ（and）」であり、無印の条件は「または（or）」である。

表8-3隣接とみなされるもの

分類※	保全対象との離隔が不十分		土砂流出のイメージ
	断面図	平面図	
平地盛土	<p>$L \leq 2H$程度</p> 		
谷埋め盛土	<p>溪床勾配 ≥ 2度の区間</p> 		
腹付け盛土	<p>$L \leq 5H$程度</p> <p>両側ともこの距離 (保全対象から盛土のり面までの水平距離)</p>  <p>$L \leq 5H$程度 (この範囲に溪床が存在する場合は、溪床勾配 ≥ 2度の区間)</p> <p>保全対象との離隔 (保全対象から盛土のり面までの水平距離)</p> 	 	 
切土	<p>$L \leq 2H$程度</p> 		

※平地盛土は勾配が 1/10 以下の土地において行われた盛土とし、谷埋め盛土は谷や沢を埋めて行われた盛土、腹付け盛土は傾斜地（勾配が 1/10 より大きい土地）において行われた盛土とする。なお、谷や沢を埋めてはいないが、溪流等で谷壁斜面において行われた盛土の離隔は、谷埋め盛土と同様とする。

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（R5.5）

(2) 擁壁の設置（盛土規制法施行令第8条）

政令第8条（擁壁の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
 - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第1

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

盛政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

盛政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

1 擁壁の設置

- (1) 以下のような「崖」が生じた場合には、原則としてその崖面を擁壁で覆うこと。
- ア 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える「崖」
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える「崖」
 - ウ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える「崖」
- (2) 以下の場合には、擁壁を設置しなくても良い。
- ア 下表「切土のり面の勾配」の表に該当する崖面の場合
 - イ 土質試験その他の調査又は試験に基づき安定計算をした結果、擁壁の設置が必要ではないと認められる場合
 - ウ 基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に機能及び性能の維持が困難で、擁壁に代えて、「崖面崩壊防止施設」を適用した場合
 - エ 地下水や浸透水等を排除する必要があり、擁壁に代えて、「崖面崩壊防止施設」を適用した場合
 - オ 下図に示すように連続した崖面がある場合では、上下の間にある崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなして、その崖の上端から下方に垂直距離5m以内の部分は擁壁を設置しなくてよい。
- (3) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- (4) 擁壁は、構造計算等により設計すること。
- (5) 擁壁には、水抜き穴等を設置すること。
- (6) 擁壁の選定に当たっては、事業地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定すること。
- (7) 擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討すること。
- (8) 擁壁の基礎地盤が不安定な場合は、必要に応じて基礎処理等の対策を講ずること。

表8-4切土のり面の勾配（擁壁の設置を要しない場合）

のり高 のり面の土質	がけの上端からの垂直距離	
	① H ≤ 5m	② H > 5m
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下
風化の著しい岩	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他 これらに類するもの	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下

(出典：盛土等防災マニュアルVI・1切土のり面の勾配)

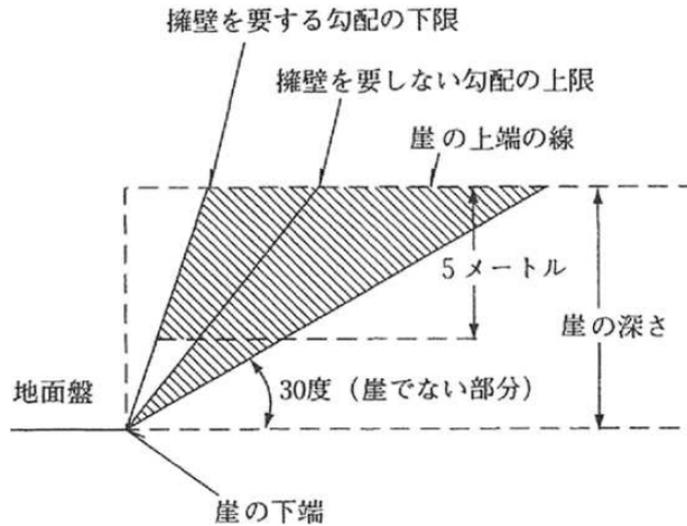


図2-1 擁壁を要しない崖又は崖の部分(1)

(出典：開発許可制度研究会開発許可制度の解説<第四次改訂版>)



図2-2 擁壁を要しない崖又は崖の部分(2)

(出典：開発許可制度研究会開発許可制度の解説<第四次改訂版>)

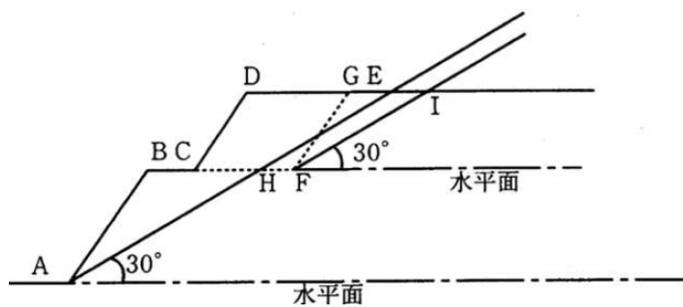


図2-3 一体の崖とみなされる崖

(出典：開発許可制度研究会開発許可制度の解説<第四次改訂版>)

(3) 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造（盛土規制法施行令第9条）

政令第9条（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。四土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、状況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、状況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第2

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3

土 質	摩擦係数
岩、岩層、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

- 1 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意すること。
 - (1) 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
 - (2) 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
 - (3) 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。
- 2 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。
- 3 設計に用いる地震時荷重は、1) ③で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。
- 4 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan\phi \quad (\phi: \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとする。なお、これによることが適当でない場合や、小規模な盛土等においては、盛土規制法施行令別表第2及び第3の値を用いることができる。ただし、盛土規制法施行令別表第2の土圧係数は背面土の勾配を 90° 以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ 30° 以下及び1m以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がないものとして計算されているので、この条件に合致しないものについては、同令別表第2の土圧係数を用いることはできない。

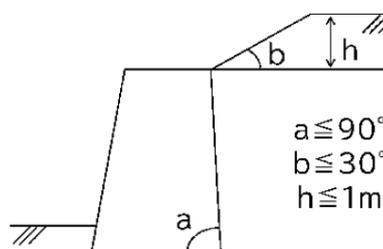


図2-4 政令別表第2の土圧係数を適用する前提条件

- 5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。
- 6 伸縮継目は、原則として擁壁長さ20m以内ごとに1箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切斷すること。
- 7 擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を擁壁の高さ分だけ避けて設置し、隅角部は確実に補強すること。
- 8 盛土規制法施行令で想定する設計条件下で、同令第17条に基づくいわゆる「大臣認定擁壁」を使用する場合は、安定計算、応力計算を省略して良い。ただし、支持地盤に問題がないことを証する書面を添付すること。

<工事施工に当たっての技術的助言>

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意すること。

- 1 地盤（地耐力等）
土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。
- 2 鉄筋の継手及び定着
主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。
- 3 伸縮継目及び隅角部の補強
伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。
- 4 コンクリート打設、打継ぎ、養生等
コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。
- 5 擁壁背面の埋め戻し
擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行う。また、沈下等が生じないように十分に締固める。
- 6 排水
擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。
- 7 その他
崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

(4) 練積み造の擁壁の構造（盛土規制法施行令第10条）

政令第10条（練積み造の擁壁の構造）

第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表4

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 一 種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を 超え75度以下	2 m以下	40cm以上
			2 mを超え 3 m以下	50cm以上
		65度を 超え70度以下	2 m以下	40cm以上
			2 mを超え 3 m以下	45cm以上
		65度以下	3 mを超え 4 m以下	50cm以上
			3 m以下	40cm以上
第 二 種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を 超え75度以下	2 m以下	50cm以上
			2 mを超え 3 m以下	70cm以上
		65度を 超え70度以下	2 m以下	45cm以上
			2 mを超え 3 m以下	60cm以上
		65度以下	3 mを超え 4 m以下	75cm以上
			2 m以下	40cm以上
第 三 種	その他の土質	70度を 超え75度以下	2 m以下	85cm以上
			2 mを超え 3 m以下	90cm以上
		65度を 超え70度以下	2 m以下	75cm以上
			2 mを超え 3 m以下	85cm以上
		65度以下	3 mを超え 4 m以下	105cm以上
			2 m以下	70cm以上
		2 mを超え 3 m以下	80cm以上	
		3 mを超え 4 m以下	95cm以上	
		4 mを超え 5 m以下	120cm以上	

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

1 練積み造擁壁は、擁壁の勾配、高さ、下端部分の厚さががけの土質に応じて盛土規制法施行令別表第4に示す基準に適合していなければならないと同時に、擁壁上端の厚さは地盤の土質が盛土規制法施行令別表第4における第一種・第二種の土質に該当する場合は40cm、第三種の土質に該当する場合は70cmを最小とし、それ以上の値でなければならない。図示すると下図のとおりである。

盛土規制法施行令別表第4の土質の区分は土の力学的性質によって分類されたもので、例示されていない土質については、その内部摩擦角、粘着力等を例示されている土質と比較し、それが第何種の土質に該当するかを判別しなければならない。

なお、切土の場合に限り、N値から内部摩擦角や粘着力を推定して良いものとする。なお第何種の土質に該当するかを判別する際は、背面盛土または基礎地盤の弱い方を採用する。

2 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。裏込め工の形状は以下を参考とすること。

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
2 m 以下	30cm	60cm
2 m を超え 3 m 以下	30cm	60cm
3 m を超え 4 m 以下	30cm	80cm
4 m を超え 5 m 以下	30cm	100cm

※切土の場合は30cm 均一で良い

3 盛土規制法施行令第10条別表第4において想定したがけの状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、当該擁壁に作用する載荷重は1㎡につき0.5トン程度のものである。したがって載荷重がこれをこえるような場合には、土圧等の外力を十分調査のうえ構造の安全性を検討して構法を決めなければならない。

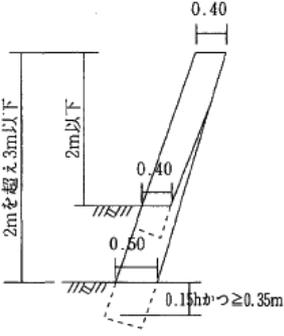
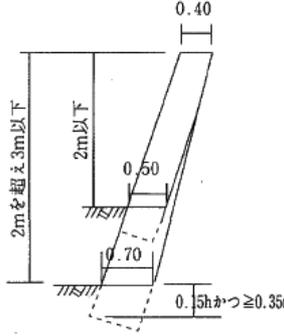
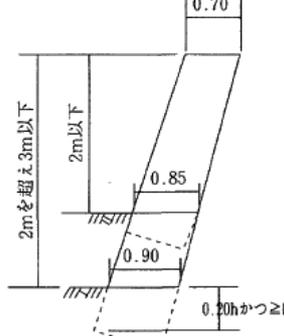
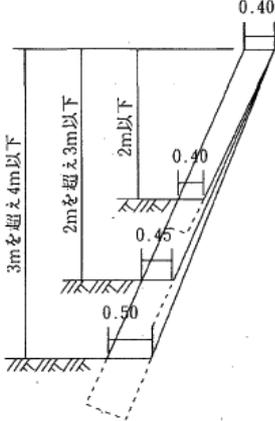
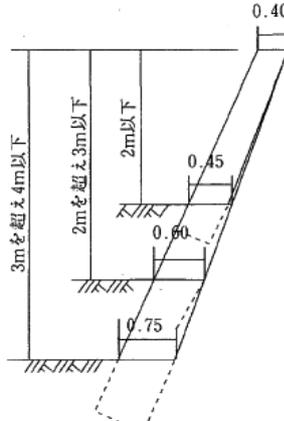
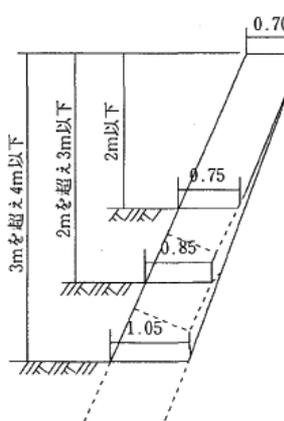
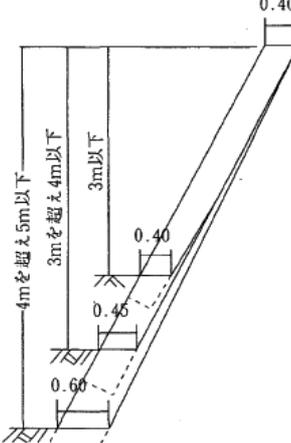
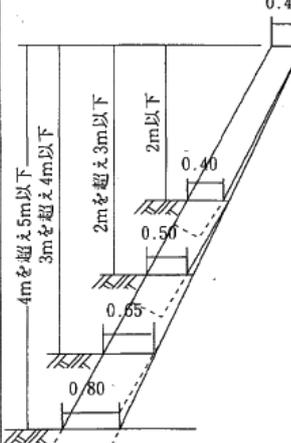
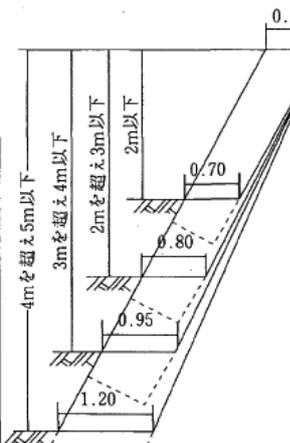
また、擁壁が長く連続して設置される場合には擁壁端部、伸縮継目を設けるなどして構造上の連続性を断った部分、あるいは曲面又は折れ面をなす部分、そのほか擁壁背面の土質が粘着性、膨張性の大きい土質である場合、土質が著しく変化する箇所等にも構造上適切な措置が必要とされる。

4 擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、盛土規制法施行令別表第4上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

この場合、根入れ深さとは擁壁の下端(擁壁前面の地盤面と按ずる部分)以下基礎の前面の上面までの部分をいう。

5 伸縮継目は、原則として擁壁長さ20m以内ごとに1箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。

6 擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を擁壁の高さ分だけ避けて設置し、隅角部は確実に補強すること。

がけの土質 擁壁の勾配	第1種 岩、岩屑、砂利又は砂利混り砂	第2種 真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	第3種 その他の土質
70°を超え75°以下(約3分)	 <p>h: 擁壁の地上高さ</p>		
65°を超え70°以下(約4分)	 <p>根入れは上欄と同じ</p>	 <p>根入れは上欄と同じ</p>	 <p>根入れは上欄と同じ</p>
65°以下(約5分)	 <p>根入れは上欄と同じ</p>	 <p>根入れは上欄と同じ</p>	 <p>根入れは上欄と同じ</p>

(出典：盛土等防災研究会盛土等防災マニュアルの解説Ⅷ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項)

<工事施工に当たっての技術的助言>

組積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1 丁張り
擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。
- 2 裏込めコンクリート及び透水層
裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。
- 3 抜型枠
裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。
- 4 組積み
組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。
- 5 施工積高
1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。
- 6 水抜き穴の保護
コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。
- 7 コンクリート打設
胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める。
- 8 擁壁背面の埋め戻し
擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。
- 9 養生
胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。
- 10 その他
崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

(5) 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用（盛土規制法施行令第11条）

政令第11条（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

盛政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

盛政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

建築基準法施行令第36条の3（構造設計の原則）

建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

建築基準法施行令第37条（構造部材の耐久）

構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

建築基準法施行令第38条（基礎）

建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

建築基準法施行令第 39 条（屋根ふき材等）

屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
- 3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

建築基準法施行令第 52 条（組積造の施工）

組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって十分に水洗いをしなければならない。

- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
- 3 （除く）
- 4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

建築基準法施行令第 72 条（コンクリートの材料）

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

建築基準法施行令第 73 条（鉄筋の継手及び定着）

鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
- 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の 25 倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の 40 倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「25 倍」とあるのは「30 倍」と、「40 倍」とあるのは「50 倍」とする。

建築基準法施行令第 74 条（コンクリートの強度）

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 4 週圧縮強度は、1 平方ミリメートルにつき 12 ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、9 ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

建築基準法施行令第75条（コンクリートの養生）

コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第79条（鉄筋のかぶり厚さ）

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

<盛土規制法令の解説>

義務設置の擁壁の構造は、本法の技術的基準のほか、この条で準用されている建築基準法施行令の技術的基準に適合したものでなければならない。

この「準用する」とは、類似内容の条文を改めて書かずに、その条文に必要な読替え上の変更を加えて適用する意である。従って、建築基準法中「建築物」とあるのをこの条項では義務設置の「擁壁」と、また建築基準法施行令第52条において「組積造」とあるのを「間知石練積み造その他の練積み造」と読替えをする。

【社団法人日本建築士会連合会「宅地造成等規制法の解説」p.156より】

<審査基準>

本条は、いわゆる大臣認定擁壁や練積擁壁を使用しない場合に主に適用される。

詳細は建築基準法施行令各条文に記載のとおりであるが、代表的なものを以下に抜粋する。

1 コンクリートの材料

(1) 骨材、水及び混和剤は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

(2) 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさとし、かつ、必要な強度を有すること。

2 鉄筋の継手及び定着

(1) 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げ（フック）で、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、異形鉄筋はこの限りでない。

(2) 主筋の継手は、構造部材における引張り力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合は、細い主筋の径。以下この項において同じ。）の25倍以上としなければならない。ただし主筋の継手を引張り力の最も小さい部分に設けることができない場合は、その重ね長さを主筋の径の40倍以上としなければならない。

(3) 引張り鉄筋の定着される部分の長さは、主筋に溶接する場合を除き、その径の40倍以上としなければならない。

(4) 軽量骨材を使用する場合、前2項の適用に関してはこれらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

3 コンクリートの強度

コンクリートの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルについて12ニュートン（軽量骨材を使用する場合は、9ニュートン）以上でなければならない。

4 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4cm以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。

(6) 擁壁の水抜穴（盛土規制法施行令第12条）

政令第12条（擁壁の水抜穴）

第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

- 1 壁面の面積3㎡以内ごとに、少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設けなければならない。ここにいう壁面は、擁壁の表面であり、かつ、地盤面下に埋没している部分は含まれない。壁面のどの3㎡以内についても水抜穴がなければならないということではない。
- 2 水抜穴は擁壁の下部、擁壁の裏面での湧水等のある箇所に重点的に配置されなければならない。地盤面下の壁面には一般に設ける必要はないが地下水等の流路に当たっている壁面がある場合においては、その部分に、水抜穴を設けて地下水等を排出するようにしなければならない。
- 3 水抜穴の配置の仕方は一般に平行にするのではなく千鳥式にするのが排水上有効である。
- 4 水抜穴の材料は陶製、コンクリート製等の耐水性のものに限られ、土砂等がたまらないように排水方向に相当の勾配をとって設置する必要がある。
- 5 また水抜穴は擁壁の裏面の周辺に砂利による透水層(排水層)を面的に設け、かつ、水抜穴の入口には、吸出防止材を設置し、砂利等が流出しないような構造のものとしなければならない。

(7) 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用（盛土規制法施行令第13条）

政令第13条（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

盛政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

盛政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

建築基準法施行令第142条（擁壁）

第138条第1項に規定する工作物のうち同項第5号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

平成12年5月31日建設省告示第1449号（煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件）

第3令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算に基準は、宅地造成等規制法施行令第7条（注：現行第9条）に定めるとおりとする。（略）

<盛土規制法令の解説>

本条は、盛土規制法施行令第8条による擁壁（いわゆる義務設置擁壁）に該当しない任意に設置する擁壁に関する規定である。具体的には、地表面が水平面に対し30°以下である斜面（同令第1条）や、硬岩盤の崖面（同令第1条）などであり擁壁設置の義務は無いものの、安全対策や利便性のため擁壁の計画をしている案件が対象となる。

<審査基準>

高さが2mを超える任意に設置する擁壁は、盛土規制法施行令第9条の基準を満たしていること。

(8) 崖面崩壊防止施設の設置（盛土規制法施行令第14条）

政令第14条（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

省令第11条（崖面崩壊防止施設）

令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

省令第31条（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

令第14条第1号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前2号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

<審査基準>

1 崖面崩壊防止施設の設置

- (1) 以下のような場合には、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置すること。
 - ア 基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じる場合
 - イ 地下水や浸透水等を排除する必要がある場合
 - ウ その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう場合
- (2) 崖面崩壊防止施設は、以下の構造等を有するものとする。
 - ア 地盤の変動等が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができること。
 - イ 地下水を有効に排除することが可能な構造を有すること。
 - ウ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とすること。

2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

- (1) 崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査すること。
- (2) 関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定すること。
- (3) 設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討を行うこと。

3 崖面崩壊防止施設の設計

- (1) 崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討すること。
 - ア 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
 - イ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
 - ウ 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
 - エ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

<工事施工に当たっての技術的助言>

1 崖面崩壊防止施設の設置

- (1) 大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合は、適用性を慎重に判断すること。
- (2) 保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合は、適用性を慎重に判断すること。

2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

- (1) 関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行うこと。
- (2) 住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できないことに留意すること。
- (3) 地盤の変形量が大きい場合、想定される土圧や変形に応じた適切な構造を選定すること。
- (4) ジオテキスタイル補強土壁工は、必要な透水性や土地利用等の条件のほか、発生する土圧、水圧及び自重等により適切な工種を選定すること。
- (5) 想定される湧水等の流量に対して適切な透水性を有する工種の選定を行うこと。

3 設計上の留意事項

- (1) 崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討を行うこと。
- (2) 崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討すること。
- (3) 山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計を行うこと。

(9) 崖面及びその他の地表面について講ずる措置（盛土規制法施行令第15条）

政令第15条（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

1 崖面及びその他の地表面について講ずる措置

- (1) 盛土又は切土によって生じる崖面について、擁壁等で覆わない場合には、風化その他の侵食に対する保護のために、芝張りなどののり面緑化工、又は石張り、モルタルの吹付けなどの構造物によるのり面保護工等で崖面を保護すること。
- (2) 盛土又は切土によって生じる崖面以外の地表面について、雨水その他の地表水による侵食に対する保護のため、植栽、芝張りなどののり面緑化工等により地表面を保護すること。

2 のり面保護工の選定

- (1) のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定すること。また、以下の事項に留意すること。
 - ア 植生可能なのり面では、のり面緑化工の選定を基本とすること。
 - イ 植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面では、構造物によるのり面保護工を選定すること。
 - ウ のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工を併設すること。
 - エ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いため、それぞれの条件に適した工法を選定すること。

3 のり面緑化工の設計

- (1) のり面緑化工の設計に当たっては、次の各事項を行うこと。
 - ア のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
 - イ のり面の勾配は、なるべく40度(約1:1.2)より緩くすること
 - ウ のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
 - エ 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること

4 構造物によるのり面保護工の設計

- (1) 構造物によるのり面保護工の設計に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討すること。
- (2) 吹付工(モルタル、コンクリート)では、水抜き孔を2~4㎡に1箇所以上設け、直径は40~50mm程度とすること。
- (3) 石張りおよびブロック張りでは、のり高は5m程度以下とすること。

5 崖面以外の地表面に講ずる措置

- (1) 崖面以外の地表面について、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護すること。
- (2) 太陽光発電施設等の施設が設置される地盤について、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなるのが想定されるため、十分な検討を行うこと。
- (3) 以下の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。
 - ア 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
 - イ 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
 - ウ 農地等で植物の生育が確保される地表面

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

1 のり面保護工の選定上の留意点

- (1) 通常ののり面勾配の場合は、のり面緑化工のみを基本とするが、これより急勾配の場合、現場打ちコンクリート枠工等の併用が必要となる。
- (2) 砂質土等の切土のり面で湧水が少ない場合には、一般にのり面緑化工のみを基本とする。
- (3) 湧水が多いのり面では、地下排水施設を積極的に導入するとともに、開放型ののり面保護工を適用する。
- (4) 礫混じり土砂や風化した軟岩等からなるのり面では、のり面緑化工と併用して落石防護網や、落石防護柵を設置する。
- (5) 寒冷地におけるシルト分の多い土質ののり面において、のり面勾配をできるだけ緩くしたり、地下水排除工を設置する。
- (6) 密実な砂質土、硬い粘質土及び土丹のような硬いのり面に対して植物を導入する場合、導入植物に適した土壌成分を有する材料で安定した植生基盤を造成することが必要である。
- (7) 酸性土壌からなるのり面の場合、客土による置換えや石灰による土壌の中和あるいは植生基材吹付工を地下水排除工と併用。もしくは、構造物によるのり面保護工を採用する。
- (8) 土質や湧水の状態が一様でないのり面の場合、それぞれの条件に適合した工種を選択する。

2 のり面緑化工の設計・施工上の留意点

- (1) のり面緑化工の設計・施工に当たっては、次の各事項を行うこと。
 - ア 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
 - イ 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
 - ウ 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

3 構造物によるのり面保護工の設計上の留意点

- (1) かご工では、湧水の多い場合には、速やかに排水できるように留意すること。また、目詰まりを起こさないよう周囲を砂利等で保護すること。
- (2) 吹付工（モルタル、コンクリート）のり面では、吹付工表面の流水による侵食を防止するため、排水路と一体となるようにすること。また、施工面積が広く平滑な場合は、縦伸縮目地を設けるよう配慮すること。
- (3) 石張りおよびブロック張りでは、湧水量の多い場合は、十分な排水処理を施した後に石張り等を行うこと。

(10) 排水施設の設置（盛土規制法施行令第16条）

政令第16条（排水施設の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きよの勾配及び断面面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

1 排水施設の配置

(1) 次の箇所においては、排水施設の設置を検討すること。

- ア 盛土のり面及び切土のり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。)の下端
- イ のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- ウ 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- エ 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- オ 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- カ 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- キ 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ク その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

2 排水施設の計画

排水施設は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定すること。

排水施設の規模の決定においては、法33条第3号に規定されている排水施設の基準を用いるため、「II.7排水施設」の項（「1排水施設の計画」～「14 枠又はマンホールの構造」）を参照のこと。その際には以下の点に留意すること。降雨強度算定式の定数a、bの数値については、市町村で公共下水道基本計画のあるところにあつては、その数値を用いることを基本とするが、溪流等における盛土や広範囲に及ぶ開発事業等のうち集水性が高い場合には、計画降雨強度を30年確率とする。さらに、特に大きな影響が見込まれる溪流等における高さ15mを超える盛土の場合には、計画降雨強度を100年確率とする。ただし、同時に森林法に係る許可を要する場合には、この規定によらず、森林法の規定による降雨強度を採用することが考えられるが、その場合には放流先の排水能力、その他の状況を勘案して、当該施設の管理者と協議して定めなければならない。放流先へは、放流量が管理者から確認した流下能力内に収まるよう接続すること。なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、計画区域内において雨水を一時貯留する調節池その他の適当な施設を設けなければならない。

3 盛土における排水施設等

(1) 盛土における排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画すること。

4 盛土における地下水排除工

(1) 盛土における地下水排除工は、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。

ア 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

イ 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

ウ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

エ 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

5 盛土における盛土内排水層

(1) 盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ること。

(2) 水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置すること。

6 溪流等における盛土の排水施設

(1) 盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理すること。

(2) 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けること。

7 切土における排水対策

(1) 砂質土などのり面が侵食に弱い土質である場合は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮すること。

(2) のり面に湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためのり面排水工を検討すること。

<工事施工に当たっての技術的助言>

1 排水施設の設計・施工上の留意事項

- (1) 排水施設の設計・施工に当たっては、構造上及び維持管理上十分な配慮をすること。
- (2) 太陽光発電施設の開発等において、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意すること。

(11) 特殊の材料又は構法による擁壁（盛土規制法施行令第17条）

政令第17条（特殊の材料又は構法による擁壁）

構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

盛政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

盛政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 略

昭和40年6月14日建設省告示第1485号（宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定）

宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第15条〔現行：第17条〕の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第8条〔現行：第10条〕の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき180キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき150キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面1平方メートルにつき350キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、1平方センチメートルにつき15キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾こう配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、1平方メートルにつき500キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの20/100（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

擁壁の背面土の内部摩擦角	コンクリートブロックの控え長さ (単位cm)	擁 壁	
		勾 配	高さ (単位m)
20度以上30度未満	30以上35未満	65度以上75度未満	1以下
		65度未満	1.5以下
	35以上45未満	70度以上75度未満	1以下
		65度以上70度未満	1.5以下
		65度未満	2以下
	45以上	70度以上75度未満	1.5以下
		65度以上70度未満	2以下
65度未満		2.5以下	
30度以上40度未満	30以上35未満	70度以上75度未満	1.5以下
		65度以上70度未満	2以下
		65度未満	3以下
	35以上40未満	70度以上75度未満	1.5以下
		65度以上70度未満	2.5以下
		65度未満	3.5以下
	40以上45未満	70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3以下
		65度未満	4以下
	45以上	70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3以下
65度未満		4.5以下	
40度以上	30以上35未満	70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3.5以下
		65度未満	5以下
	35以上40未満	70度以上75度未満	2.5以下
		65度以上70度未満	4.5以下
		65度未満	5以下
	40以上45未満	70度以上75度未満	3以下
		70度未満	5以下
	45以上	70度以上75度未満	3.5以下
70度未満		5以下	

<審査基準>

- 1 盛土規制法施行令第17条の規定により認定を受けた擁壁（いわゆる大臣認定擁壁）については、安定計算、応力計算を省略してよい。ただし、支持地盤に問題がないことを証する書面を添付するものとし、認定時に付された条件等を確認する。
- 2 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁については、昭和40年6月14日建設省告示第1485号（以下「昭和40年告示」という。）において仕様規定として明示されているところであるが、審査に当たっては、以下の点に留意する。
 - (1) 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁が昭和40年告示の各号に適合するものであるかどうかについて審査する。
 - (2) 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁とは、昭和40年告示の別表に規定する控え長さ一杯までコンクリートを充填し、胴込めに用いたコンクリートが連続して一体の構造となる擁壁であること。
 - (3) 昭和40年告示第3号のコンクリートブロックの重量は、胴込めコンクリートを充填せずに、当該コンクリートブロックを積み上げたときと仮定した場合の壁面1㎡当たりの重量であること。
 - (4) 昭和40年告示第4号の使用実績は施工が終了し1年を経過した当該特殊擁壁の施工実績が施工件数で50件以上かつ擁壁前面の面積で1万㎡以上あり、倒壊等の重大な支障を生じたことがないこと。
 - (5) 昭和40年告示第5号の壁体の曲げ強度はコンクリートブロック3×3個以上を組み合わせ、縦横の長さがともに2m以上かつ表面積が5㎡以上の試験体3体以上について試験しその結果によること。
 - (6) 昭和40年告示第6号の載荷重は、擁壁の上端からの水平距離が擁壁の高さ以内の部分の載荷重とすること。

第8 災害危険区域等の除外（法第33条第1項第8号、令第23条の2）

主として、一般（非自己用）建築物等の用に供する目的で行う開発行為にあつては、開発区域内に災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）の土地を含まないこと。

ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りではない。

また、災害の発生のおそれのある区域において開発行為の許可の申請があつた場合、当該区域における災害の危険性について、当該申請者に適切に情報提供を行うこととされている。

なお、法改正（令和2年6月10日法律第43号）により、改正法施行日（令和4年4月1日）以降は、主として、住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為も、法第33条第1項第8号による制限の対象に加わることに留意が必要である。

参考	
1 開発行為を行うのに適当でない区域	
(1)	災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項）
(2)	地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）
(3)	土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項）
(4)	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項）
2 災害の発生のおそれのある区域	
(1)	浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項）
(2)	土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項） 基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域（同法第4条第1項）
(3)	都市洪水想定区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項） 都市洪水想定区域（同条第2項）
(4)	津波浸水想定に定める浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号） 津波災害警戒区域（同法第53条第1項）
(5)	土石流危険溪流（県が公表している土砂災害危険箇所） 地すべり危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所） 急傾斜地崩壊危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所）
(6)	その他県または市において把握している災害の発生のおそれのある区域

第9 樹木の保存及び表土の保全（法第33条第1項第9号、令第28条の2、規則第23条の2）

開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的等を勘案して、開発区域における植物の生育の確保に必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるよう設計が定められなければならない。

1 樹木の保存の計画

(1) 健全な樹木又は健全な樹木の集団については、その存する土地を、公園又は緑地として配置する等により保存の措置を講ずること。ただし、開発行為の目的、開発区域の周辺の状況等及び樹木又は樹木の集団の位置を勘案して、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(2) 樹木の保存の範囲

樹木の保存については、表一9に示す範囲で行うものとする。

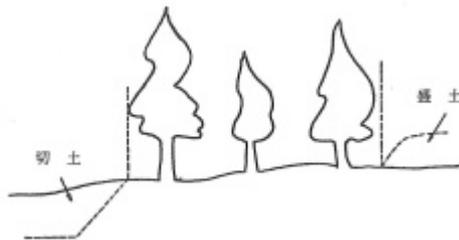
表一9

開発区域の面積	樹木の保存	
1 ha 以上	健全な樹木	高さ 10m以上
	健全な樹木の集団	高さ 5 m 面積 300 m ² 以上

(3) 樹木の保存の措置

ア 保存対象樹木又は樹木の集団をそのまま存置しなければならない。

イ 保存対象樹木又は樹木の集団の存する土地は、少なくとも枝ぶりの垂直投影下については、原則として切土又は盛土を行ってはならない。（下図）



2 表土の保全の計画

(1) 表一10の範囲の開発行為の場合は、切土又は盛土する部分について、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられるよう、設計が定められなければならない。ただし、植栽の必要が無いことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分は除く。

表土の保全を行う部分は、公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯（緑地帯）等である。

表一10

開発区域の面積	切土、盛土の高さ	切土、盛土の面積
1 ha 以上	1 m以上	1,000 m ² 以上

(注) 面積の算定については、開発区域内で1m以上の切土又は盛土を行う部分の面積の合計であり、必ずしも一団(の土地)となっている必要はない。

(2) 表土の保全の方法

表土の保全方法その他の措置としては次のような方法があるが、原則として、表土の復元によるものとする。

ア 表土の復元 — 開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で必要な部分を復元する。
表土の厚さの標準は20～40cm程度とする。

イ 客土 — 開発区域外の土地を採掘し、その表土を開発区域内の必要部分に覆う。

(注) 客土の場合、他区域の表土をはがすことになるので、原則として、地下室工事などで不要となる表土を用いること。

ウ 土壌の改良 — 土壌改良剤と肥料を与え耕起する。

エ その他

(ア) リッパーによる引掻き・・・土壌を膨軟にする

(イ) 発破使用によるフカシ・・・土壌を膨軟にする

(ウ) 粘土均し・・・保水性の悪い土壌の改良

(3) 表土の保全の手順目安

- ア 盛土、切土する区域について、表土の厚さを確認する。
- イ 区域内の採取量と復元量の調整を図る。
- ウ 造成工事の工程内における表土の復元の工程を定める。
- エ 造成工事開始 — 表土の復元

第10 緩衝帯（法第33条第1項第10号、令第28条の3、規則第23条の3）

1 開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動等による環境の悪化をもたらす恐れのある予定建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、法第33条第1項第2号で求められる公共用地である公園・緑地等とは別に、緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界に沿って、その内側に配置されるよう設計が定められていなければならない。ただし、開発区域外にある公園、緑地、河川等に隣接する部分については、その規模に応じ緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。

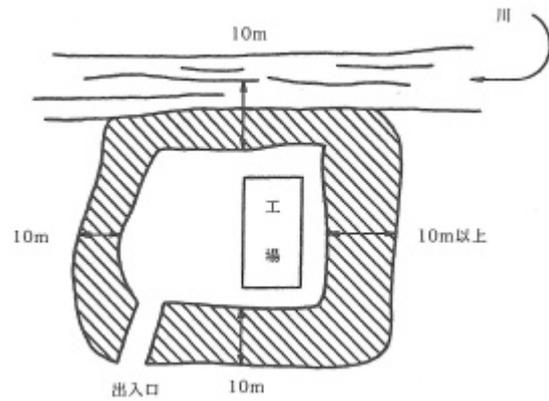
2 緩衝帯の幅員

緩衝帯の幅員は、表一11により配置しなければならない。

表一11

開発区域面積	緩衝帯幅員
1.0 ～ 1.5ha 未満	4m以上
1.5 ～ 5.0ha 未満	5m以上
5.0 ～ 15.0ha 未満	10m以上
15.0 ～ 25.0ha 未満	15m以上
25.0ha 以上	20m以上

図4（開発区域面積10haの緩衝帯の例）



(注) 出入口については、緩衝帯は不要である。

(出典：(社)日本宅地開発協会「改訂八版 開発許可制度の解説」P206)

(注) 上図のように開発区域の周辺に緩衝効果を有するものが存する場合は、その幅員の1/2を緩衝帯の幅員に算入することができる。

II その他の基準

第1 輸送施設（法第33条第1項第11号、令第24条）

40ha以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない。

第2 申請者の資力及び信用（法第33条第1項第12号、令第24条の2）

- 1 非自己用の開発行為又は1ha以上で自己の業務の用に供する目的で行う開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない。
- 2 資力の判断は、資金計画・過去の事業実績等を勘案して行い、特に資金計画については、処分収入を過当に見積もっていないかどうか留意する。（工区分けを伴わない開発行為にあつては、一般に工事完了後に発生する宅地処分収入を収入項目に計上することは通常認められない。）
- 3 信用の判断は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるか、過去の事業実績等を勘案して行い、なお、審査に当たっては、申請者及び役員等一覧表に記載された役員について警察本部へ照会することで信用の判断を行う（添付資料：誓約書、役員等一覧表）。
- 4 役員の履歴書、資産状況等を示す書類（残高証明書又は融資証明書）、過去の事業実績等を記載した書類（納税証明書、事業経歴書）、法人の登記簿謄本（個人申請の場合は住民票）等を提出する必要がある。

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内においては、都市計画法による開発許可を受けることにより、盛土規制法第12条第1項の宅地造成等に関する工事の許可及び同法第27条第1項の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受けたものとみなされる。

盛土規制法においては、自己か非自己かに関わらず全ての行為において、申請者に当該行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない。

また、盛土規制法の規制区域指定において、全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域となることから、全ての行為において資力と信用の審査を行う。

第3 工事施行者の能力（法第33条第1項第13号、令第24条の3）

- 1 非自己用の開発行為又は1ha以上で自己の業務の用に供する目的で行う開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力がなければならない。
- 2 その判断は、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して行い。
- 3 過去の事業実績等を記載した書類（原則として法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業許可証明書等）を提出する必要がある。

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内においては、都市計画法による開発許可を受けることにより、盛土規制法第12条第1項の宅地造成等に関する工事の許可及び同法第27条第1項の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受けたものとみなされる。

盛土規制法においては、自己か非自己かに関わらず全ての行為において、申請者に当該行為に関する工事を完成するために必要な能力がなければならない。

また、盛土規制法の規制区域指定において、全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域となることから、全ての行為において資力と信用の審査を行う。

資力、信用、能力の審査が必要な開発行為

	都市計画法開発許可の対象			都市計画法開発許可と宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象		
	住宅	業務（1ha未満）	業務（1ha以上）	住宅	業務（1ha未満）	業務（1ha以上）
自己	×	×	○	○	○	○
非自己	○	○	○	○	○	○

第4 関係権利者の同意（法第33条第1項第14号）

- 1 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物について、当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。

なお、権利を有する者の同意の有無を確認するために、各権利者の印鑑証明書を提出する必要がある。

- 2 「妨げとなる権利を有する者」とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者及び保全処分者をいい、工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権を有する者及び土地改良施設管理者をいう。
- 3 土地所有者等の同意を得られないまま開発許可を得た土地については、当該開発者は何らかの私法上の権限を取得するものではないことから、当該土地について権利者の同意を得なければ工事をを行うことができないことはいうまでもない。このような混乱を防止する観点から、許可時点ではできる限り全員の同意を得ることが望ましい。（全員の同意が許可の要件という趣旨ではない。）

なお、許可にあたっては次に掲げる全ての要件の、それぞれ2/3以上の同意があることを要する。

- (1) 前記2に掲げる全ての者
- (2) 所有権を有する全ての者
- (3) 借地権を有する全ての者
- (4) 土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計
- 4 建築基準法による位置指定道路が開発区域に編入される場合又は開発行為に関する工事により改廃される場合は、当該位置指定道路に所有権、借地権、地役権等民法上の権利を有している者は対象に含まれるが、単に接道義務を満足しているという事実上の利益を受けているのみの者はこれに含まれない。
- 5 鉱業権者が実際に当該鉱物の掘採、取得をする場合には、改めて当該鉱物の存する部分の土地について、所有権その他の権限を取得する必要がある、したがって、鉱業権のみでは対象に含まれない。

第5 土地の所有及び境界確定

開発区域内の土地については、開発者において所有することを要しない。

また、敷地の形状・配置が法第33条適合の判断基準になっていること及び法第32条の同意が必要であることから、開発区域内の次に掲げる土地にかかる境界については、関係所有者立会いのもと確認し、確定させなければならない。

なお、一つの筆に開発区域とそれ以外の区域がまたがる場合は、原則として分筆登記を要する。

- (1) 各敷地の外周
- (2) 現況の公共の用に供する土地
- (3) 新たに公共の用に供することとなる土地

III 市街化調整区域における基準 [略]

第3節 建築許可等の基準

I 開発許可を受けた区域における建築制限解除基準

第1 完了公告前の建築（法第37条）

開発許可を受けた区域においては、次のいずれかに該当するものに限り、当該開発行為に関する工事の完了公告前に建築等を行うことができる。

- 1 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物であること。
- 2 当該開発行為の関係権利者で当該開発行為に同意していない者が、その権利の行使として建築等を行うものであること。
- 3 一関市長が次のいずれかに該当するものとして支障がないと認めたものであること。ただし、原則として、法第36条第3項の規定による工事完了公告があるまでは建築物等の使用を制限する旨の条件を付すものとする。
 - (1) 官公署、地区センターその他の公益施設を先行的に建設するものであること。
 - (2) 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築するものであること。
 - (3) 次の要件を具備するもので、その必要最小限の部分であること。
 - ア 原則として自己用の開発行為であること。
 - イ 建築物と擁壁や排水施設等が近接しており、開発行為の完了後に建築等が行われることによって擁壁や排水施設等が損壊するおそれがある場合、地下室等の壁面や建築物の基礎が土留擁壁を兼ねている等構造上開発行為と一体の建築工事である場合その他開発行為と切り離して施行することが不適当なものであること。
 - ウ 開発行為に関する工事が適正に進行しており、開発行為が許可どおり行われることが確実に認められること。
 - (4) 次の要件を具備するもので、原則として概ね造成地盤高から下の部分
 - ア 原則として自己用の開発行為であること。
 - イ 建築物の基礎工を宅地の造成と同時に進行する場合その他開発行為と一体的に施工することが合理的なものであること。
 - (5) 開発者が国、地方公共団体又は地方公共団体が設立した土地開発公社等であるもの。

第2 形態制限の緩和（法第41条第2項ただし書き）

法第41条第1項の規定により、当該開発区域内の土地について、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた場合は、次の事項に該当するものに限り、当該制限を超えて建築することができる。

1 容積率

建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合はその延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合については、次のいずれかに該当するもので、一関市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したのについて、その許可の範囲内において、定められた限度を超えるものとするすることができる。

- (1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
- (2) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

2 建蔽率

建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合はその建築面積の合計）の敷地面積に対する割合については、次のいずれかに該当するものについて、それぞれの範囲内において定められた限度を超えるものとするすることができる。

- (1) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地内の建築物で定められた割合に1/10を加えた割合を限度とするもの（街区の角にある敷地等の定義は、岩手県建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の規定を準用する。）
- (2) 次のいずれかに該当するもの（これらには定められた限度を適用しない。）

ア 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

イ 公園、広場、道路、川その他これらに類するものうちにある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

3 外壁の後退距離

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離については、定められた限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は定められた限度を超えるものとするすることができる。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。

4 建築物の高さ

建築物の高さについては、次のいずれかに該当するものとして一関市長の許可を受けたものに限り、定められた限度を超えるものとするすることができる。

- (1) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であって、低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれがないもの
- (2) 学校その他の建築物であってその用途によってやむを得ないもの

- (3) その敷地内に、2により定められた建蔽率の限度割合を減じた値に1/10を加えた値以上の空地を有し、かつ、その敷地面積が1,500㎡以上、高さが12m以下である建築物で、低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれのないもの

5 建築物の各部分の高さ等

建築物の各部分の高さ及び日影による中高層の建築物の高さについては、建築基準法施行令第131条の2から第135条の4まで又は第135条の12の緩和規定に該当する場合は、当該緩和規定を適用することができる。

第3 予定建築物以外の建築等（法第42条）

開発許可を受けた区域においては、開発行為に関する完了公告があった後は、次のいずれかに該当するものに限り、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物の新築等を行い、また、建築物を改築し又はその用途を変更して予定建築物以外の建築物とすることができる。この場合、用途変更とは利用形態上の変更（業種の変更等）に限るものではなく、農家等の世帯分離に伴う住宅から一般住宅への変更等の利用主体の変更も含むものとする。

(1) 市街化調整区域 〔略〕

(2) 用途地域が定められていない非線引きの都市計画区域において、一関市長が開発区域及びその周辺における環境の保全上支障がないと認めて許可したもの。（法第42条第1項ただし書き）

(3) 国又は都道府県等及び国とみなされる機関が行うもので、当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障ないものとして一関市長との協議が成立したもの。（法第42条第2項）

(4) 用途地域が定められている場合

(5) 法第29条第1項第2号及び3号に規定する建築物である場合

II 市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可の基準 〔略〕

第4節 国、県等の行う開発行為又は建築行為等に係る協議の成立の基準

第1 国、県等の行う開発行為（法第34条の2）

国、県等（第1章V3(34)イ参照）が行う開発行為については、当該国、県等と許可権者である一関市長の協議が成立することを以て、開発許可があったものとみなす。（開発行為の変更についても同様）

1 国、県等とみなされる者

独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、県が設立した地方住宅供給公社及び土地開発公社並びに日本下水道事業団

2 協議の成立の基準

(1) 原則として、法第33条の規定に適合していること。

(2) [略]

3 他の規定の適用等

協議にあたって適用等の必要がある規定は、下表のとおり。

条 項	見出し又は内容	適用等の方法
第32条	公共施設の管理者の同意等	協議を行おうとする場合に準用
第35条の2第1項	変更の許可	許可を受けなければならない場合に第34条の2を準用
第35条の2第3項	変更の届出	適用
第36条	工事完了の検査	適用
第37条	建築制限等	適用
第38条	開発行為の廃止	適用
第39条	開発行為等により設置された公共施設の管理	適用
第40条	公共施設の用に供する土地の帰属	適用
第41条	建築物の建蔽率等の指定	協議を成立させる場合に準用
第42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限	適用
第44条 第45条	許可に基づく地位の承継	適用
第47条	開発登録簿	協議が成立したときに準用

第2 市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において国、県等の行う建築行為等 [略]

[その他の基準等（県通知等）]

「道路と直接接していない敷地にかかる開発許可等の取扱いについて」（平成11年5月19日付け都第67号都市計画課長通知）
⇒ 建築物の敷地と道路の間に水路等が介在することにより、道路と直接接していない敷地に係る都市計画法の開発（建築）許可については、原則として、建築基準法第43条第2項第2号（法改正前のただし書き規定）に基づく許可と同時に行うものとする。

「開発許可を受けた開発行為等により設置された公共施設の用に供する土地の帰属について」（昭和61年3月20日付け都第850号土木部長通知）
⇒ 公共施設の用に供する土地の帰属につき、関係者が正当な理由なく、登記承諾書、印鑑証明書等の登記手続関係書類の提出を行わない場合は、県は、工事完了検査実施後未提出の登記手続関係書類が提出されるまでの間、工事完了検査済証の交付を留保する取扱いとする。
許可条件として、登記承諾書・印鑑証明書等の登記手続関係書類を原則として工事完了届提出時に市町村に提出することを明記することとした。

「大規模開発土地利用調整会議の設置等について」（平成6年9月30日付け都第322号土木部長通知）、「大規模開発に係る開発許可事務処理要領」（平成6年9月30日制定）等
⇒ 原則として5ha以上の大規模開発に係る特別手続き

「定期借地権を活用した開発行為等により設置された道路の取扱い基準案」（平成9年3月28日付け建設省経民発第13号）
⇒ 開発許可を受けた開発行為により設置された当該道路が、現在及び予見可能な将来において、次に掲げる基準案に適合している場合には私道として取り扱うことが可能であること。
1 定期借地権を活用した開発行為等であって当該道路が将来廃止される見込みが高いため、当該道路を私道として取扱うことが合理的である等の理由が存する場合で、かつ、開発許可申請者から私道として取扱うよう要望されていること。
2 当該道路が、ランプの設置やP型、U型道路等、沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じない形状・形態のものであって、開発区域外の者の利用に供される可能性の少ないものであること。
3 当該道路に設置される排水施設、水道等が、将来私道の廃止に伴って廃止された場合においても周辺の宅地等に影響を与えない設計となっていること。
4 開発区域の周辺に適切な規模の道路が設置されること等により、当該道路に交通が流入せず、開発区域の周辺において円滑な交通が図られていること。
5 当該道路の沿道地域が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域にあるか、又は、第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域以外であっても、地区計画若しくは建築協定等により、第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域と同様の規制が行われている低層住宅地であること。
6 私道に接する住宅は多くても20戸程度とするとともに、道路延長は概ね150m以内とすること。
7 大量の雪の除却が必要でない等維持管理が低廉かつ適切になされると想定される道路であること。
8 法第33条の道路に係る技術基準に適合していること。また、道路に係る土地に地上権、質権、賃借権等が存しないこと等により、私道となる土地の円滑な維持管理に支障が生じるおそれがないこと。

「都市計画法第 29 条に規定する開発許可と建築基準法第 86 条に規定する総合的設計による一団地の建築物の取扱いの認定の関係について」（平成 9 年 10 月 27 日付け都号外都市計画課長通知）

⇒ 建築基準法第 86 条に規定する総合的設計による一団地の建築物の取扱いの認定（以下「一団地認定」という。）を受けるとする開発に対しては、今後、下記の要件を満たす場合、都市計画法上の開発許可は不要として扱う。

なお、開発予定地が市街化調整区域に存する場合は、都市計画法第 34 条及び第 43 条の規定が適用される。

記

- 1 開発予定地が宅地等であり、新たに造成等を行う必要がない土地であること。
- 2 新たに設ける通路が、建築基準法第 42 条に規定する道路の位置付けとする必要がないものであること。
- 3 開発予定地に、改廃される既設道路が存しないこと。

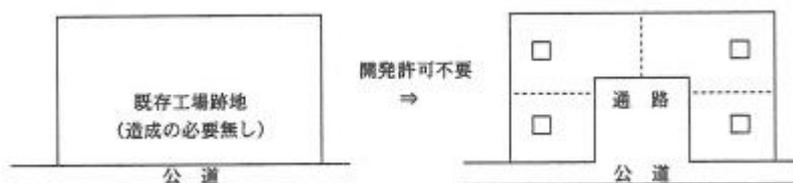
(1) 基本概念

建築基準法に定める「一団地認定」は、計画地全体における敷地内通路の配置及び予定される建築物の位置及び規模、構造等を総合的に勘案し、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認めて特定行政庁が認可するものであり、当該敷地内の通路及び予定建築物の規模、構造等は法的に担保されることから、一定の要件を満たす場合に限り、開発許可は不要として取り扱うこととする。

なお、一団地認定を取得するためには、予定建築物の位置、構造、規模が確定されるとともに、完成後の維持管理を確定させる必要があるため、通常の宅地分譲等での認定は困難であると考えられるが、市町村営住宅等の開発では制度の活用が想定されるので、貴市町村の住宅建設担当部課と連携を密にされたいこと。

(2) 許可不要として扱う例

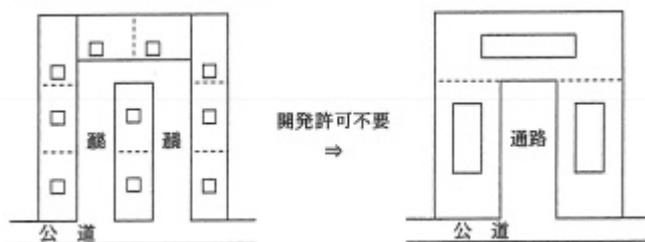
ケース 1 既存工場跡地等の一団の宅地に、一団地認定による敷地内通路を設けて、複数の建築物を建設する場合。



(注 1) 開発地に新設される通路が、団地内を通り抜ける等道路として位置付ける必要がある場合は、開発許可の対象とする。

(注 2) 計画地が農地又は造成の必要がある土地の場合は、開発許可の対象となる。

ケース 2 都市計画法適用以前に建設された公営住宅等の建替え等の場合で、既設の通路が道路として位置付けされていない土地に一団地認定による敷地内通路を設ける場合。



(注 3) 開発地に存する通路が道路として位置付けされている場合には、公共施設と宅地間の区画の変更該当するため、開発許可の対象となる。

(当該団地が開発許可を受けていた場合で、通路を道路に位置付けていた場合も許可の対象となる。)

(なお、土地利用計画図上、茶で着色されたものは、建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に規定する「都市計画法による道路」に該当するものである。)

(3) 公営住宅団地等の新設に係る留意事項

新規に公営住宅団地等を開発する場合、開発許可申請に併せて一団地認定を申請するもので、設置される通路が開発許可基準に示す 6 m 以上の幅員を有するものに限り、当該通路を土地利用計画図で宅地（黄色で着色）の位置付けとすることを可とするので、今後、当職あて技術の事前指導等の手続きを行う際は留意願いたい。（この場合、ケース 2 の適用が可能となり、建替えに際して開発許可が不要となる。）

(4) ケース 1 及び 2 において開発許可を不要とする取扱いを行うこととした趣旨に鑑み、公営住宅等の建替え時に一団地認定申請を行う場合の通路の幅員等は、開発許可基準に準じた計画とされるよう配慮願いたい。

第3章 開発許可等の手続等

第1節 開発許可等の手続

第1 許可申請書、図書等の作成

1 設計者の資格（法第31条）

- (1) 1ha以上20ha未満の開発行為に関する設計図書は、次に掲げる資格を有する者の作成したものでなければならない。
なお、資格を有する旨証明する書面（卒業証明書・資格証・経歴書等）を添付すること。
 - ア 大学（短期大学を除く。）又は旧制大学で正規の土木、建築、都市計画又は造園の課程を修めて卒業した後、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者
 - イ 短期大学で正規の土木、建築、都市計画又は造園について修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発の技術について3年以上の実務経験者
 - ウ 短期大学、高等専門学校で正規の土木、建築、都市計画又は造園の課程を修めて卒業した後、宅地開発の技術について4年以上の実務経験者
 - エ 高等学校又は旧制中学校で正規の土木、建築、都市計画又は造園の課程を修めて卒業した後、宅地開発の技術について7年以上の実務経験者
 - オ 技術士第二次試験のうち建設部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者で、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者
 - カ 一級建築士で、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者
 - キ これらと同等以上の知識経験者
 - (7) 大学（短期大学を除く。）の大学院、専攻科、旧制大学の大学院、研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発の技術について1年以上の実務経験者
 - (4) 宅地開発の技術について7年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画又は造園の10年以上の実務経験者で認定講習（※登録講習機関が主催する「宅地造成技術講習会」又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第1005号）第4号の国土交通大臣の認定を受けて昭和44年以前に行われた講習）を修了した者
※登録講習機関として（一財）全国建設研修センターが登録を受けている。
 - (7) その他国土交通大臣の認めた者
- (2) 開発区域の面積が20ha以上のものについては(1)に掲げる資格のいずれかに該当し、かつ開発区域20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計図書を作成した経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認められた者の作成したものでなければならない。
- (3) 高さが5mを超える擁壁の設置に係る設計図書若しくは盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置に係る設計図書は、次に掲げる資格を有する者の作成したものでなければならない。
 - ア 大学（短期大学を除く。）又は旧制大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務経験者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者であること。
 - イ 短期大学で、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務経験者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について3年以上の実務経験者であること。
 - ウ 短期大学、高等専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務経験者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について4年以上の実務経験者であること。
 - エ 高等学校又は旧制中学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務経験者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について7年以上の実務経験者であること。オ主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者であること。
 - (7) 大学（短期大学を除く。）の大学院、専攻科、旧制大学の大学院、研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術について1年以上の実務経験者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について1年以上の実務経験者であること。
 - (4) 技術士第二次試験のうち建設部門に合格した者。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者であること。
 - (7) 一級建築士。ただし、開発面積が1ha以上の場合は、宅地開発の技術について2年以上の実務経験者であること。
 - (4) 土木又は建築の技術について10年以上の実務経験者で認定講習（※登録講習機関が主催する「宅地造成技術講習会」

又は宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第1005号）第4号の国土交通大臣の認定を受けて昭和44年以前に行われた講習）を修了した者

※登録講習機関として（一財）全国建設研修センターが登録を受けている。

(4) その他国土交通大臣の認めた者

2 申請書及び添付図書の作成

開発計画者は、都市計画法による開発許可に係る審査基準（平成20年1月30日付け県土整備部長通知。以下「審査基準」という。）第2章の技術基準に適合するよう設計を行い、様式第1-1号又は様式第1-2号による開発許可申請書を作成し、別紙1「開発許可申請添付図書一覧表」による添付図書を、別紙2「設計図書等の作成要領」に従って作成しなければならない。

3 国、県等の協議に関する取り扱い

法第34条の2の規定による国、県等の行う開発行為に係る協議の取扱いは上記2に準じることとし、協議者は、技術基準に適合するよう設計を行い、様式第1-3号による開発行為協議書を作成し、別紙1「開発許可申請添付図書一覧表」による添付図書を、別紙2「設計図書等の作成要領」に従って作成することとする。

ただし、「資金計画書」及び「申請者の資力を証するもの」は添付不要とし、「土地登記事項証明書」及び「土地権利者同意書」は、「権利者一覧表」（同意率を明示）の添付に替えることとする。

なお、工事施行者を「未定」として申請する場合、「内部規定等で入札手続きは諸法令の手続き完了後に行うため」といった内容の理由以外には認められない。「未定」として許可した場合は、事後に以下の手続きが必要となる。

- (1) 「非自己用」又は「1ha以上の自己業務用」の開発の場合、工事施行者が決定した時点で変更協議の手続きを要し、施工能力を審査することとなる。
- (2) 「1ha未満の自己業務用」又は「自己居住用」の開発の場合、施工能力は審査対象外であることから、工事施行者が決定した時点で変更届の手続きをとる必要がある。（変更協議ではないことに注意する。）

第2 公共施設の管理者の同意等（法第32条）

1 開発区域の内外において開発行為に係る公共施設（道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設）の管理者（国、県、市町村、土地改良区等）と協議し、その同意を得なければならない。

なお、法定外公共物（認定外道路及び水路、いわゆる赤線、青線）のうち、機能を喪失したものについては、国（財務事務所）が管理しているが、機能を有するものについては、平成12年4月1日に施工された地方分権一括法により、平成17年3月末までに国から市町村に譲与された。したがって、その取扱いについては基本的に市と協議し、付替え又は用途廃止（による払下げ）等の同意を得るものとする。

2 開発区域の内外において新たに設置される公共施設の管理者予定者等と、その施設の構造や管理、土地の帰属等について協議しなければならない。

3 開発規模が大きい場合は、2の協議を行うほか下記の区分に従い協議しなければならない。

20ha以上の開発	(1) 義務教育施設の設置義務者である市町村 (2) 水道事業者である市町村の水道担当部局
40ha以上の開発	(1) 上記(1) (2) 上記(2) (3) 一般送配電事業者及び一般ガス導管事業者 (4) JR、その他私鉄

（注）一関市においては、(2)水道事業者との協議について上記1及び2に準ずることとする。

4 上記1～3に該当する場合、公共施設毎に「公共施設協議・同意書（様式第21号）」を添付すること。

また、それぞれについて「協議簿（様式第22号）」に協議内容を記載し添付すること。

5 交通処理計画について交通管理者と協議し、「協議簿（様式第22号）」に協議内容を記載し添付すること。

6 開発区域の規模が原則として5ha以上の開発行為及び大量の道路交通の集中・発生が予想される業務の用に供するものとする許可権者が認める建築物等に係る開発行為については、公安委員会協議を行うよう十分に配慮すること。

第3 開発許可等の申請

開発許可等（国、県等の協議を含む。）を受けようとする者は、開発許可申請書及び添付図書等を一関市長に提出しなければならない。

この場合において、開発許可申請書等には、国、県等の協議の場合を除き、第3章第3節に定める開発許可等手数料を納めなければならない。

	内容	条項	様式	提出部数
①	開発行為の許可	法第29条 ※法第34条の2	第1-1号、 第1-2号 ※第1-3号	正1部 副1部
②	開発行為の変更許可	法第35条の2 ※法第35条の2第4項において準用する法第34条の2	第2-1号 ※第2-2号	
③	開発行為の変更届出	法第35条の2	第3号	
④	地位の承継届出	法第44条	第4号	
⑤	地位の承継承認	法第45条	第5号	
⑥	開発行為の廃止	法第38条	第6号	
⑦	工事完了の検査	法第36条	第7-1号	
⑧	中間の検査（対象工事）	—	第7-2号	
⑨	工事完了の検査（公共施設）	法第36条	第8号	
⑩	工事完了前の建築承認	法第37条	第9号	
⑪	用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可	法第41条	第10号	
⑫	予定建築物以外の建築物の建築許可	法第42条 ※同条第2項	第11-1号 ※第11-2号	

備考1 ※は国、県等の行う開発行為に係る協議の場合

2 補正対応等を含む許可申請手続きを、申請者本人でなく代理者が行う場合は、申請者本人から代理者への委任状を添付すること。（委任状は、必ず委任者本人の意思に基づいて作成すること。）

第2節 開発計画に係る事前指導の手続き（昭和60年3月15日付都第685号県都市計画課長通知）

第1 目的

開発計画についての指導許認可事務に関しては、近時、ますます土地利用に対する行政需要が多様化している状況の中で、関連する各行政分野との連絡調整、地元市町村との調整等、関係者の様々な立場を整理集約して事務の処理に当たらざるを得ない面があり、相当規模以上の開発を行う場合にあっては、許認可に至るまでにかなりの時間を要する場合がある。これらは、円滑な行政の運用を確保するため必要不可欠である一方、関係方面より、円滑かつ迅速な関係事務の処理が強く求められているところである。

このため、開発計画者に対し、開発計画策定途上の適切な段階において、その申出に基づいて、関連行政分野との調整を図ったうえで事前指導を行うこととし、その手続を一般化、明確化することによって、関係事務の迅速かつ確実な処理に資するものとする。

第2 事前指導の対象

1 開発計画者から事前指導の申出のあったものを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発計画
- (2) 都市計画事業の施行として行う開発計画
- (3) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発計画
- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他これらに類する開発計画

2 なお、以下の開発計画等についても、事前指導の対象とする。（昭和63年7月25日付都第222号）

- (1) 個々の開発規模自体は法第29条の規定による開発許可を必要とする規模に満たないが、一体的な土地利用の状況を勘案すると開発許可が必要となると思われる開発計画
- (2) [略]
- (3) 法第29条第1項各号又は第2項各号に該当するものであるかどうか疑義のある開発計画

3 その他留意すべき事項

2の事前指導を行うに当たっては、事前指導申出書の様式（様式第18号）に定められた添付資料等にかかわらず、開発計画の概要、経緯等の分かる資料を必要に応じて添付すること。なお、開発計画者が特に指導を受けたい事項（開発許可の必要性の有無等）がある場合は、その内容を記載のうえ、申出書を提出して差し支えないこと。

第3 事前指導の手続き

1 事前指導の申出

開発計画者は、事前指導を受けようとするときは、一関市長に事前指導申出書（様式第18号）を提出しなければならない。

一関市においての事前指導は技術的内容に関するものとし、様式に定められた添付資料等にかかわらず、開発計画の概要、経緯等の分かる資料を必要に応じて添付すること。

内容	様式	提出先	提出部数
技術的内容に関する事前指導	第18号	一関市（建設部都市整備課）	正1部 副1部

※ ゴルフ場等大規模開発については、事前指導の申出を行う前に「ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱」（平成2年7月25日施行）に基づく事前協議を了していることが必要である。

2 開発計画の変更等

開発計画者は、事前指導に係る通知を受けた後、事前指導の内容に重大な影響を与えると認められる開発計画の内容の変更をする場合には、当該変更事項についても所要の指導を受けるものとする。

第3節 開発許可等手数料（一関市手数料条例）

区 分	摘 要	金 額	
法第29条の規定による 開発行為の許可申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建築	開発区域面積	
		0.1ha未満	13,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	32,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	58,000円
		0.6ha以上1ha未満	100,000円
		1ha以上3ha未満	160,000円
		3ha以上6ha未満	220,000円
		6ha以上10ha未満	320,000円
		10ha以上	430,000円
上記以外の開発行為	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設	開発区域面積	
		0.1ha未満	18,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	40,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	80,000円
		0.6ha以上1ha未満	140,000円
		1ha以上3ha未満	230,000円
		3ha以上6ha未満	320,000円
		6ha以上10ha未満	440,000円
		10ha以上	620,000円
上記以外の開発行為	上記以外の開発行為	開発区域面積	
		0.1ha未満	93,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	150,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	210,000円
		0.6ha以上1ha未満	280,000円
		1ha以上3ha未満	420,000円
		3ha以上6ha未満	570,000円
		6ha以上10ha未満	780,000円
		10ha以上	1,020,000円

法第35条の2による開発行為の変更許可申請	変更許可申請1件につき右欄に掲げる額を合算した額（その額が870,000円を超えるときは870,000円とする）	ア、イ、ウを合算した額
	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域面積）に応じ上記（法第29条の規定による開発行為の許可申請の場合）に規定する額に10分の1を乗じて得た額
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに係る事項（開発区域の位置、区域、規模、予定建築物等の用途、設計、工事施行者）の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ上記（法第29条の規定による開発行為の許可申請の場合）に規定する額
	ウ その他の変更	10,000円
用途地域の定めのない土地における建築物の特例許可申請（法第41条第2項ただし書関係）		48,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項ただし書関係）		27,000円

区 分	摘 要	金 額
開発許可を受けた地位 の承継の承認申請（法第 45 条関係）	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域面積が1 ha 未満のもの	1,800 円
	2 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域面積が1 ha 以上のもの	2,800 円
	3 上記以外のもの	18,000 円
開発登録簿の写しの交付申請（法第 47 条第 5 項関係）		1 枚 490 円 注 開発登録簿は、調書と土地利用計画図により組成されたもの。それぞれの枚数を問わず1セットを1枚として取り扱う。

第4節 その他の手続き

第1 完了公告前の建築（法第37条ただし書き許可申請）

様式第9号に次に掲げる資料を添付して申請するものとする。

- (1) 位置図（1/25,000以上）
- (2) 区域図（1/2,500以上）
- (3) 公図写し
- (4) 土地利用計画図（1/1,000以上）
（建築物の場合）
- (5) 配置図（建築確認申請時と同じもの）
- (6) 各階別平面図（建築確認申請時と同じもの）
- (7) 断面図（建築確認申請時と同じもの）
- (8) 立面図（建築確認申請時と同じもの）
（工作物の場合）
- (9) 敷地位置図
- (10) 構造図
（建築行為と宅地の造成工事を切り離して施行することが不適当であることが申請理由である場合）
- (11) 造成計画断面図（予定建築物の基礎構造を図示すること。）
- (12) 建築基準法施行規則第1条の3第1項第5号の1の表に掲げる基礎伏図
（開発者が国、地方公共団体又は地方公共団体が設立した土地開発公社等の場合）
- (13) 現場の現況写真
- (14) 当該開発行為に伴って整備される道路の管理予定者の承諾書（管理予定者と開発者が同一の場合は添付不要。）
- (15) 仮設防災計画図（流末排水が未完成の場合等、仮設防災計画が必要な場合のみ添付のこと。）

第2 制限形態の緩和（法第41条第2項ただし書き許可申請）

様式第10号に次に掲げる資料を添付して申請するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物の立面図（2方向以上）
- (5) 建築物の各階平面図
- (6) その他必要な図面

第3 予定建築物等以外の建築等（法第42条第1項ただし書き許可申請）

様式第11-1号に次に掲げる資料を添付して申請するものとする。

- (1) 位置図（1/25,000以上）
- (2) 区域図（1/2,500以上）
- (3) 公図写し
- (4) 土地利用計画図（1/1,000以上）
- (5) 建築物の立面図（2方向以上）
- (6) 建築物の各階平面図
- (7) 排水施設設計平面図（その他必要な図面及び水理計算書等）
- (8) 公共施設管理者協議簿（様式第22号）

第4 建築確認申請書に添付しなければならない証明書（いわゆる60条証明）の交付〔第1章II12関係〕

本県においては、建築確認申請の際の添付書類として60条証明書までは求めておらず、それぞれの許可証の写しで足りるとされているので、実質的には、市街化調整区域内の大規模な開発行為に係る許可条件としての形態制限（建蔽率、容積率及び高さ制限等）に適合していることを示す証明書の交付のみとなっている。

よって、原則として一関市での該当は無いものである。

第5 開発登録簿の閲覧及び写しの交付〔第1章II10関係〕

開発登録簿の閲覧については、一関市開発登録簿閲覧規則において規定している。

また、開発登録簿の写しの交付を申請する場合は、様式第16を提出するものとする。この場合は、第3章第3節の手数料を納めなければならない。

一関市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧の場所及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 登録簿の閲覧の場所は、建設部都市整備課とする。

(閲覧の時間等)

第3条 登録簿の閲覧の時間は、一関市の休日に関する条例(平成17年一関市条例第2号)に規定する市の休日を除き、毎日午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、登録簿の閲覧の時間を変更し、又は登録簿を閲覧に供しない日を設けることができる。この場合において、その旨あらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧票(別記様式)に所要事項を記入して、市長に閲覧の請求をしなければならない。

(登録簿の持出し禁止)

第5条 登録簿を閲覧する者は、当該登録簿の閲覧の場所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは亡失し、又はそのおそれのある者
- (3) 係員の指示に従わない者

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

開発登録簿閲覧票

年 月 日

一関市長 様

閲覧者 住所
氏名

開発許可を受けた者の氏名又は名称	
開発区域に含まれる地域の名称	
閲覧の理由	
※ 受付処理欄	

第6 開発許可申請等に係る標準処理期間

区 分	標準処理期間
1 開発許可申請に係るもの	35 日
2 建築許可申請に係るもの	26 日
3 地位承継承認申請に係るもの	16 日
4 技術的内容に関する事前指導に係るもの	40 日

1 各申請については、次のとおりである。

(1) 「開発許可申請に係るもの」

法第 29 条に基づく許可、第 34 条の 2 に基づく協議、第 35 条の 2 第 1 項に基づく許可、第 35 条の 2 第 4 項において準用する第 34 条の 2 に基づく協議

(2) 「建築許可申請に係るもの」

法第 37 条第 1 号に基づく承認、第 41 条第 2 項ただし書に基づく許可、第 42 条第 1 項ただし書に基づく許可

(3) 「地位承継承認申請に係るもの」

法第 45 条に基づく承認

2 「標準処理期間」とは、申請を行った後に、申請者側から当該内容の変更がない場合の通常要すべき期間であること。（申請書の不備その他各機関の責めに帰することのない事由により変動する期間は含まれない。）

3 当該期間は、期間の目安を定めたものであり、申請者に対して期間内での処理を受ける権利を付与するものではないこと。

4 当該期間には、申請書の不備により補正するための期間及び休日（土曜日及び日曜日等）は算入されないものであること。

5 当該期間については、申請書を受付した日の翌日から起算するものであること。

6 大規模開発その他他法令による調整が多岐にわたる内容のもの等は、本期間の対象案件からは除かれるものであること。

7 その他標準処理期間の取扱いについては、開発許可申請等に係るものと同様であること。

別紙1 開発許可申請添付図書一覧表

	1) 自己用の 建築物又は第一種特定工作物			2) 自己用の 第二種特定工作物			3) 非自己用の 建築物又は第一種特定工作物			4) 非自己用の 第二種特定工作物		
	3,000㎡以上 20ha未満	20ha 以上	40ha 以上	3,000㎡以上 20ha未満	20ha 以上	40ha 以上	3,000㎡以上 20ha未満	20ha 以上	40ha 以上	3,000㎡以上 20ha未満	20ha 以上	40ha 以上
申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開発区域位置図(1/25,000)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開発区域区域図(1/2,500)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票(法人の登記事項証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金計画書	居住用以外の 1ha以上 ○	○	○	1ha以上 ○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計説明書	←(居住用を除く)→ ○ ○ ○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
求積図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路管理者協議書		○	○		○	○	○	○	○		○	○
道路管理者同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公園管理者協議書							○	○	○			
水路管理者協議書		○	○		○	○		○	○	○	○	○
水路管理者同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水路権利者同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防水利協議書							○	○	○	○	○	○
消防水利同意書	←(居住用を除く)→ ○ ○ ○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定外道水路同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
義務教育施設設置義務者協議書		○	○		○	○		○	○		○	○
水道事業者等協議書		○	○		○	○		○	○		○	○
電気・ガス事業者協議書			○			○			○			○
JR 地方鉄道 軌道経営者協議書			○			○			○			○
土地権利者同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計者の資格を証するもの	1ha以上 ○	○	○	1ha以上 ○	○	○	1ha以上 ○	○	○	○	○	○
施行能力を証するもの	居住用以外の 1ha以上○	○	○	1ha以上 ○	○	○	○	○	○	1ha以上 ○	○	○
申請者の實力信用を証するもの	居住用以外の 1ha以上○	○	○	1ha以上 ○	○	○	○	○	○	○	○	○
現況図(1/2,500)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地利用計画図(1/1,000)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画平面図(1/1,000)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画断面図(1/1,000)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水施設計画平面図(1/500)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給水施設計画平面図(1/500)	←(居住用を除く)→ ○ ○ ○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
がけ、擁壁の平面図(1/50)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
擁壁の構造計算書(注6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地盤の安定計算書(注7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地及びその状況を明らかにする写真(注8)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防火水槽構造図等	←(居住用を除く)→ ○ ○ ○			○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) 設計図面等については、必要に応じ追加するものとする。
- (注2) 土地権利者同意書の捺印は登録印（実印）とし、印鑑証明書（コピー不可）を添付すること。
- (注3) 「令」とは都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）を、「則」とは都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）をいうものであること。
- (注4) 「施行能力を証するもの」「申請者の資力信用を証するもの」について、宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域内である場合は、面積や自己・非自己の別によらず添付すること。
- (注5) 「擁壁の構造計算書」について、宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域内であり、かつ擁壁を設置する場合は、面積や自己・非自己の別によらず添付すること。
- (注6) 「地盤の安定計算書」について、宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域内であり、かつ安定計算が必要な場合若しくは崖に擁壁を設置しない場合は、面積や自己・非自己の別によらず添付すること。
- (注7) 「土地及びその状況を明らかにする写真」について、宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域内である場合は、面積や自己・非自己の別によらず添付すること。

別紙2 設計図書等の作成要領

添付 順序	図書の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	開発区域位置図	1 方位 2 地形 3 開発区域の位置 4 主要交通機関からの経路	1/25,000 以上	都市計画図を使用すること。 (小規模なものはカラーコピーで可)
2	開発区域区域図	1 方位 2 開発区域の境界 (赤線で囲む) 3 開発区域を明示するために必要な範囲内において県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、用途地域界等を記入のこと。 4 区域外の敷地が接する道路、接続道路、進入路の幅員及び名称	1/2,500 以上	小規模な開発では現況図と兼ねてもよい。 (住宅地図のコピーは不可。1/2,500程度の都市計画図を使用すること。)
3	現 況 図	1 方位 2 地形 3 開発区域の境界 (赤線で囲む) 4 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設 5 樹木又は樹木の集団及び切土、盛土を行う部分の表土の状況	1/2,500 以上	1 等高線は2mの標高差を示すものであること。 2 樹木又は樹木の集団、表土の状況については、開発区域が1ha以上の場合記載のこと。 3 公共用地は次により着色のこと。 公道——赤 水路——青
4	公 図 の 写 し	1 方位 2 開発区域の境界 (赤線で囲む) 3 市町村の区域内の町又は字の境界 4 工区界 5 区域外施行区域の境界 (橙線で囲む)		1 表示範囲は開発区域及び開発区域周辺部とする。 2 法務局が交付した公図の写し (原本) 3 公共用地は次により着色のこと。 公道——赤 水路——青
5	設 計 説 明 書	1 設計の方針 2 開発区域内の土地の現況 3 土地利用計画 4 公共施設の整備計画		別紙3の記載例による。

添付 順序	図書の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考																
6	土地利用計画図	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 工区界 4 公共施設の位置、形状 5 予定建築物の敷地の形状 6 敷地に係る予定建築物の用途 7 公益施設の位置、形状 8 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 9 道路の幅員（接続道路の場合は名称も） 10 区域外施行区域の境界（橙線で囲む） 11 既存開発完了区域がある場合はその区域（ハッチングのうえ開発許可日、許可番号、完了公告日、告示番号を記入） 12 放流先の位置及び名称 13 各区画ごとの面積 14 凡例 ※ 等高線等は消して最終形で作成すること。	1/1,000 以上	1 この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示し、申請書の他に1部提出すること。 2 大規模開発で一葉の図面に収まらない場合は、必ず別途に小縮尺の図面を用い一葉の図面に収めたものを添付すること。 3 予定建築物の用途は、住宅、共同住宅、店舗、工場等と具体的に各敷地ごとに記入すること。 ※ A2～A3版程度の縮小図も添付すること。 4 公共施設については次により着色のこと。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>道 路</td> <td>茶</td> <td>消防施設</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>公 園</td> <td>緑</td> <td>公益施設</td> <td>紫</td> </tr> <tr> <td>緑地広場</td> <td>黄緑</td> <td>宅 地</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>排水施設</td> <td>青</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 自己用で水路占用許可をとり利用する場合は暗渠を明示のうえ適宜着色のこと。（占用部分はハッチング）	道 路	茶	消防施設	赤	公 園	緑	公益施設	紫	緑地広場	黄緑	宅 地	黄	排水施設	青		
道 路	茶	消防施設	赤																	
公 園	緑	公益施設	紫																	
緑地広場	黄緑	宅 地	黄																	
排水施設	青																			
7	造成計画平面図	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 切土又は盛土の色別 4 がけ又は擁壁の位置及び形状 5 道路の位置、形状、幅員及び勾配 6 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 7 縦、横断線の位置、記号 8 工区界 9 宅地の境界高 10 凡例	1/1,000 以上	1 切盛土の別を次により着色のこと。 切土——赤 盛土——青 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示する。 3 平坦地で小規模開発の場合は、排水計画平面図を兼ねてもよい。 4 大規模開発等で一葉の図面に収まらない場合は、必ず別途に小縮尺の図面を用い一葉の図面に収めたものを添付すること。 5 開発区域面積5ha未満の場合は道路計画平面図を兼ねてよい。																
8	造成計画断面図	1 造成計画平面図中7番の番号 2 切土又は盛土する前後の地盤高 3 地盤高、計画高 4 切土又は盛土の区別（色別） 5 表土保全の構造 6 開発区域の境界、工区界 7 法面勾配、法面保護方法	1/1,000 以上	高低差（地盤高と計画高の差）の著しいところについて作成すること。																

添付 順序	図書の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
9	道路計画平面図	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 道路の位置、形状 4 道路の幅員、勾配、延長 5 道路中心線、測点 6 隅切半径、隈切長 7 曲線半径 8 街路樹の位置 9 交通安全施設の位置	1/1,000 以上	開発区域面積5ha 以上の場合は必ず添付すること。
10	道路縦断面図	1 道路記号、計画高、地盤高、勾配、縦断曲線 2 切土、盛土の区別（着色）	縦 1/200 以上 横 1/500 以上	幹線道路及び主要区画街路について添付のこと。
11	道路断面構造図	1 幅員構成 2 横断勾配 3 舗装断面 4 排水施設の位置、形状 5 埋設管の位置及び形状	1/50 以上	幅員、構造別に表示すること
12	排水施設計画平面図	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 排水区域の区域界 4 排水施設の位置、種類、材料形状、のり寸法、勾配、水の流れの方向 5 吐口の位置 6 放流先の名称 7 排水施設の構造 8 集水系統ブロック別の色分及び記号 9 放流先水路までの形状、寸法 10 終末処理場を設ける場合は位置形状 11 凡例	1/500 以上	排水施設の記号及び集水路線のブロック区分は、流量計算書と合わせること。
13	排水縦断面図	1 人孔の種類、形状、位置 2 人孔間隔 3 排水渠の勾配、管径、土被管底高	縦 1/200 以上 横 1/500 以上	
14	流末水路構造図	1 放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと。） 2 放流口の排水施設の構造詳細図	1/50 以上	
15	排水施設構造図	1 開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水柵、吐口等	1/50 以上	

添付 順序	図書の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
16	給水施設計画平面図	1 給水施設の位置、形状、内のり寸法、 勾配及び取水方法 2 消火栓、防火水槽等の位置	1/500 以上	1 住居用開発の場合は必要なし 2 排水施設計画平面図にまとめて図示 してもよい。
17	がけ、擁壁の断面 図	1 がけの高さ勾配及び土質（土質の種類 が2層以上のときは各々の土質及びその 地層の厚さ） 2 がけ面保護の方法 3 擁壁の寸法及び勾配 4 擁壁の材料の種類及び寸法 5 裏込コンクリートの寸法 6 透水層の位置及び寸法 7 擁壁を設置する前後の地盤高 8 水抜穴の材料、寸法間隔 9 基礎地盤の土質 10 基礎工（基礎ぐい等）の位置、材料及 び寸法	1/50 以上	切土をした土地の部分に生ずる高さが 2mを超えるがけ、盛土をした土地の部 分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は 切土と盛土とを同時にした土地の部分に 生ずる高さが2mを超えるがけについて 作成すること。
18	求積図、新旧公共 施設求積図、開発 区域求積図、区画 割求積図	1 既存及び新設の公共施設の求積図表 2 開発区域全体の求積図表 3 各宅地の求積図表	1/500 以上	1 求積は実測によること。 2 求積方法は三斜法（算式明示）又は 座標計算によること。
19	防災工事計画平面 図	1 方位 2 地形（等高線等） 3 計画道路線 4 防災施設の位置、形状、寸法名称 5 段切位置 6 表土除去位置 7 流土計画 8 工事中の雨水排水系統 9 凡例	1/1,000 以上	開発地が山地で大規模の場合に作成す る。
20	防災施設構造図	1 防災工事において設置させる施設の詳 細図	1/50 以上	開発地が山地で大規模の場合に作成す る。
21	その他の構造図	1 終末処理施設を設ける場合に終末処理 施設設計図 2 防火水槽構造図 3 防護柵、橋梁等の構造図 4 公園等に施設を設ける場合の配置及び 構造図 5 その他必要と思われる構造図		

添付 順序	図書の名称	明示すべき事項	縮 尺	備 考
22	構造計算書	1 鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物		国土交通省大臣認定擁壁を使用し、安定計算書を省略する場合は、認定書の写しを添付すること。（認定書に有効期限が追記されていない場合は、工場認定証明書も添付すること。）
23	水理計算書	1 水理計算により排水施設、下水道、防災施設等の構造を決める。		
24	土質調査書及び地盤改良計画書	1 軟弱地盤及び大規模盛土地造成地を含む場合、添付のこと。		
25	その他の添付図書	1 樹木の保存、表土の保全の行為が生ずる場合、開発行為前の現況写真を添付のこと。		写真は設計説明書のその他の欄に貼ること。

注意事項

- 1 図書の大きさは、すべてA4版とすること。
- 2 設計図書は、すべて設計者が記名すること。

設 計 説 明 書

1. 設計の方針

・住区街区の構成

開発区域は全体でおおむね1近隣分区を構成する計画である。

開発区域内は中央部の幅員9mの道路によって区域外の都市計画道路〇〇線と連絡し、また幅員6～8mの区画道路によって30街区に分割する。1街区は平均20戸の戸建住宅用地に分割し、各敷地の平均規模は250㎡とする。

・公益的施設の整備方針

開発区域の中央付近に区域内の居住者の利便を図るため1.2haのセンター部分を取り、ここに購買施設、医療施設及び幼稚園の用地を確保し、当該目的で建築を行う予定者を特定して譲渡する。購買施設は開発者が建築し、譲渡する。学校は開発区域より約1.2km南東にある〇〇小学校を利用するものとする。

2. 開発区域内の土地の現況

	宅 地	農 地	山 林	その他	計
第1工区	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)
第2工区	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)
第3工区	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)
合 計	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (%)	㎡ (100%)
その他特記すべき事項					

3. 土地利用計画

土地利用区分		面 積	比 率	施工者	管理者	用地帰属	備 考
住 宅 用 地		㎡	%	開発者	開発者	開発者	
公共的 施設用地	商業施設用地	㎡	%				店舗
	教育施設用地	㎡	%				
	その他の公益的施設用地	㎡	%				
公共用地	道路用地	㎡	%	開発者	一関市	一関市	市道
	公園緑地用地	㎡	%	開発者	開発者	開発者	緑地
	その他の公共施設用地	㎡	%	開発者	一関市	一関市	農業用水路
		㎡	%	開発者	一関市	一関市	消防水利
合 計		㎡	100.00%				

(参考)

街区番号	面積	住宅等の敷地数	戸当平均面積	予定建築物の用途等
1	m ²	区画	m ² /戸	一戸建専用住宅
2	m ²	区画	m ² /戸	〃
:	:	:	:	:
住宅用地計	m ²	区画	m ² /戸	
:	:			
公共的施設用地計	m ²			
合計	m ²			住宅用地、公共的施設用地の合計

4. 公共施設の整備計画

・道路⇄

番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考
1-1	m	m	m ²	一関市	一関市	市道〇〇線の拡幅整備
2-1	m	m	m ²	開発者	開発者	
:	:	:	:	:	:	
法部分	—	—	m ²			
合計	—	—	m ²			

・公園等

番号	面積	管理者	用地の帰属	備考
1	m ²	一関市	一関市	〇〇公園
2	m ²	開発者	開発者	緑地
3	m ²	開発者	開発者	緑地
合計	m ²			

・排水施設

(1) 雨水排水

- ・雨水は開発区域内の既存の水路を改修し、一部をこれに放流するとともに、別に〇〇川に放流する。
管渠の断面、勾配等は別掲

(2) 汚水排水

- ・開発区域内は分流式とし、汚水は〇〇市公共下水道に排出する。なお、排水施設は、〇〇市公共下水道として〇〇市が管理するものとする。

5. その他

- (1) 給水施設
- (2) 消防水利
- (3) 宅地の安全性
- (4) 交通計画
- (5) 樹木の保存及び表土の保全
- (6) 緩衝帯
- (7) 他法令の規制

別紙4 標識の掲出

開発許可を受けたときは、許可日の翌日から工事完了公告の日まで下表の標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲出してください。

90センチメートル		80 センチメートル	
開 発 許 可 標 識	許 可 番 号 許 可 年 月 日		一関市指令都第〇〇〇号 年 月 日
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
開発区域に含まれる地域の 名称			
開 発 区 域 の 面 積			
開 発 許 可 を 受 け た 者 住所・氏名	電話 ()		
工 事 施 工 者 住所・氏名	電話 ()		
設 計 者 氏 名			
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	電話 ()		
この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、 一関市建設部都市整備課に備えてある開発登録簿をご覧ください。			

※ 開発行為の変更許可を受けたり、軽微な変更の届出を行った場合は、当該変更に係る事項について修正を行ってください。

開発許可申請添付書類チェックリスト

担当者 職・氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目(明示すべき事項等)	適否	備考
共通事項	図書の大きさはA4判となっているか		
	設計図書に設計者の記名がされているか		
申請書	申請年月日が記載されているか		
	申請者の住所(略さず正確に)氏名が記載されているか		
	開発区域に含まれる地域の名称		
	地番順に並んでいるか		
	地番の記載漏れはないか(公図写しと照合)		
	一筆の一部を開発区域とするものは「〇〇番〇の一部」と記載されているか		
	認定外道路や水路を見落としていないか		
	開発区域の面積		
	求積図と整合しているか		
	m ² 単位で小数点以下第2位まで記載されているか		
	実測値と登記簿とで整合しない場合は、実測値(権利者が境界立会したもの)として いるか		
	設計説明書、同意書等、申請書中で整合しているか		
	予定建築物等の用途		
	予定建築物等はすべて記載されているか(土地利用計画図等と照合)		
	表現は適切か(店舗でも飲食店と物販店は異なる)		
	用途地域に適合した建築物か		
	既存建築物を含めているか		
	工場の場合は何の工場かカッコ書きで具体的に記載されているか		
	工事施工者住所名称が記載されているか(原則、公共団体等以外の場合、未定は不可)		
	工事着手予定年月日は記載されているか(「許可の日から」と記載するのが望ましい)		
	工事完了予定年月日は記載されているか		
工事完了予定年月日は余裕のある日となっているか(延長する場合、変更届出が必要)			
自己の住居用、自己の業務用、非自己用のいずれかが記載されているか			
変更許可申請の場合、当初許可の日付と許可指令番号がその他必要な事項に記載 されているか			
他の土地利用規制に係る法令の規制区域に該当する場合はその手続き状況について確認			
農地転用許可、林地開発許可等の進捗状況を確認			
関係各部・各課等からの意見がある場合は、その手続き状況について確認			
手数料	一関市手数料条例で定められた手数料が納付されているか		
開発区域位置図	縮尺1/25,000以上か		
	方位が明示されているか		
	地形が明示されているか		
	開発区域の位置が明示されているか		
	主要交通機関からの経路が明示されているか		
	都市計画図が使用されているか(小規模なものはカラーコピーで可)		
開発区域区域図 (小規模な開発では現況図と兼ねてもよい)	縮尺1/2,500以上か		
	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	開発区域を明示するに必要な範囲内において県界、市町村界、市町村の区域内の町 又は字の境界、都市計画区域界、用途地域界等が明示されているか		
	区域外の敷地が接する道路、接続道路、進入路の巾員及び名称が明示されているか 住宅地図のコピーではないか(住宅地図のコピーは不可。1/2,500程度の都市計画図 を使用)		

	都市計画道路などの計画が付近にある場合、明示されているか		
	隣接区域に既開発区域がある場合、明示されているか		
現況図	縮尺1/2,500以上か		
	方位が明示されているか		
	地形が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設が明示されているか		
	樹木又は樹木の集団及び切土、盛土を行う部分の表土の状況が明示されているか(1ha以上の場合)		
	等高線は2mの標高差を示すものであるか		
	公共用地について、公道は赤、水路は青で着色されているか		
	着色は区域内のみでなく周辺部も着色されているか		
公図の写し	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	区域内の町又は字の境界が明示されているか		
	工区界が明示されているか		
	区域外施行区域の境界(橙線で囲む)が明示されているか		
	開発区域及び開発区域周辺部が明示されているか		
	法務局の公図の写しで使用されているか(コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可)		
	公共用地について、公道は赤、水路は青で着色されているか		
	着色は区域内のみでなく周辺部も着色されているか		
	開発区域の形状が公図と現況とで一致しない場合、隣接する関係権利者立会の上で開発区域を確定しているか(場合によっては一筆測量図や立会確認図を添付)		
	公図が数葉に分かれている場合、集成図が添付されているか		
土地登記事項証明書	開発区域、区域外施行区域すべての土地について添付されているか		
	開発区域内に既存建築物がある場合、建物登記事項証明書(未登記建物の場合は資産証明書)が添付されているか		
	コピーではないか(コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可)		
	申請日から3カ月以内に発行されたものが添付されているか		
住民票 (法人の登記事項証明書)	コピーではないか(コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可)		
	申請日から3カ月以内に発行されたものが添付されているか		
資金計画書 (非自己用及び1ha以上の自己の業務用の場合添付)	工事完了後に発生する宅地処分収入等を用地費及び工事費等に見込んでいないか		
	宅地処分収入等を過大に見積もっていないか		
	年度別資金計画が添付されているか(複数年度にわたる場合)		
設計説明書 (自己の居住用を除くすべての場合添付)	設計の方針が記載されているか		
	開発区域内の土地の現況が記載されているか		
	土地利用計画が記載されているか		
	公共施設の整備計画が記載されているか		
	排水処理方法が記載されているか		
	汚水雑排水の放流許可を建築確認申請時に申請する場合(自己用もしくは非自己用で集中処理を行わないもののみ認められる)、その旨記載されているか		
	公共施設の管理者、用地の帰属先、面積が正確か(同意書、求積図等と照合)		
	公園等の有効面積は「一関市開発許可の手引き」の基準をクリアしているか		
	敷地が接する道路(政令25条2号)がどの道路であるか記載されているか(接続道路(政令25条4号)がある場合は接続道路も)		
	「地盤沈下等の災害を防止するため必要な措置が講ぜられるよう設計が定められているか」を確認できる資料が添付されているか		
	概ね30cm以下の厚さの層に分けて締め固めることが記載されているか(盛土を行う場合)		
	開発者として現場条件(地質、土質、地下水位等)をどのように評価しているか記載されているか		

協議書・同意書	同意日付が記載されているか			
	同意書の同意内容が不明の場合、協議書のコピーが添付されているか			
	同意書の詳細内容が不明の場合、協議・打合せ記録簿等が添付されているか			
	土地・建物権利者の同意書は原本が添付されているか			
	開発者あての同意書になっているか(法人の場合、宛先が社長等の個人になっていないか)			
	新設する公共施設の管理、用地の帰属、面積等が確認できる同意書(協議書の場合、協議の経過を確認できる資料)が添付されているか			
	(道路)	開発区域内にある既存の道路、開発区域の敷地に接する道路(接続道路がある場合は接続道路も)、開発行為の実施に伴って変更又は廃止される道路の同意書が添付されているか(区域外施行については、道路法第24条による道路工事施工承認申請書でも可)		
	(河川・水路等)	一次放流先(河川その他の公共施設としての排水施設に接続していることが望ましい)の水路管理者の放流に係る同意書が添付されているか		
		農業用水路の場合、土地改良区や水利権者の同意書が添付されているか(必須ではない)		
		開発区域内にある既存の水路、開発行為の実施に伴って変更又は廃止される水路の同意書が添付されているか		
	(消防)	消防水利について消防本部の同意書が添付されているか		
	(赤線・青線)	認定外道路(赤線)、水路(青線)の同意書が添付されているか		
		赤線・青線の改廃を行う場合は、これまで利用してきている者の同意を得ているか(利用者同意書を求める場合もある)		
	(上水道)	非自己用及び20ha以上の開発行為の場合、同意書(協議書の場合、協議の経過を確認できる資料)が添付されているか(給水が可能か確認できるか)		
(土地権利者)	開発区域及び区域外施行区域に係る土地登記事項証明書の所有者及びその他の権利(抵当権、地上権等)者全員(法定は2/3以上)の同意書(コピー不可)が添付されているか			
	印鑑証明書が添付されているか(コピー不可)			
	実印で押印されているか(印鑑証明書と照合)			
	権利者の住所が土地登記事項証明書、同意書、印鑑証明で異なる場合、住所の移動を証する書面(戸籍附票の写し、住民票)が添付されているか			
	登記事項証明書の権利者が死亡している場合、相続関係を証する書面(戸籍謄本等)、相続関係説明図、相続人全員の同意書、印鑑証明書が添付されているか			
	開発区域に建築物がある場合、土地権利者と同様に同意書、印鑑証明書が添付されているか			
	開発協議及び一関市が行う開発行為については、権利者一覧表(同意率を明示)が添付されているか			
設計者資格 (1ha以上の場合添付)	資格を有することを証明する書面(卒業証明書(原則として原本)又は卒業証書の写し等)が添付されているか			
	実務経験年数を確認できる経歴書が添付されているか			
(注)	開発区域20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計図書を作成した経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者であることを証する書類(20ha以上の場合)			
施工能力 (非自己用及び1ha以上の自己の業務用の場合添付)	法人の登記事項証明書が添付されているか			
	事業経歴書が添付されているか			
	建設業許可証明書が添付されているか			
	(注)	当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して、当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があるか		
	施工計画書が添付されているか(必要な場合)			

資力信用 (非自己用及び1ha以上の自己の業務用の場合添付) (注)	法人の登記事項証明(個人申請の場合は住民票)が添付されているか		
	資産状況を示す書類(残高証明書又は融資証明書)が添付されているか(コピー不可)		
	役員の履歴書、過去の事業実績等を記載した書類(納税証明書、事業経歴書)等が添付されているか(必要な場合)		
	資金計画書の支出相当分の資金力があるか(資産状況を示す書類で確認)		
	公共団体等の場合、予算書の写しが添付されているか(開発協議及び一関市が行う開発行為は不要)		
	信用があるか(法人の登記事項証明で確認)		
土地利用計画図	縮尺1/1,000以上か		
	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	工区界が明示されているか		
	公共施設の位置、形状が明示されているか		
	予定建築物の敷地の形状が明示されているか		
	敷地に係る予定建築物の用途が明示されているか		
	公益施設の位置、形状が明示されているか		
	樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状が明示されているか		
	道路の幅員(接続道路の場合は、名称も)が明示されているか		
	区域外施行区域の境界(橙線で囲む)が明示されているか		
	既存開発完了区域がある場合はその区域(ハッチングのうえ開発許可日、許可番号、完了公告日、告示番号を記入)が明示されているか		
	放流先の位置及び名称が明示されているか		
	各区画の面積が明示されているか		
	凡例が明示されているか		
	等高線等は消して最終形で作成されているか		
	公共施設について、道路は茶、公園は緑、緑地広場は黄緑、排水施設は青、消防施設は赤、公共施設は紫、宅地は黄で着色されているか		
	自己用で水路占用許可をとり利用する場合は暗渠を明示の上、適宜着色されているか(占用部分はハッチング)		
	他の図面と相違がないか		
	経年変化で色が飛ぶもの(ラインマーカー等)で着色していないか		
	道路、水路、公園、緑地等の着色は公共施設として位置づけるもののみ行われているか		
	傾斜が30°以上あるいは短辺が3m未満の部分を緑地としていないか		
	公共施設として位置づけられた施設は他の用途に利用できないことを理解しているか		
開発区域はすべて着色されているか			
特に利用しない部分は「未利用地」等の表現により凡例を指定し、着色されているか			
道路幅員(接続道路等も含む)、道路・水路等の名称、消防施設、予定建築物の配置(非自己用では建築物の用途の記載のみで可)、宅地割、造成後の土地の形状、工区界、緩衝帯の幅員がそれぞれ明確に表示されているか			
造成完了後の図面(工事着手前のコンターが消えている)か			
造成計画平面図	縮尺1/1,000以上か		
	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	切土又は盛土の色別が明示されているか		
	がけ又は擁壁の位置及び形状が明示されているか		
	道路の位置、形状、幅員及び勾配が明示されているか		
	樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状が明示されているか		
	縦、横断線の位置、記号が明示されているか		

	工区界が明示されているか		
	宅地の境界高が明示されているか		
	凡例が明示されているか		
	切土・盛土の表示、着色が断面図と一致しているか		
	区域外施行区域に切土・盛土がある場合、その部分が着色されているか		
	盛土を行う場合、概ね30cm以下の厚さの層に分けて締め固めることが記載されているか(設計説明書に記載しない場合)		
	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがある場合、その部分が明示されているか		
	大規模開発等で一葉の図面に収まらない場合、別途に小縮尺の図面を用い一葉の図面に収めたものが添付されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
造成計画断面図 (高低差(地盤高と計画高の差)の著しいところについて作成)	縮尺1/1,000以上か		
	造成計画平面図中の横断線の記号・番号が明示されているか		
	切土又は盛土する前後の地盤高が明示されているか		
	地盤高、計画高が明示されているか		
	切土又は盛土の区別(色別)が明示されているか		
	表土保全の構造が明示されているか		
	開発区域の境界、工区界が明示されているか		
	法面勾配、法面保護方法が明示されているか		
	切土・盛土の表示、着色が平面図と一致しているか		
	区域外施行区域に切土・盛土がある場合、その部分が着色されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
道路計画平面図 (5ha以上の場合必ず添付)	縮尺1/1,000以上か		
	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	道路の位置、形状が明示されているか		
	道路の幅員、勾配、延長が明示されているか		
	道路中心線、測点が明示されているか		
	隅切り半径、隅切り長が明示されているか		
	曲線半径が明示されているか		
	街路樹の位置が明示されているか		
	交通安全施設の位置が明示されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
道路縦断面図 (幹線道路、主要区画道路について添付)	縮尺縦1/200以上、横1/500以上か		
	道路記号、計画高、地盤高、勾配、縦断曲線が明示されているか		
	切土、盛土の区別(着色)が明示されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
道路断面構造図	縮尺1/50以上か		
	幅員構成が明示されているか		
	横断勾配が明示されているか		
	舗装断面が明示されているか		
	排水施設の位置、形状が明示されているか		
	埋設管の位置及び形状が明示されているか		
	幅員、構造別に表示されているか		
基準を満たした設計となっているか			
排水施設計画平面図	縮尺1/500以上か		
	方位が明示されているか		
	開発区域の境界(赤線で囲む)が明示されているか		
	排水区域の区域界が明示されているか		

	排水施設の位置、種類、材料形状のり寸法、勾配、水の流れの方向が明示されているか		
	吐口の位置が明示されているか		
	放流先の名称が明示されているか		
	排水施設の構造が明示されているか		
	集水系統ブロック別の色分及び記号が明示されているか		
	放流先水路までの形状、寸法が明示されているか		
	終末処理場を設ける場合は位置形状が明示されているか		
	凡例が明示されているか		
	排水施設の記号及び集水路線のブロック区分は流量計算書と合っているか		
	基準を満たした設計となっているか		
下水縦断面図	縮尺縦1/200以上、横1/500以上か		
	人孔の種類、形状、位置が明示されているか		
	人孔間隔が明示されているか		
	排水渠の勾配、管径、土被管底高が明示されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
流末水路構造図	縮尺1/50以上か		
	放流先の水路、河川の構造詳細図(常水面も表示のこと)が明示されているか		
	放流口の排水施設の構造詳細図が明示されているか		
排水施設構造図	縮尺1/50以上か		
	開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等が明示されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
給水施設計画平面図 (非自己用及び自己 の業務用の場合添 付)	縮尺1/500以上か		
	給水施設の位置、形状、内のり寸法、勾配及び取水方法が明示されているか		
	消火栓、防火水槽等の位置が明示されているか		
がけ、擁壁の断面 図 (切土2m、盛土1 m、切盛土2mを 超えるがけがある 場合添付)	縮尺1/50以上か		
	がけの高さ勾配及び土質(土質の種類が2層以上のときは各々の土質及びその地層の厚さ)が明示されているか		
	がけ面保護の方法が明示されているか		
	擁壁の寸法及び勾配が明示されているか		
	擁壁の材料の種類及び寸法が明示されているか		
	裏込コンクリートの寸法が明示されているか		
	透水層の位置及び寸法が明示されているか		
	擁壁を設置する前後の地盤高が明示されているか		
	水抜穴の材料、寸法間隔が明示されているか		
	基礎地盤の土質が明示されているか		
	基礎工(基礎ぐい等)の位置材料及び寸法が明示されているか		
	断面図に開発区域界が明示されているか(開発区域界に擁壁を築造する場合)		
	擁壁(基礎も含む)が開発区域外にはみ出していないか		
	基準を満たした設計となっているか		
求積図、新旧公共 施設求積図、開発 区域求積図、区画 割	縮尺1/500以上か		
	既存及び新設の公共施設(緑地等も含む)の求積図表が明示されているか		
	開発区域全体の求積図表が明示されているか		
	各宅地の求積図表が明示されているか(敷地分割を行う場合)		
	区域外施行区域の求積図表が明示されているか(区域外施行を行う場合)		
	工区別の求積図表が明示されているか(工区分割を行う場合)		
	求積は実測で行っているか		
	求積方法は三斜法(算式明示)または座標計算で行っているか		
	三斜求積の場合、数値が正しいか(スケールで確認)		
	図面と計算とで値が異なっていないか(計算ミスがないか)		

	設計説明書、各種平面図、同意書等と数値が合っているか		
防災工事計画平面図 (開発地が山地で大規模の場合添付)	縮尺1/1,000以上か		
	方位が明示されているか		
	地形(等高線等)が明示されているか		
	計画道路線が明示されているか		
	防災施設の位置、形状、寸法名称が明示されているか		
	段切位置が明示されているか		
	表土除去位置が明示されているか		
	流土計画が明示されているか		
	工事中の雨水排水系統が明示されているか		
	凡例が明示されているか		
基準を満たした設計となっているか			
防災施設構造図 (開発地が山地で大規模の場合添付)	縮尺1/50以上か		
	防災工事において設置させる施設の詳細図が添付されているか		
	基準を満たした設計となっているか		
その他の構造図	終末処理施設を設ける場合、その設計図が添付されているか		
	防火水槽を設ける場合、その構造図が添付されているか		
	防火水槽構造図が消防同意の内容と整合しているか		
	防護柵、橋梁等がある場合、その構造図が添付されているか		
	公園等に施設を設ける場合、その配置及び構造図が添付されているか		
	その他必要と思われる構造図はないか		
構造計算書	鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物がある場合、その計算書(支持地盤、安定、構造)が添付されているか		
	大臣認定擁壁を使用する場合、認定証の写し及び支持地盤に問題がないことを証する書面が添付されているか(認定条件以外の使用の場合(逆向き等)は、安定及び構造計算の添付が必要)		
	基準を満たした設計となっているか		
水理計算書	排水施設、下水道、防災施設等がある場合、その計算書が添付されているか		
	将来的な舗装の有無を考慮した上で設計を行っているか		
	基準を満たした設計となっているか		
	浸透処理を行う場合、「雨水浸透施設技術指針(案)」(社団法人雨水貯留浸透技術協会)に基づき設計されているか		
	宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム(高さ15m未満)による調節池を築造する場合は、日本河川協会「防災調節池技術基準(案)」により設計されているか		
	大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調整池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、日本河川協会「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)」により設計されているか		
土質調査書及び地盤改良計画書	軟弱地盤及び大規模盛土造成地を含む場合、添付されているか		
	土質調査結果を踏まえ、基準を満たした設計となっているか		
その他の添付図書	開発行為前の現況写真が設計説明書のその他の欄に貼られているか(樹木の保存、表土の保全の行為が生ずる場合)		

(注) 開発区域が、宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域内の場合は、設計者資格、施工能力、資力信用の書類の必要要件に注意すること。詳細は各審査基準を参照のこと

開 発 行 為 許 可 申 請 書

(都市計画区域内)

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。		
<p>年 月 日</p> <p>一関市長 様</p> <p>許可申請者住所 氏名</p> <p>連絡先</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 一関市指令都第 号	

(A4)

備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項許可を受けたものとみなされます。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。

3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4 ※印のある欄は記載しないこと。

5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

(都市計画区域外)

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。		
<p>年 月 日</p> <p>一関市長 様</p> <p>許可申請者住所 氏名</p> <p>連絡先</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 一関市指令都第 号	

(A4)

- 備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。 年 月 日 一関市長 様 協議者住所 名称 連絡先		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号	
※ 協 議 の 成 立 の 文 書 番 号	年 月 日 都第 号	

(A4)

- 備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

誓 約 書

	<p>暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないことを誓約します。</p>
	<p>役員のうち暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がいないことを誓約します。 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配していないことを誓約します。</p>

個人の場合は上段に、法人の場合は下段に○を記入する。

年 月 日

申請者

一関市長 様

役員等一覧表

年 月 日

役員等の氏名等				
役職名等	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	住所

- 1 法人に対し、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者について記載すること。
- 2 「都市計画法第33条第1項第12号の規定の運用について」（令和5年6月19日付け国都計第44号国土交通省都市局都市計画課長通知）に則り、岩手県警察本部に照会する場合があります。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 一関市長 様 許可申請者住所 氏名 連絡先		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 一関市指令都第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 都第 号
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 一関市指令都第 号

(A4)

- 備考1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 変 更 協 議 書

<p>都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議をします。</p> <p>年 月 日 一関市長 様</p> <p>協議者住所 名称</p> <p>連絡先</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 協 議 成 立 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 都 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 都 第 号
※ 変 更 の 協 議 の 成 立 の 文 書 番 号		年 月 日 都 第 号

(A4)

備考1 ※印のある欄は記載しないこと。

- 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 4 「開発協議成立年月日及び番号」の欄には、当初の協議が成立し許可があったものとみなされる年月日及び文書番号を記載すること。

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 都第 号

備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発許可・建築許可に基づく地位承継届出書

都市計画法第44条の規定に基づき、開発許可・建築許可に基づく地位を承継しましたので、届け出ます。 年 月 日 一関市長 様 届出者 住所 氏名 連絡先	
開発許可・建築許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の住所及び氏名又は名称	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	
※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号
※ 受 理 番 号	年 月 日 都第 号

(A4)

- 備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 当該許可に基づく地位を承継したことを証する書面を添付すること。

開発許可に基づく地位承継承認申請書

<p>都市計画法第45条の規定により地位を承継したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>一関市長 様</p> <p>申請者 住所 氏名 連絡先</p>	
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
被 承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	
権 原 取 得 年 月 日	
取 得 の 原 因	
※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号
※ 承 認 番 号	年 月 日 都第 号

(A4)

- 備考1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 次の書類を添付すること。
- (1) 権原取得の原因の事実及び当該開発行為を行うために必要な資力を有することを証する書面
 - (2) 土地所有者等の関係権利者の同意書

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日
第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。 年 月 日

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 都第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 都第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

(A4)

- 備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

中間検査届出書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）のうち、中間検査対象工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 中間検査対象工事完了年月日 年 月 日
- 2 中間検査対象工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否

(A4)

- 備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

一関市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日
第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

(A4)

- 備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に係る工事完了公告前の建築物又は工作物の建築(建設)承認申請書

都市計画法第37条ただし書の規定による承認を受けたいので申請します。	
年 月 日	
一関市長 様	
承認申請者 住所 氏名 連絡先	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築物等の敷地の所在地及び面積	
建築物等の用途	
建築物等の構造	
建築物等の種別	
申請の理由	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 承認番号	年 月 日 第 号

(A4)

- 備考1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「建築物等の構造」の欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別及び階数を記載すること。
 - 4 「建築物等の種別」には、新築、改築、増築、移転等の別を記載すること。
 - 5 次の図書を添付すること。
 - (1) **ア** 位置図 (1/25,000 以上)、**イ** 区域図 (1/2,500 以上)、**ウ** 公図写し、**エ** 土地利用計画図 (1/1,000 以上)
 - (2) 建築物の場合は、**ア** 配置図、**イ** 各階平面図、**ウ** 断面図、**エ** 立面図 (いずれも建築確認申請時と同じもの)、工作物の場合は、**オ** 敷地位置図、**カ** 構造図
 - (3) 建築行為と宅地の造成工事を切り離して施行することが不相当であることが申請理由である場合は、**ア** 造成計画断面図 (予定建築物の基礎構造を図示すること。)、**イ** 建築基準法施行細則第1条の3第1項第5号の1の表に掲げる基礎伏図
 - (4) 開発者が国、地方公共団体又は地方公共団体が設立した土地開発公社等の場合は、**ア** 現場の現況写真、**イ** 当該開発行為に伴って整備される道路の管理予定者の承諾書 (管理予定者と開発者が同一の場合は添付不要)、**ウ** 仮設防災計画図 (流末排水が未完成の場合等、仮設防災計画が必要な場合のみ添付のこと)

用途地域の定められていない土地の区域における建築物（工作物）の特例許可申請書

<p>都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定に基づき、次のとおり建築物の建築の許可を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>一関市長 様</p> <p>申請者 住所 氏名 連絡先</p>				
開発許可を受けた者の氏名 又は名称				
開 発 許 可 番 号 年 月 日	年	月	日	第 号
開発許可を受けた際の建築物の制限の内容	敷地面積に対する 建築面積の割合	延べ床面積の敷地 面積に対する割合	高 さ	壁面の位置
建築物を建築しようとする 土地	所在 面積			
建築しようとする建築物	敷地面積に対する 建築面積の割合	延べ床面積の敷地 面積に対する割合	高 さ	壁面の位置
申 請 の 理 由				

(A4)

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の 申請します。		新築（新設） 改築 用途の変更	の許可を
年 月 日			
一関市長 様			
申請者 住所 氏名 連絡先			
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日	第	号
2 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日		
3 当該土地の所在、地目、地番及び面積			
4 予 定 建 築 物 等 の 用 途			
5 建築（建設）しようとする建築物（工作物）用又は途変更後の建築物の用途			
6 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途			
7 建築（建設）しようとする建築物（工作物）又は用途の変更後の建築物が法第42条第1項ただし書の許可基準（法第29条第1項第2号若しくは第3号、法第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号等に該当すること又は用途地域が定められていない非線引きの都市計画区域において、開発区域及びその周辺の区域における環境の保全上支障がないこと。）のいずれに該当するかの記事及びその理由			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			

(A4)

備考1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 建築理由書を添付すること。
- 3 次の図書を添付すること。
 - (1) 位置図 (1/25,000 以上)
 - (2) 区域図 (1/2,500 以上)
 - (3) 公図写し
 - (4) 土地利用計画図 (1/1,000 以上)
 - (5) 排水施設設計平面図

予定建築物等以外の建築等協議書

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>新築（新設）</td> </tr> <tr> <td>改築</td> </tr> <tr> <td>用途の変更</td> </tr> </table> の協議をします。		新築（新設）	改築	用途の変更
新築（新設）				
改築				
用途の変更				
年 月 日				
一関市長 様				
協議者 住所 名称 連絡先				
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
2 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日			
3 当該土地の所在、地目、地番及び面積				
4 予 定 建 築 物 等 の 用 途				
5 建築（建設）しようとする建築物（工作物）又は用途変更後の建築物の用途				
6 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途				
7 建築（建設）しようとする建築物（工作物）又は用途の変更後の建築物が法第42条第1項ただし書の許可基準（法第29条第1項第2号若しくは第3号、法第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号等に該当すること又は用途地域が定められていない非線引きの都市計画区域において、開発区域及びその周辺の区域における環境の保全上支障がないこと。）のいずれに該当するかの記事及びその理由				
8 そ の 他 必 要 な 事 項				

備考1 建築理由書を添付すること。

2 次の図書を添付すること。

- (1) 位置図（1/25,000以上）
- (2) 区域図（1/2,500以上）
- (3) 公図写し
- (4) 土地利用計画図（1/1,000以上）
- (5) 排水施設設計平面図

開 発 登 録 簿 の 写 し の 交 付 申 請 書

年 月 日

一関市長 様

住 所 :

氏 名 :

連絡先 :

下記の開発許可に係る開発登録簿の写しの交付をお願いします。

記

1 許可年月日及び番号

年 月 日 指令 第 号

2 許可を受けた者の住所及び名称

開発計画の技術的内容に関する事前指導申出書

次の開発計画について事前指導を受けたく、申出します。

年 月 日

一関市長 様

住 所
会 社 名
代表者名
連 絡 先

- 1 開発区域の位置
- 2 開発区域の面積
- 3 添付資料
 - (1) 位置図
 - (2) 区域図
 - (3) 土地利用計画図
 - (4) 設計説明書

注)

- ア 第 1 項は、開発区域の所在する土地について、市町村名、大字、小字名、町丁目等を記入すること。
- イ 第 2 項は、開発区域の面積を ha 単位で記入すること。なお、面積は 3 の(2)の区域図による図上測定値でよい。
- ウ 位置図は、縮尺 1 / 25,000 以上の都市計画図に開発区域の位置を朱書表示すること。
- エ 区域図は、縮尺 1 / 2,500 以上の地形図に開発区域を朱書き実線表示すること。
- オ 土地利用計画図は、縮尺 1 / 1,000 以上の地形図を用いて、住区計画区域の境界、開発区域の境界、公共公益施設の位置及び形状、予定建築物等の用途及び敷地の形状、土留擁壁等の位置を示すこと。
- カ 設計説明書は、設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、及び公共公益施設の整備計画について、事前指導を受けようとする内容を明らかにすること。

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	計	

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	年度	計
支 出	1 事業費							
	(1) 用地費							
	(2) 工事費							
	(3) 附帯工事費							
	(4) 事務費							
	(5) 借入金利息							
	(6)							
	(7)							
	2 借入償還金							
	(1)							
	計							
収 入	1 自己資金							
	2 借入金							
	(1)							
	3 補助負担金							
	(1)							
4 処分収入								
宅地処分収入								
	計							
借入金の借入先								

公共施設協議・同意書

公共施設名【 】

申請	都市計画法第32条の規定により、次のとおり協議します。 年 月 日 (公共施設管理者) 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 協議者住所 名称 連絡先 </div>		
開発行為の概要	開 発 区 域	地内 m ²	
	用 途 地 域 等		
	予 定 建 築 物 等		
	工 事 施 工 者		
	工 期		
	公 共 施 設 の 内 容 等		
同意	本書及び添付図書により協議のあった公共施設について、次の条件を付して同意する。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 様 (公共施設管理者) 印 (担当課： 部 課) </div>		
条件			

備考1 「公共施設の内容等」の欄には、協議対象公共施設の内容を具体的に記載すること。

2 様式は、協議内容に応じて適宜変更して差し支えないこと。

土地権利者同意書

開発者

住所

名称

私が権利を有する下記物件について、上記開発者が開発行為若しくは当該開発行為に関する工事を実施することについて、都市計画法第33条第1項第14号の規定に基づき同意します。

記

物件の所在	地番	地目	地積	権利の種類

年 月 日

土地所有者

住所

氏名

印

<h2 style="margin: 0;">設計者資格に関する申告書</h2>			
一関市長		年 月 日	
様		開発者 住所 名称	
次のとおり申告します。			
設計者の住所 及び氏名			
設計資格に関係のある学歴			
学校名	学部・学科名	修業年	卒業年月日
設計資格に関係のある資格又は講習			
種類	登録又は修了証番号	登録又は修了年月日	
※都市計画法施行規則第19条の該当		1号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ
		2号	

- 備考1 学歴を証明するものとして「卒業証明書」又は「卒業証書の写し」を添付すること。
- 2 資格又は講習を証明するものとして「資格証又は修了証の写し」を添付すること。
- 3 実務経験を証明するものとして「経歴書」を添付すること。